

第3編 風水害等対策編

目 次

第1章 災害予防計画	1
第1節 気象等観測体制整備計画	1
1 気象等観測体制の現状	1
2 観測体制の充実	2
3 気象情報等収集伝達体制	4
第2節 防災知識の普及計画	5
1 計画の概要	5
2 防災担当職員に対する防災教育	5
3 市民に対する防災知識の普及	5
4 事業所等に対する防災知識の普及	7
5 学校教育における防災教育	8
6 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育	8
7 洪水予報等河川に指定されていない中小河川における対策	8
第3節 地域防災力強化計画	9
1 自主防災組織等の育成・強化	9
2 企業（事業所）等における防災の促進	9
第4節 災害ボランティア受入体制整備計画	12
1 災害ボランティアの受入れ	12
2 社会福祉協議会との連携	12
3 一般ボランティア	12
4 専門ボランティア	12
5 ボランティア団体等	12
6 活動環境の整備	12
第5節 防災訓練計画	13
1 総合防災訓練	13
2 職員動員配備訓練	13
3 消防訓練	13
4 情報伝達訓練	13
5 防災関係機関の防災訓練	13
6 学校の防災訓練	13
7 防災対策上特に注意を要する施設における防災訓練	13
8 自主防災組織の防災訓練	14

9	企業・事業所の防災訓練	14
10	実践的な訓練の実施と事後評価	14
第6節	避難体制整備計画	15
1	避難場所及び避難所の指定と事前周知	15
2	避難指示等発令体制の整備	18
3	避難所等に係る施設、設備、資機材等の整備	22
4	避難行動要支援者の避難支援計画	22
5	避難誘導体制の整備	22
6	防災上特に注意を要する施設の避難計画	22
7	福祉避難所の指定	23
8	近隣市町村における指定緊急避難場所の指定	23
第7節	救助・救急体制整備計画	24
1	自主防災組織の対策	24
2	市及び消防機関の対策	24
第8節	火災予防計画	25
1	火災防止体制の整備	25
2	出火防止	25
3	消防用設備等の適正な維持管理指導	25
4	初期消火体制の強化	25
5	消防施設等の整備	25
第9節	医療救護体制整備計画	26
1	医療関係施設の役割	26
2	医療関係施設等の整備等	26
3	医療救護活動体制の整備	26
4	医療資器材供給等体制の整備	26
第10節	防災用通信施設災害予防計画	27
1	防災用通信施設の整備	27
2	通信施設の災害予防措置	27
3	通信機器の必要数の確保	27
4	電気通信設備等の活用	27
5	無線従事者の確保	27
第11節	地盤災害予防計画	28
1	土砂災害警戒区域等の調査・周知	28
2	山地災害危険地区の調査・周知	28
3	防災体制の整備	28
4	国土保全事業等の推進	29
5	災害防止に配慮した土地利用の誘導	29
6	緊急調査及び土砂災害緊急情報提供に係る実施体制の確立	30
第12節	孤立集落対策予防計画	31
1	孤立するおそれのある集落の把握	31

2	防災資機材等の整備	31
3	孤立予防対策の推進	31
4	防災体制の整備	31
第13節	都市防災計画	32
1	都市計画の地域地区等指定による災害に強いまちづくり	32
2	土地区画整理事業等の推進による防災性の強化	32
3	防災空間の整備による安全性の確保	32
第14節	建築物災害予防計画	33
1	建築物の火災耐力の向上促進	33
2	建築物の災害予防対策の推進	33
第15節	輸送体制整備計画	35
1	輸送施設及び輸送拠点の把握・点検	35
2	緊急輸送道路ネットワークの設定	35
3	物資輸送拠点の環境整備等	35
4	臨時ヘリポート候補地の選定	35
5	緊急輸送用車両等の確保・整備	35
6	緊急通行車両確保のための事前対策	35
第16節	各種施設災害予防関係	36
第1	交通関係施設災害予防計画	36
1	各施設に共通する災害予防計画	36
2	道路の災害予防計画	36
3	公共ヘリポート施設の災害予防計画	36
4	鉄道施設の災害予防計画	36
第2	土砂災害防止施設災害予防計画	38
1	各施設に共通する災害予防対策	38
2	治山施設等の災害予防対策	38
3	砂防設備等の災害予防対策	38
第3	河川・ダム施設災害予防計画	39
1	各施設に共通する災害予防対策	39
2	河川構造物の災害予防対策	39
3	浸水拡大を抑制するための災害予防対策	39
4	ダム施設の災害予防対策	39
5	洪水氾濫による被害の軽減に資する取組	39
第4	農地・農業用施設災害予防計画	40
1	各施設に共通する災害予防対策	40
2	農道施設の災害予防対策	40
3	農業用ダム施設の災害予防対策	40
4	用排水施設の災害予防対策	40
5	ため池施設の災害予防対策	40

第5 電力供給施設災害予防計画	41
1 電力供給施設災害応急計画フロー	41
2 活動体制の確立	41
3 被災状況の把握及び広報	41
4 応急対策	41
5 復旧対策	41
6 災害予防対策	41
7 災害対策用資機材等の仮置場の確保	41
第6 ガス供給施設災害予防計画	42
1 防災体制の整備	42
2 広報活動	42
3 ガス供給施設の災害予防対策	42
4 災害対策用資機材の整備	42
第7 放送施設災害予防計画	43
1 震災対策計画の策定	43
2 防災体制の整備	43
第8 電気通信施設災害予防計画	44
1 防災体制の整備	44
2 広報活動	44
3 電気通信施設災害予防計画	44
4 災害対策用資機材等の確保と整備	44
第9 上水道施設災害予防計画	45
1 防災体制の整備	45
2 広報活動の推進	45
3 上水道施設の災害予防対策	45
4 災害対策用資機材等の整備	45
5 生活用水水源の把握	45
第10 下水道施設災害予防計画	46
1 防災体制の整備	46
2 広報活動の推進	46
3 下水道施設の災害予防対策	47
4 災害復旧用資機材等の確保	47
第11 危険物等施設災害予防計画	48
1 危険物施設の安全対策	48
2 各施設に共通する安全対策	48
3 火薬類製造施設等の安全対策	48
4 高圧ガス製造施設等の安全対策	48
5 毒物劇物保管貯蔵施設の安全対策	48
6 有害物質取扱施設等の安全対策	48
7 放射線使用施設の安全対策	48

第17節 食料、飲料水及び生活必需品等の確保計画	49
1 基本的な考え方	49
2 備蓄品の確保	49
3 災害時における生活物資等の供給に関する協定の締結	49
4 備蓄場所等の整備	49
5 給水体制の整備	49
第18節 文教施設における災害予防計画	50
1 学校の災害予防対策	50
2 学校以外の文教施設及び文化財の災害予防対策	50
第19節 要配慮者の安全確保計画	51
1 在宅の要配慮者対策	51
2 社会福祉施設等における要配慮者対策	51
3 DWA T（災害派遣福祉チーム）の体制整備	52
4 外国人及び市外からの来訪者への対策	52
第20節 帰宅困難者対応計画	53
1 災害情報の提供及び事前対策の普及啓発	53
2 事業所における帰宅困難者対策の推進	53
3 学校における帰宅困難者対策の推進	53
4 駅やバスターミナルなど交通施設における帰宅困難者対策の推進	53
5 観光等での来訪者における帰宅困難者対策の推進	53
第21節 業務継続計画	54
1 業務継続計画の概要	54
2 本市の業務継続計画	54
3 事業者の事業（業務）継続計画	54
第2章 災害応急計画	55
第1節 災害対策本部	55
1 災害対策本部の設置基準等	55
2 本部員会議	55
3 職員の動員配備体制	55
4 職員動員の方法	55
5 災害対策本部設置時の留意点	55
6 災害対策本部における職員応援	55
7 災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等	55
8 業務継続性の確保	55
9 複合災害への対応	55
第2節 広域応援計画	56
1 県に対する要請（基本法第30条、第68条）	56
2 他の市町村に対する要請（基本法第67条）	56
3 指定地方行政機関等に対する要請	56

4	民間団体等に対する要請	56
5	知事に対する自衛隊の災害派遣要請依頼	56
6	支援体制の構築に係る留意点	56
7	消防の広域応援	56
8	広域応援・受援体制	56
第3節	被災県等への広域応援計画	57
1	被災県等への広域応援計画フロー	57
2	広域応援体制	57
3	被災した他県等への広域応援活動	57
第4節	広域避難計画	58
1	広域避難計画フロー	58
2	他の自治体への広域避難要請	58
3	他県等からの避難受入れ要請への対応	58
第5節	自衛隊災害派遣計画	59
1	自衛隊の災害派遣基準等	59
2	自衛隊災害派遣による救援活動の区分及びその概要等（自衛隊法第83条）	59
3	自衛隊災害派遣要請の手続き（自衛隊法施行令第106条）	59
4	自衛隊の自主派遣（自衛隊法第83条第2項）	59
5	自衛隊が災害派遣を決定した場合の手続き	59
6	自衛隊災害派遣部隊の受入れ体制の整備	59
7	自衛隊災害派遣部隊との協議、調整	59
8	災害派遣部隊の撤収	59
9	救援活動経費の負担	59
10	派遣要請先及び連絡窓口	59
第6節	情報収集伝達関係	60
1	災害時優先電話・連絡責任者の指定等	60
2	有線通信網の有効利用	60
3	有線通信が途絶した場合の体制	60
4	災害発生時の通信連絡	60
5	通信施設の被害対応	60
6	県への報告要領	60
第7節	気象情報等伝達計画	61
1	警戒レベルを用いた防災情報の提供	61
2	特別警報・警報・注意報等	61
4	要配慮者利用施設への伝達	70
5	消防法で定める火災気象通報及び火災警報	70
第8節	災害情報の収集・伝達計画	72
1	災害情報収集・伝達計画フロー	72
2	被害状況等情報収集活動の概要	72
3	災害発生直後の情報収集・伝達	72
4	災害応急対策活動実施時の情報収集・伝達	72

5 孤立集落に係る情報収集対策	72
6 災害報告の種類	72
7 被害情報の収集	72
8 防災情報システムの活用	72
9 被害関連情報の発信	72
第9節 広報計画	73
1 基本方針	73
2 市が行う広報	73
3 報道実施機関と相互連絡体制	73
4 報道機関への発表	73
5 被災者等への情報伝達活動	73
6 災害発生後の各段階における広報	74
7 安否情報の提供	75
8 広報活動実施上の留意点	75
9 広聴活動	75
第10節 避難計画	76
1 避難指示等応急対策フロー	76
2 避難場所等の指定	76
3 市民等の自主的な避難	76
4 行政の避難指示等に基づく避難	77
5 警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令	81
6 帰宅困難者、外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供	81
第11節 避難所運営計画	82
1 避難所運営計画フロー	82
2 避難所への受入れと必要な措置	82
3 避難所の運営管理	83
4 避難後の状況の変化に応じた措置	83
5 避難所運営に係る留意点	84
第12節 災害警備計画	85
1 災害警備計画フロー	85
2 災害警備体制の確立	85
3 災害警備活動の実施	85
第13節 救助・救急計画	86
1 救急・救助計画フロー	86
2 要救助者の通報・捜索	86
3 救助体制の確立	86
4 救助救急活動	86
5 負傷者等の搬送	86
第14節 消火活動計画	87
1 消火活動計画フロー	87
2 初期消火	87

3	火災防御活動	87
4	広域応援要請	87
第15節	医療救護計画	89
1	医療救護所の設置	89
2	医療関係機関に関する状況の把握と情報の提供	89
3	医療救護活動の実施及び調整	89
4	国等への支援要請	89
第16節	遺体の捜索・処理・埋葬計画	90
1	遺体対策計画フロー	90
2	遺体等の捜索	90
3	遺体安置所の設置場所	90
4	遺体の処理	90
5	遺体の埋火葬	90
第17節	交通輸送関係	91
第1	輸送計画	91
1	輸送計画フロー	91
2	優先すべき輸送需要	91
3	輸送施設被害情報及び輸送需要情報の収集	91
4	輸送手段及び緊急輸送路の決定	91
5	防災関係機関による輸送車両等の確保と輸送の実施	91
6	緊急輸送ルート確保	91
7	初動期における緊急空輸の実施と臨時ヘリポートの確保	91
8	一時集積配分拠点の確保	91
第2	道路交通計画	92
1	交通状況の把握	92
2	災害の未然防止	92
3	発災直後の交通路確保	92
4	情報の収集・伝達	92
5	緊急輸送道路の啓開	92
6	緊急交通路の確保	92
7	緊急通行車両	92
8	道路施設の応急復旧	92
第18節	鉄道災害応急計画	93
1	事故情報等の伝達及び広報	93
2	応急対策の実施	93
第19節	土砂災害防止施設災害応急計画	94
1	地盤災害防止施設災害応急計画フロー	94
2	被災状況調査	94
3	市民の安全確保	94
4	被害拡大防止措置	94

5 応急復旧.....	95
第20節 河川・ダム施設震災応急計画.....	96
1 河川・ダム施設災害応急計画フロー.....	96
2 被災状況調査.....	96
3 住民の安全確保等.....	96
4 被害拡大防止措置.....	96
5 応急復旧.....	97
第21節 農地・農業用施設災害応急計画.....	98
1 農地・農業用施設災害応急計画フロー.....	98
2 施設の緊急点検.....	98
3 被災状況の把握.....	98
4 応急対策及び応急復旧対策の実施.....	98
第22節 電力供給施設災害応急計画.....	99
1 電力供給施設災害応急計画フロー.....	99
2 活動体制の確立.....	99
3 被災状況の把握及び広報.....	99
4 応急対策.....	99
5 復旧対策.....	99
第23節 放送施設災害応急計画.....	100
1 放送施設災害応急計画フロー.....	100
2 活動体制の確立.....	100
3 応急措置の実施.....	100
4 応急復旧対策の実施.....	100
5 放送施設災害応急計画フロー.....	100
第24節 電気通信施設災害応急計画.....	101
1 電気通信施設災害応急計画フロー.....	101
2 応急対策.....	101
3 復旧計画.....	101
第25節 下水道施設災害応急計画.....	102
1 下水道施設災害応急計画フロー.....	102
2 活動体制の確立.....	102
3 被災状況の把握及び広報.....	102
4 応急対策.....	102
5 復旧対策.....	102
第26節 工業用水道施設災害応急計画.....	103
1 工業用水道施設災害応急計画フロー.....	103
2 活動体制の確立.....	103
3 被災状況の把握及び広報.....	103
4 応急対策.....	103
5 復旧対策.....	103

第27節 危険物等施設災害応急計画	104
1 危険物等施設災害応急計画フロー	104
2 共通の災害応急対策	104
3 個別の災害応急対策	105
4 危険物等流出応急対策	106
第28節 農林業・漁業災害応急計画	107
1 農林水産業災害応急計画フロー	107
2 被害状況の把握	107
3 二次災害防止措置	107
4 災害応急対策	107
第29節 生活支援関係	108
第1 食料供給計画	108
1 食料供給計画フロー	108
2 市が行う食料の調達及び配分	108
3 県が行う食料の調達等	108
4 食料の衛生管理、栄養指導	108
5 国によるプッシュ型支援の実施	108
第2 給水・上水道施設応急対策計画	109
1 給水・上水道施設応急対策フロー	109
2 活動体制の確立	109
3 被災状況の把握	109
4 緊急対策	109
5 応急対策	109
6 給水の方法	109
7 給水施設等の応急復旧	109
8 市民への広報	109
9 市民等の役割	109
第3 生活必需品等物資供給計画	110
1 生活必需品等物資供給計画フロー	110
2 市が行う調達	110
3 県が行う生活必需品等物資の調達等	110
4 物資等の配給方法	110
5 日本赤十字社山形県支部の対応	110
6 国によるプッシュ型支援の実施	110
7 燃料の供給	110
第4 保健衛生計画	111
1 保健衛生計画フロー	111
2 被災状況等の把握	111
3 活動体制の確立	111
4 防疫等資機材の確保	111

5	保健衛生対策の実施	111
6	被災動物対策	111
第5	廃棄物処理計画	112
1	廃棄物処理計画フロー	112
2	災害廃棄物処理	112
3	ごみ処理	112
4	市民の役割	112
5	仮置場の確保	112
6	し尿処理	112
7	収集計画	112
8	浄化槽の処理	112
9	処理計画	112
10	仮設トイレの設置	112
第30節	自発的支援の受入計画	113
1	自発的支援の受入計画フロー	113
2	災害ボランティア活動支援	113
3	義援物資の受入・配分	113
4	義援金の受入・配分	113
第31節	文教施設における災害応急計画	114
1	文教施設における災害応急計画フロー	114
2	学校の応急対策	114
3	応急教育の実施	114
4	災害時における学校給食等	114
5	学校以外の文教施設の応急対策	114
6	文化財の応急対策	114
第32節	要配慮者の応急対策計画	115
1	要配慮者の応急対策計画フロー	115
2	在宅の要配慮者対策	115
3	社会福祉施設等における要配慮者対策	116
4	DWA T（災害派遣福祉チーム）の派遣	117
5	外国人の援護対策	117
第33節	応急住宅対策計画	118
1	応急仮設住宅建設・被災住宅応急修理の計画フロー	118
2	住宅被災状況等の把握	118
3	応急仮設住宅の提供	118
4	被災住宅の応急修理	118
5	住宅建設資機材等の確保	118
6	建物関係障害物の除去	118
7	被災者のための相談	118
8	罹災者台帳及び罹災証明等	118
第34節	災害救助法の適用に関する計画	119

1	災害救助法による救助フロー	119
2	災害救助法の適用基準	119
3	被害状況等の判定基準	119
4	災害救助法による救助	119
5	災害救助法による救助の種類と実施体制	119
6	災害救助法による救助の程度、方法及び期間等	119
7	救助の実施に関する事務の処理	119
8	救助にかかった費用の請求	119
9	災害救助法適用時の報告、台帳等様式	119

第3章 災害復旧・復興計画 120

第1節 民生安定化計画 120

1	被災者のための相談	120
2	見舞金等の支給及び生活資金の貸付	120
3	雇用の確保等	120
4	応急金融対策	120
5	生活関連物資の需給及び価格状況の調査、監視及び情報の提供	120
6	住宅対策	120
7	租税の特例措置	120
8	公共料金の特例措置	120
9	被災者への各種措置の周知	120
10	その他の援助	120
11	物的公用負担等の実施	121
12	損失補償等	121

第2節 金融支援計画 121

1	農林漁業関係	121
2	中小企業関係	121

第3節 公共施設等災害復旧計画 121

1	被害状況の調査と県への報告	121
2	被害状況の県集計と国への報告	121

第4節 激甚災害指定による復旧 121

1	激甚災害指定の手続	121
2	激甚災害指定の調査と推進	121
3	復旧の基本方向の決定等	121
4	災害査定 of 促進	122
5	災害復旧関係技術職員等の確保	122
6	資金計画	122

第5節 災害復興計画 122

1	計画の概要	122
2	災害復興計画フロー	122
3	復興対策組織体制の整備	122
4	復興基本方針の決定	122

5 復興計画の策定	122
6 復興事業の実施	122
7 住民合意の形成	122

第4章 風水害対策計画..... 123

第1節 水防管理団体等体制整備計画..... 123

1 水防管理団体の義務	123
2 水防活動の組織及び任務等	123
3 水防体制の整備	126

第2節 洪水予報・水防警報伝達計画..... 128

1 洪水予報・水防警報伝達計画フロー	128
2 洪水予報【警戒レベル相当情報】の発表と伝達	128
3 水防警報の発表と伝達	129
4 水位到達情報【警戒レベル相当情報】の通知及び周知	130

第3節 水防活動計画..... 131

1 水防活動計画フロー	131
2 県の水防活動の基準	131
3 水防管理団体の水防活動の基準	132
4 水防体制と出動	132
5 気象状況の通知	133
6 巡視及び警戒	134
7 水門等の操作その他の措置	134
8 水防作業	135
9 避難のための立退	135
10 災害発生時の処理	135
11 水防解除	136

第4節 浸水想定区域の対策..... 137

第5節 避難情報の発令基準等..... 139

1 浸水害における避難情報の発令基準	139
2 関係機関への通知及び協力要請	140

第6節 応援計画..... 141

1 地元住民の応援	141
2 警察官の応援	141
3 他の水防管理団体の応援	141
4 協定	141
5 指導	141
6 自衛隊の応援	141

第7節 水防活動終了の報告..... 142

1 報告	142
------------	-----

第8節 風害対策等計画	143
1 台風対策	143
2 市民に対する防災知識の普及と指導	143
3 治山・治水対策	145
第5章 土砂災害対策計画	147
第1節 土砂災害予防計画	147
1 土砂災害危険箇所の調査・周知	147
2 土砂災害危険区域の警戒	149
3 予報・警報及び避難指示等	149
4 災害危険区域の改修事業の推進	150
5 防災体制の整備	150
6 地盤災害予防対策の推進	150
7 災害防止に配慮した土地利用の誘導	151
8 被災宅地危険度判定体制の確立	151
9 緊急調査及び土砂災害緊急情報提供に係る実施体制の確立	151
第2節 警戒避難体制整備	152
1 基本指針	152
2 基本的事項	152
3 土砂災害の危険性の周知	153
4 情報の収集	153
5 情報の伝達	154
6 避難指示等の発令・解除	154
6 安全な避難場所・避難経路の確保	157
7 要配慮者への支援	157
8 二次災害防止	158
9 防災意識の向上	158
第3節 避難計画	160
1 避難計画に関する事項	160
2 避難路の設定及び周知	160
3 避難場所の設定及び周知	160
4 避難誘導責任者	160
5 避難する場合の留意事項	161
6 避難した際の留意点	161
7 避難が困難な場合の留意点	161
第4節 大規模土砂災害対策計画	162
1 大規模土砂災害対策フロー	162
2 緊急調査	162
3 土砂災害緊急情報	162
4 避難指示等	163
第6章 火山災害対策計画	164

第1節 火山災害予防計画	164
1 予想される被害	164
2 防災体制の構築及び関係機関との連携	166
3 火口周辺規制及び入山規制の範囲	169
4 危険区域の想定と周知	170
5 火山噴火に対応した土砂災害対策	171
6 観測体制の整備	171
7 噴火警報等の発表及び伝達	172
8 火山防災協議会の設置等	178
9 警戒避難体制の整備	179
第2節 火山災害応急計画	181
1 避難の実施及び解除	181
2 救助・救急・医療活動	183
3 登山届等の提出の周知・啓発	183
4 防災訓練の実施	183
5 情報の共有等	184
6 降灰対策の実施	184
7 防災知識の普及啓発	184
第7章 雪害対策計画	185
第1節 ライフライン等確保計画	185
1 交通の確保	185
2 電力の確保	191
3 通信の確保	191
第2節 雪崩災害防止計画	193
1 雪崩危険箇所の調査・周知	193
2 雪崩防止施設等の整備	193
3 危険箇所の警戒	194
4 事前回避措置の実施	194
5 雪崩発生時の応急措置	194
第3節 市民生活の安全確保計画	196
1 一般建築物の雪害予防	196
2 雪害処理マニュアルの活用	197
3 大雪警報及び雪害、断続的な降雪に対する体制	197
4 安全な雪下ろし作業等	197
5 建物の雪害防止	198
6 豪雪地帯の要配慮世帯に対する除雪援助	199
7 堆積雪の運搬	199
8 除雪に要する労務の充足	199
9 公共建築物等の積雪の除去	199
10 農作物、果樹等における雪害対策	199
11 消防水利の整備	199

第3編 風水害等対策編

12 孤立集落対策..... 200

13 総合的雪対策..... 200

第3編 風水害等対策編

第1章 災害予防計画

第1節 気象等観測体制整備計画

■関係部課局

市民環境部

■関係機関

国土交通省、気象庁、山形地方気象台、県、報道機関、消防機関

風水害等を防止するためには、市域における気象状況等の把握が極めて重要である。市、県及び防災関係機関等は、気象情報等収集及び観測体制の強化を図るとともに、山形地方気象台等の関係機関との通報連絡体制等の整備に努める。

1 気象等観測体制の現状

(1) 山形地方気象台の観測体制

ア 気象官署（山形地方気象台）

気圧、気温、湿度、風向・風速、降水量、積雪の深さ、降雪の深さ、日照時間、日射量、天気、視程、大気現象を自動的に観測している。

イ 特別地域気象観測所 2地点（酒田・新庄）

気圧、気温、湿度、風向・風速、降水量、積雪の深さ、降雪の深さ、日照時間、視程、大気現象を自動的に観測している。

ウ 地域気象（雨量）観測所 23地点

降水量、風向・風速、気温、積雪深の観測を自動で行っている。

観測所名	米沢（ヨネザワ）
所在地	米沢市アルカディア
緯度	北緯： 37 度 54.7 分
経度	東経： 40 度 8.6 分
観測所の種類	地域気象観測所（アメダス）
観測要素	気温・降水量・風向風速・日照時間・積雪深
海面上の高さ（標高）	245 m
風速計の高さ	9.4m
温度計の高さ	1.5m
観測開始年月日	平成 17 年 12 月 1 日

エ 航空気象観測所 2地点（山形 地点名「東根」・庄内 地点名「浜中」）

降水量、風向・風速、気温の観測を自動で行っている。

オ ウィンドプロファイラ

上空の風向風速の観測を行うウィンドプロファイラを酒田市に設置している。観測データは気象庁に集められ、きめ細かな天気予報のもととなる数値予報などに利用している。

カ 潮位観測

国土交通省東北地方整備局が酒田港に、国土地理院が鼠ヶ関港及び飛島港に設置している検潮所のデータを利用し、高潮等の監視を行っている。

キ 波浪観測

国土交通省港湾局が酒田港に設置している波浪計や酒田沖に設置しているGPS波浪計のデータを利用し、波浪等の監視を行っている。

※上記の気象観測データは、気象庁ホームページで公開している。

(2) その他関係機関の観測体制

ア 国土交通省

国土交通省は、国の直轄管理にかかる道路及び河川の管理及び防災上必要な地点に自動観測装置を設置し、データを通信回線で収集して監視するシステムを運用している。システムは道路系と河川系に大別され、前者は雨量、気温、積雪、風向・風速、凍結検知のデータを、後者は雨量、積雪、水位・流量、水質のデータを観測している。データは、山形県を管轄する東北及び北陸の各地方整備局並びに山形、酒田の各河川国道事務所及び新庄河川事務所の監視画面に表示されるほか、集約した情報がファクシミリ及び「川の防災情報」により県県土整備部にも提供されている。

イ 県

(ア) 公共土木施設関係

県県土整備部は、県の管理する道路、河川、ダム及び地すべり危険箇所等、施設管理及び防災上必要な地点に観測装置を設置し、降雨量、積雪深及び水位等を観測している。観測データは、通信回線等を通じて当該地域を管轄する総合支庁等に送信され、水防・除雪等対策の実施に活用されている。

(イ) 農業土木施設関係

県農林水産部は、所管する農業用ダム等の大規模な農業水利施設のうち、施設管理上必要な地点に気象観測装置を設置し、降雨量、水位等を観測している。観測されたデータは、必要に応じ、施設を管理する土地改良区等を通じて県に報告され、洪水調整等対策の実施に活用されている。

ウ 市及び置賜広域行政事務組合消防本部

市及び置賜広域行政事務組合消防本部は、気温、湿度、雨量、降雪量及び積雪深等を毎日観測し、災害が発生した場合の応急対策を実施する際のデータとして活用している。

エ 東日本旅客鉄道株式会社

東日本旅客鉄道株式会社は、県内の駅等の観測地点で、次により、気象観測を行っている。

(ア) 職員による計測

各駅の職員は、天候、風向、気温、気圧、湿度、雨量、降雪及び積雪を1日2回観測し、定時に管轄する支社へ報告する。観測結果は記録として保存し、災害及び事故発生時の気象状況の分析等に活用する。

(イ) 機械観測

駅、駅間及び橋梁等に自動雨量計・風速計等を設置し、雨量・風速を2分間隔で計測する。観測結果は管轄する支社等に設置された監視画面に表示され、運転規制等に使用する。

冬期間は県内数か所の駅に設置された観測器で、降雪深及び積雪深を1時間間隔で記録する。

オ 東日本高速道路株式会社

東日本高速道路株式会社は、県内の高速道路沿線の各所に気象観測装置を設置し、気象データを遠隔操作により取得しているほか、一般財団法人日本気象協会から気象データの提供を受け、道路標識板による運転者への気象状況の伝達や、速度規制、除雪車の出動等に活用している。

2 観測体制の充実

山形地方気象台は、気象、高潮、高波、地震・津波及び火山現象等に関する観測施設を適切に整備・配置し、維持に努めるとともに、観測施設等の整備にあたっては耐震性を含めた信頼性の確保に努める。ま

た、災害に結びつく詳細な自然現象の把握のために、防災関係省庁、地方公共団体等と協力して観測体制の充実に努める。

各機関は、自動観測装置や遠隔監視システムの導入等、観測体制の充実・強化及び観測施設の信頼性の確保を図るとともに、観測情報を相互に提供できるシステムの構築を推進するよう努める。また、観測施設の信頼性の確保に当たり、国土交通省令で定める技術上の基準に従って観測を行い、その旨を気象庁長官（受付は山形地方気象台）に届け出る。なお、山形地方気象台は必要に応じ、観測の実施方法について指導することや、気象観測の成果について報告を求めることができる。

<市内雨量観測所一覧表>

管理者名	河川名	局名	所在地	観測開始
置賜総合支庁	最上川	米沢監視	米沢市金池(置賜総合支庁)	-
置賜総合支庁	堀立川	三郎山	米沢市李山字三郎山	H13. 11. 26
置賜総合支庁	綱木川	綱木	米沢市大字築沢字綱木	H19. 4. 1
置賜総合支庁	綱木川	綱木川ダム	米沢市大字築沢字糸畔向	H19. 4. 1
山形河川国道事務所	羽黒川	刈安	米沢市万世町刈安	S31. 1. 1
山形河川国道事務所	最上川	米沢	米沢市中田町(米沢国道維持出張所)	S52. 12. 22
山形河川国道事務所	鬼面川	吾妻山	米沢市大字関字湯入沢	S15. 1. 1
山形河川国道事務所	鬼面川	入田沢	米沢市大字入田沢字大西	S31. 1. 1
福島河川国道事務所	阿武隈川	板谷沢	米沢市大字板谷	-
気象庁	最上川(羽黒川)	米沢	米沢市アルカディア一丁目	S51. 3. 10 H17. 11. 30 移設

出典：山形県水防計画

※ 置賜総合支庁が管理していた雨量観測所3か所（万世、唐戸屋、天元台）は、観測地点1局当たり半径5kmをカバーできるため、令和2年10月8日に廃止されている。

<市内水位観測所一覧表>

管理者名	河川名	局名	所在地	観測開始
山形河川国道事務所	最上川	上新田	米沢市上新田	S8. 6. 1
山形河川国道事務所	最上川上流	糠野目	高畠町糠野目	S25. 9. 1
置賜総合支庁	羽黒川	関根	米沢市関根	S46. 7. 1
置賜総合支庁	羽黒川	花沢	米沢市花沢	S24. 1. 1
置賜総合支庁	鬼面川	館山	米沢市館山	S24. 1. 1
置賜総合支庁	堀立川	中央	米沢市中央	S47. 6. 1
置賜総合支庁	天王川	露藤	高畠町露藤	S46. 4. 1
置賜総合支庁	最上川	相生	米沢市相生町	H19. 4. 1
置賜総合支庁	誕生川	堀金	川西町堀金	H20. 9. 1

出典：山形県水防計画

<危機管理型水位観測所一覧表>

河川管理者が、住民がスマートフォン、タブレット、PC等を用いて、簡単に閲覧し、避難行動などの参考にすることができるように設置したもの。

管理者名	河川名	局名	所在地	観測開始
置賜総合支庁	羽黒川	万世橋	米沢市万世町桑山	H31. 4. 1
置賜総合支庁	鬼面川	鬼面川橋	米沢市六郷町西藤泉	H31. 4. 1
置賜総合支庁	太樽川	塔之原橋	米沢市小野川町	H31. 4. 1
置賜総合支庁	蛭川	新御廟橋	米沢市御廟二丁目	H31. 4. 1

出典：山形県水防計画

3 気象情報等収集伝達体制

市は、迅速かつ適切な応急対策を実施するため、米沢市防災情報集約システム及びインターネット等を活用し、気象・水位情報等の早期収集に努める。

- ・川の防災情報による情報収集（国土交通省）
- ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）による情報収集（気象庁）
- ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）による情報収集（気象庁）
- ・防災情報提供システムによる情報収集（気象庁）
- ・注意報、警報及び気象予報等の収集（山形地方気象台）
- ・市町村相談専用電話による情報収集（山形地方気象台）
- ・山形県河川砂防情報システムによる情報収集（山形県）
- ・気象観測データの収集（米沢消防署）

第2節 防災知識の普及計画

■関係部課局

総務部、教育委員会

■関係機関

県、消防機関、市民（自主防災組織、町内会）、各種施設管理者及び企業（防火管理者、危険物取扱者、病院・福祉施設、ホテル、大規模小売店舗等）

1 計画の概要

市及び県等の防災関係機関等が、災害時応急対策の主体となる職員に行う防災教育及び地域住民の防災意識の向上を図るために行う防災知識の普及・啓発について定める。

なお、普及・啓発に当たっては、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の推進、学校における防災教育等の充実を図り、県全体としての防災意識の向上を図るものとする。

2 防災担当職員に対する防災教育

震災対策編第1章第2節「3 防災担当職員に対する防災教育」に同じ。

3 市民に対する防災知識の普及

市、県及び国は、被害の防止、軽減の観点から、市民に対して「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、理解と協力を得るものとする。

また、大規模な災害が発生した場合には、すべての応急対策について行政が対応することが困難であり、市民自らの自主防災意識と行動が重要となることから、気候変動の影響も踏まえつつ、防災訓練や啓発活動等を通して市民に対する防災知識の普及を図る。

なお、市、県及び国は、市民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組みを行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクに関する情報の提供に努めるとともに、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組みを推進する。

(1) 啓発内容

気候変動の影響と考えられる異常気象に伴う災害が増加していることを踏まえ、災害に備えた普段の心得や災害発生時の心得として、次の事項について啓発を行う

ア 災害への備えについての啓発事項

(ア) 住宅の安全点検

(イ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

(ウ) 最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄（ローリングストック法*の活用）

※ローリングストック法：普段の生活で消費する食品や生活必需品を少し多めに買っておき、古くなったものから順に使用し、使用した分を新たに買い足すことで常に一定量を確保しておく備蓄方法。

(エ) 自動車へのこまめな満タン給油

(オ) 高齢者用、乳幼児用、食物アレルギー者用等、家族の実情に応じた食料等の備蓄

- (カ) 家族が服用している医薬品の情報等の把握
- (キ) ペットとの同行避難や避難所での飼養についての準備（しつけと健康管理、迷子にならないための対策、飼い主明示、避難用品や備蓄品の確保等）
- (ク) 水害保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- (ケ) 本市の災害史や災害教訓・伝承、地域の危険情報の把握
- (コ) 応急救護の方法
- (サ) マイ・タイムライン（個人の防災行動計画）の作成

イ 災害予想区域図の周知

市は、想定される被害の危険区域及び指定緊急避難場所、避難経路等を示した災害予想区域図（ハザードマップ）、防災マップ、災害発生時の行動マニュアル等を作成し、住民等に周知する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。

また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解促進に努める。

ウ 災害発生後の行動等についての啓発事項

- (ア) 特別警報・警報・注意報発表時、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動
- (イ) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服した、避難行動を取るべきタイミングを逸することない適切な行動
- (ウ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の風水害のおそれのない適切な避難場所、避難経路
- (エ) 広域避難の実効性確保のための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- (オ) 応急救護の方法
- (カ) 通信システムの適切な利用方法（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）
- (キ) 高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮
- (ク) ライフライン途絶時の対策
- (ケ) 男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮
- (コ) 指定避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識
- (サ) 生活の再建に資する行動（家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影する等）

(2) 啓発方法

市及び県は、広報よねざわ、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布や、防災ビデオの貸し出し、防災学習館の利用、ホームページの活用などを促進するとともに、市民を対象とした防災の基礎知識講座や防災セミナーの開設に努め、さらにはまちづくり出前講座において、防災知識と自助を基本とした防災意識の啓発を推進する。

併せて、地域における自主防災組織、町内会、各種団体、ボランティア等の活動並びに消防機関で実施する応急手当講習会など地域コミュニティにおける多様な主体の関わりを通じて防災知識と自助を基本とした防災意識の普及啓発を図るとともに、防災（防災・減災への取組み実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

また、適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、避難所の運営を自主防災組織で担う等、地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

(3) 市民の責務

市民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。

4 事業所等に対する防災知識の普及

大規模な災害が発生した場合、地域において事業所等との連携活動が重要となることから、市及び県は、気候変動の影響も踏まえつつ、自衛防災体制の整備・強化指導を通して事業所等に防災知識の普及を図るとともに、地域との連携・協力体制の強化を促進する。

県公安委員会や運送事業者等は、地域の実情に応じ、各種研修等を通じて、大雪時も含め冬期に運転する際の必要な準備について、車両の運転者への周知に努める。

(1) 啓発内容

災害に備えた普段の心得や災害発生時の心得として、次の事項について啓発を行う。

ア 災害への備えについての啓発事項

- (ア) 事業者等の安全点検
- (イ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- (ウ) 最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄（ローリングストック法の活用）
- (エ) 自動車へのこまめな満タン給油
- (オ) 水害保険・共済等の事業所等の再建に向けた事前の備え
- (カ) 本市の災害史や災害教訓・伝承、地域の危険情報の把握

イ 災害予想区域図の周知

市は、想定される被害の危険区域及び指定緊急避難場所、避難経路等を示した災害予想区域図（ハザードマップ）、防災マップ、災害発生時の行動マニュアル等を作成し、住民等に周知する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか確認を促すよう努める。

また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、事業所が所在する地域の災害リスクや建物の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解促進に努める。

ウ 災害発生後の行動等についての啓発事項

- (ア) 特別警報・警報・注意報発表時、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動
- (イ) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服した、避難行動を取るべきタイミングを逸することない適切な行動
- (ウ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の風水害のおそれのない適切な避難場所、避難経路
- (エ) 広域避難の実効性確保のための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- (オ) 応急救護の方法
- (カ) 通信システムの適切な利用方法（災害伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）
- (キ) 高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮
- (ク) ライフライン途絶時の対策
- (ケ) 男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮
- (コ) 指定避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識
- (サ) 生活の再建に資する行動（家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影する等）

(2) 啓発方法

市及び県は、広報よねざわ、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布や、防災ビデオの貸し出し、防災学習館の利用、ホームページの活用などを促進するとともに、事業所等に対するまちづくり出前講座の実施や集団指導に努め、防災知識と防災意識の啓発を促進する。

また、地域における自主防災組織、町内会、各種団体、ボランティア等の活動並びに消防本部で実施する応急手当講習会など地域コミュニティにおける多様な主体の関わりを通じて防災知識と自助を基本とした防災意識の普及啓発を図る。

5 学校教育における防災教育

市、県及び国は、地域の防災力を高めていくため、気候変動の影響も踏まえつつ、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。また、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

(1) 児童生徒等に対する防災教育

市及び県は、防災教育を学校教育の中に位置付け、児童生徒等の発達段階に応じ、災害発生時に起こる危険や災害時の対応、本県の災害史、災害教訓・伝承等について理解させ、安全な行動をとれるよう次の事項に留意して教育する。また、県は、私立学校に対してもこれに準じて教育を行うよう指導する。

ア 児童生徒の発達段階や学校種別、学校の立地条件等によって指導内容や指導方法を具体的に考え実施すること。

イ 児童生徒の発達段階に応じて、防災教育資材、学校安全資料を活用し指導すること。

ウ 自然体験学習、福祉体験学習及びボランティア体験学習等の機会を捉えて、児童生徒が自身の安全を守るための力を育成すること。

(2) 教職員に対する防災教育

ア 県・市町村教育委員会は、初任者研修、経験者研修等において、災害の基礎知識、児童生徒等の発達段階や地域の特性に応じた避難行動等に関する研修を行う。

イ 校長は、教職員が災害発生時に主体的に動けるよう各人の役割を明確にし、マニュアル等を用いて定期的に校内研修を実施する。

6 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育

震災対策編第1章第2節「5 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育」に同じ。

7 洪水予報等河川に指定されていない中小河川における対策

県は、市町村長が必要と認める河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて市町村等へ水位や浸水想定情報を提供するよう努める。

市長は、洪水予報又は特別警戒水位に到達した旨の周知（以下「洪水予報等」という。）を行うを河川として指定した河川（以下「洪水予報等河川」という。）に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、水位情報や浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

第3節 地域防災力強化計画

■関係部課局

市民環境部、教育委員会

■関係機関

県、市民（自主防災組織、町内会）、消防機関、企業（事業所）等

災害発生時においては、公的機関による防災活動（公助）のみならず、市民が自らの安全を確保する（自助）地域住民及び企業（事業所）等による自発的かつ組織的な防災活動（共助）が極めて重要である。こうした考え方を基本に、市は、地域、企業（事業所）等における自主的な防災組織の育成・整備など、地域防災力の強化に努める。

1 自主防災組織等の育成・強化

(1) 育成の主体

市は、法第5条第2項の規定により、自主防災組織の育成主体として位置づけられていることから、自治会、町内会等に対する指導・助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成・強化に努め、消防団との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

県は、自主防災組織の組織化及び組織活性化を支援するため、市町村の行う自主防災組織の育成整備活動及び自主防災組織の活動状況等を把握するとともに、市町村に対して助言・協力を行う。また、自主防災組織の活動において中核的存在となる人材（以下「自主防災リーダー」という。）の育成を支援するため、自主防災リーダー研修会等を実施する。

市、県及び国は、各地域において、自主防災リーダーの育成等、自助・共助の取組みが適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

防災関係機関は、市町村が行う自主防災組織の育成整備活動への協力に努める。

(2) 育成の方針

震災対策編第1章第3節「1 自主防災組織等の育成・強化(2)」に同じ。

(3) 自主防災組織の規模

震災対策編第1章第3節「1 自主防災組織等の育成・強化(3)」に同じ。

(4) 育成強化対策

震災対策編第1章第3節「1 自主防災組織等の育成・強化(4)」に同じ。

(5) 自主防災組織の活動内容

震災対策編第1章第3節「1 自主防災組織等の育成・強化(5)」に同じ。

(6) 関係団体との連携

震災対策編第1章第3節「1 自主防災組織等の育成・強化(6)」に同じ。

(7) 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

震災対策編第1章第3節「1 自主防災組織等の育成・強化(7)」に同じ。

2 企業（事業所）等における防災の促進

市及び県は、企業（事業所）等における自衛消防組織の整備促進及び事業継続計画（BCP）の策定促進を図る。また、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。また、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（B

ＣＰ）策定支援及び事業継続マネジメント（ＢＣＭ）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

(1) 事業所等における自衛消防組織の育成

① 育成の方針

次の施設を管理等する企業（事業所）等は、自衛消防組織の整備を推進する。

- ア 高層建築物、劇場、百貨店、旅館及び学校等、多数の者が出入りし又は居住する施設
- イ 石油類、高圧ガス、火薬類及び毒劇物等を貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所
- ウ 多数の従業員が勤務する事業所で、組織的に防火活動を行う必要がある施設

② 育成強化対策

ア 消防法に基づく指導

消防機関は、多数の者が出入りし、勤務し又は居住する建築物並びに一定規模以上の危険物製造所等、消防法に基づき自衛消防組織の設置及び消防計画の作成が義務付けられている施設について、法令に基づき適正な措置が講じられるよう指導する。

また、消防計画に基づいて定期的に行われる初期消火、通報及び避難等の訓練が適切に実施されるよう、訓練内容の指導及び消防技術の講習を行う

イ 自衛消防組織の整備推進に向けた理解の確保

市は、消防法の規定により自衛消防組織の設置が義務付けられていない施設についても、自衛消防組織の設置が推進されるよう、関係者の理解確保に努める。

また、これらの施設について、自衛消防組織が設置された場合には、被害の発生と拡大を防止するための防災計画の策定並びに定期的な防災訓練の実施により自主防災体制の確立が図られるよう、関係者の理解確保に努める。さらに、訓練内容の指導及び消防技術の講習を行う

③ 自衛消防組織等の活動内容

自衛消防組織等の主な活動内容は次のとおりである。

ア 平常時の行動

- (ア) 防災要員の配備
- (イ) 消防用設備等の維持及び管理
- (ウ) 家具・什器等の落下・転倒防止措置
- (エ) 各種防災訓練の実施等

イ 災害発生時の行動

- (ア) 出火防止及び初期消火活動の実施
- (イ) 避難誘導活動の実施等
- (ウ) 救援、救助活動の実施等

(2) 企業等における事業継続計画の策定促進

企業等は、災害時における企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、各企業において災害時に中核事業を継続又は早期に復旧させるための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とサプライチェーンの確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取り組みを通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

企業等は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

市及び県は、企業における事業継続計画（BCP）の策定が促進されるよう普及啓発を図るとともに、実効性の高い方策が盛り込まれるよう計画策定への支援を行う。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

(3) 市町村等における事業継続力強化支援計画の策定促進

県、市町村、商工会及び商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

(4) 企業等における帰宅困難者対策の促進

企業等は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

市及び県は、災害時において公共交通機関が運行を停止するなど自力で帰宅することが困難な従業員等に対し、一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促す。

第4節 災害ボランティア受入体制整備計画

■関係部課局

市民環境部、健康福祉部

■関係機関

県、社会福祉協議会、日本赤十字社、市民（自主防災組織、町内会）報道機関、ボランティア団体

大規模な災害発生時には、市がすべてに対応することは困難であることから、大規模な災害が発生し被災者に対する救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合等に、重要な役割を担うことが期待される災害ボランティアについて、受入体制及び活動環境の整備について定める。

また、市及び関係機関は、ボランティアの自主性を尊重し、災害時のボランティア活動が円滑に進められるよう、災害ボランティアの育成、民間団体との連携、他市町村とのネットワークづくりなど、ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

1 災害ボランティアの受入れ

震災対策編第1章第4節「1 災害ボランティアの受入れ」に同じ。

2 社会福祉協議会との連携

震災対策編第1章第4節「2 社会福祉協議会との連携」に同じ。

3 一般ボランティア

震災対策編第1章第4節「3 一般ボランティア」に同じ。

4 専門ボランティア

震災対策編第1章第4節「4 専門ボランティア」に同じ。

5 ボランティア団体等

震災対策編第1章第4節「5 ボランティア団体等」に同じ。

6 活動環境の整備

震災対策編第1章第4節「6 活動環境の整備」に同じ。

第5節 防災訓練計画

■関係部課局

市民環境部、教育委員会

■関係機関

市民（自主防災組織、町内会）、各種施設管理者及び企業（防火管理者、危険物取扱者、病院・福祉施設、ホテル、大規模小売店舗等）、消防機関

災害発生時の防災活動を的確かつ円滑に実施するためには、平常時における訓練の積み重ねが重要である。また、災害対策の実施には防災関係機関及び地域住民が主体となって活動する自主防災組織との連携が重要となるため、市は、総合的な訓練を実施し、災害対応力の強化に努めるものとする。

1 総合防災訓練

震災対策編第1章第5節「1 総合防災訓練」に同じ。

2 職員動員配備訓練

震災対策編第1章第5節「2 職員動員配備訓練」に同じ。

3 消防訓練

震災対策編第1章第5節「3 消防訓練」に同じ。

4 情報伝達訓練

震災対策編第1章第5節「4 情報伝達訓練」に同じ。

5 防災関係機関の防災訓練

震災対策編第1章第5節「5 防災関係機関の防災訓練」に同じ。

6 学校の防災訓練

学校管理者は、学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を策定し、冷静かつ迅速な行動が取れるよう、的確な対応を確保する。

特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、毎年、梅雨や台風の時期を迎える前までを目途に、防災訓練と合わせた防災教育を実施するよう努めるものとする。

市、県、国及び関係機関は、学校における防災訓練等について、必要に応じて助言等を行うものとする。

なお、以下の点に留意して年1回以上防災訓練を実施する。

- (1) 授業中、昼休み等学校生活の様々な場面を想定すること。
- (2) 児童・生徒の避難誘導を実施すること。
- (3) 季節を考慮した訓練を実施すること。
- (4) できる限り地域との連携に努めること。

7 防災対策上特に注意を要する施設における防災訓練

危険物等施設及び病院・福祉施設並びにホテルや大規模小売店舗等不特定多数の者が利用する施設等、

防災対策上特に注意を要する施設の管理者等は、大地震が発生した場合の職員の対応等について定めた防災計画に基づき、施設利用者の避難誘導や初期消火等の訓練を実施する。

特に、病院・福祉施設には、病人、けが人、高齢者及び障がい者等の要配慮者が多数在所していることから、施設の管理者は、市町村及び消防等の防災関係機関との緊密な連携のもとに、情報伝達訓練を取り入れた訓練を実施する。

防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、洪水及び土砂災害発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

市及び県は、要配慮者利用施設の避難訓練の実施状況等について、定期的に確認する。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

8 自主防災組織の防災訓練

震災対策編第1章第5節「8 自主防災組織の防災訓練」に同じ。

9 企業・事業所の防災訓練

震災対策編第1章第5節「9 企業・事業所の防災訓練」に同じ。

10 実践的な訓練の実施と事後評価

震災対策編第1章第5節「10 防災訓練の評価」に同じ。

第6節 避難体制整備計画

■関係部課局

総務部、教育委員会

■関係機関

消防機関、学校、病院、幼稚園、保育所、社会福祉施設等

大規模災害発生後の火災や家屋倒壊その他の二次的災害の発生が市民の生命を脅かすことになることから、地域市民等を安全な場所に計画的に避難させるために、事前に避難体制を整え、人的被害を最小限にとどめる。

1 避難場所及び避難所の指定と事前周知

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、地域住民等が災害による危険を事前に回避する場合又は住家の倒壊等により生活の本拠を失った場合等を考慮し、公園、緑地、グラウンド、体育館、公民館及び学校等の公共施設等を対象に、その管理者（設置者）の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所（公園、緑地、グラウンド等）及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所（体育館、公民館及び学校等の公共施設等）（以下この節において「指定避難所等」という。）をあらかじめ指定し、防災計画に定めるとともに、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

(1) 避難所等の定義

指定緊急避難場所	災害による危険から避難してきた市民等が、危険が去るまで又は避難所へ移動するまでの間、一時的に滞在するために利用する公園、緑地又は学校のグラウンド等であり、防災計画で指定した場所をいう。 また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
指定避難所	家屋の倒壊、焼失等で被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者を体育館、公民館及び学校等の公共施設等に避難させ、一定期間保護するための施設であり、法の基準を満たし、かつ防災計画で指定した施設をいう。
一時避難場所	市民が避難する場合、地域の自主防災組織を中心として、安否確認及び情報確認を行い、集団を形成するため、一時的に様子を見る空地、駐車場、広場等の場所をいう。
福祉避難所	災害時に一般の避難所で過ごすことが難しい、支援が必要な高齢者や障がい者等を受け入れるための設備、器材、人材を備えた避難所施設。最初に一般避難所に入った後、受け入れ態勢が整った時点で対象者が移る「2次避難所」として運営されることが多い。

※米沢市指定避難所等については、「資料編」を参照。

(2) 指定避難所等の指定

市は、避難所等を指定するにあたり、次の事項に留意する。

ア 指定避難所については、以下の事項を満足する施設を指定すること。

- ・ 避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有する（規模条件）
- ・ 速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する（構造条件）
- ・ 避難所の開設が必要となった場合に、迅速に開設を行うことが可能な管理体制等を有する

- ・ 災害救助物資等の輸送が比較的容易な場所にある（交通条件）
- ・ 水害や土砂災害等の発生が想定されない区域に立地する、または、災害の発生が想定される区域であっても、災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者を滞在させることが可能である施設（立地条件）

イ 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定すること。

ウ 災害の種類別、地区別に指定し、可能な限り、高齢者、乳幼児及び障がい者等が歩いて避難できる程度の近傍に確保すること。

また、一旦避難した指定避難所等に更に危険が迫った場合に、他の指定避難所等への移動が容易に行えることや、救急搬送及び物資輸送体制（救援・輸送用のヘリコプター離着陸等）等を考慮した避難圏域を設定すること。

エ 発生が想定される避難者（大規模災害時における帰宅困難者や断水、停電等による避難者を含む）をすべて受け入れられる面積を確保すること。に努める。また、温泉街等観光客の多い地域では、これらの観光客の受け入れも考慮して指定避難所等を整備すること。

《参考》

阪神・淡路大震災の事例や他県の整備状況では、避難場所で1～2㎡/人程度、避難所で3㎡/人程度が目安とされている。

感染症流行時においては、避難所の1人当たり収容面積を一人当たり4㎡、世帯間の間隔を1メートル（できれば2メートル）、プライバシー確保のため少なくとも座位で口元より高いパーティションを設ける。（山形県避難所における新型コロナウイルス感染予防ガイドライン参照）

オ 延焼、地すべり等二次災害の危険性のないこと。指定避難所は十分な耐震強度を確保すること。

カ 都市公園等を指定避難所等に指定する場合は、火災が発生した場合の輻射熱を考慮した広さを確保すること。

キ 危険物を取り扱う施設等が周辺にないよう配慮すること。

ク 人員・物資の輸送用車両が直接乗り入れられるよう、広幅員の道路に面するか、十分な幅員のアプローチを確保するよう努めること。

ケ 指定避難所については、あらかじめ鍵を近隣住民に保管してもらう等、避難を開始した場合に直ちに開設できる体制を整備すること。

コ 指定避難所等の指定場所は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の外とすること。但し、やむを得ず土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内に指定避難所等を指定する場合は、土砂災害に対する安全が確保できる複数階の頑強な建物とすること。

サ 学校を指定避難所等として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮すること。学校施設の指定避難所等としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所等となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図ること。

シ 指定避難所となる施設において、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保や通信設備の整備等を進めること。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

ス 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めること。

セ 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、避難所運営のノウハウを有するNPO等や医療・保健・福祉の専門家等との定期的な情報交換に努めること。

ソ 一時的に集まる避難場所については、市の指定緊急避難場所（指定避難場所）のほか、自主防災組織や町内会が主体的に、空地、駐車場、広場等、地域実情に合わせ選定するよう努める。

(3) 避難路の設定及び安全確保

市は、指定避難所等に至る避難路を設定するとともに、その安全を確保するため、次の事項に留意する。

- ア 指定避難所等へ至る避難路について、十分な幅員の確保と延焼防止、がけ崩れ防止等のための施設整備に努めるとともに土砂災害発生（予想を含む）の有無をあらかじめ点検し、その結果を市民等に周知すること。
- イ その他の道路についても、道路に面する家屋や建造物が被災した場合に避難の支障となる箇所の有無をあらかじめ点検し、その結果を市民に周知すること。

(4) 指定避難所等及び避難方法の事前周知

市は、指定避難所等を指定したときは、次の方法等により市民にその位置及び避難にあたっての注意事項等の周知徹底を図る。

※市指定避難所等については、「資料編」を参照。

ア 避難誘導標識、避難地案内板等の設置

市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

国、県及び市は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

イ 広報誌、防災マップ、チラシ配布

防災マップの作成にあたっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

ウ ホームページへの掲載

エ 防災訓練等の実施

オ 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

なお、以下の内容については、特に周知徹底に努める。

ア 指定緊急避難場所と指定避難所の役割に違いがあること。

イ 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定されていること。

ウ 避難の際には、発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること。

エ 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合は、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当な場合があること。

また、市及び県は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、市民等への普及に当たっては、地域住民が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

(5) 自宅療養者等への対応

県は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、県は市の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

(6) 公共用地の活用

市及び県は、避難場所、避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地・国有財産の有効活用を図る。

2 避難指示等発令体制の整備

(1) 判断基準の明確化

市は、災害時に適切な避難指示等を発令できるよう、あらかじめ明確な基準の設定に努める。

また、避難指示等の発令の判断及び伝達を適切に行うため、判断基準や伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するとともに、避難指示等の発令基準等について市町村地域防災計画に記載する。

(2) 全庁をあげた体制の構築

市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

(3) 国や県との連携

市は、避難指示等の発令及び解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。

また、国及び県は、市町村に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行う。

(4) 避難指示等の発令基準の設定

ア 避難指示等の発令判断・伝達マニュアルに記載すべき事項

項 目	洪 水	土砂災害
① 対象とする災害及び警戒すべき区間等	避難行動をとる必要がある河川とその区間を特定（ハザードマップ等、河川や内水氾濫等の特徴に関する情報）	土砂災害警戒区域及びその周辺
② 避難すべき区域	水位観測所ごとに特定の水位到達時に避難が必要な区域を特定（避難行動要支援者に関する情報）	土砂災害警戒区域を原則としつつ、同一の避難行動をとるべき地区単位を設定（孤立箇所、自主防災組織、避難行動要支援者等地区の実情を考慮）
③ 避難指示等の発令の判断基準等	1) 指定避難所等へ避難するため必要な時間を把握 2) 避難すべき区域ごとに避難指示等の発令基準や考え方を策定	大雨警報（土砂災害）、土砂災害警戒情報、土砂災害の危険度分布、近隣での土砂災害前兆現象、土砂災害発生状況等を用いた発令基準の設定
④ 避難指示等の伝達方法	1) 伝達文の内容の設定 2) 伝達手段や伝達先の設定 （伝達手段の整備や自主防災の体制等）	1) 伝達文の内容の設定 2) 伝達手段や伝達先の設定 （伝達手段の整備や自主防災の体制等）

⑤ 災害特性等	外水氾濫、内水氾濫(水門操作のタイミングや水路の状況)など	1) 局地的・突発的に発生し、目視による確認が困難で家屋・人的被害が発生しやすい。 2) 深層崩壊など想定を超える規模の土砂災害が発生することもあるため、気象状況、近隣の災害発生状況や前兆現象等状況把握に努め、避難指示等の発令を判断する。
---------	-------------------------------	---

出典：「避難情報に関するガイドライン」

イ 避難指示等の発令判断・伝達マニュアルの作成

市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報等河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報、流域雨量指数の予測値、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な指示等の発令基準を策定する。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って、避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。国及び県は、市町村に対し、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しについて、必要な助言等を行う。

市は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報等が発表された場合に、直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害の危険度分布（気象庁の土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、県の土砂災害危険度情報をまとめた呼称、以下同じ）を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。国及び県は、市町村に対し、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しについて、必要な助言等を行う。

市は、マニュアルの作成にあたり、災害の特性と住民に求められる避難行動（猛烈な豪雨が継続しているなど切迫した状況下では、計画された指定避難所等に避難することが必ずしも適切でない場合には、自宅や近隣の堅牢な建物の2階等に緊急的に避難するなどの行動）や具体的かつ確実な伝達手段（地震や豪雨時にはライフラインに著しい影響を与えるおそれがあり、また、防災行政無線の屋外スピーカや広報車は、豪雨時等に聞こえにくいという問題を考慮した伝達手段の確保）に関して留意するとともに、住民への十分な周知を行うものとする。特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

また、県は、避難指示等の発令基準の設定について、支援及び助言に努める。

ウ 避難指示等の発令・伝達体制の整備

市は、迅速・的確な避難実施が行えるよう、次の事項についてあらかじめ体制を整備する。

- ・市長が不在時の発令代行の順位
- ・発令の判断に必要な気象情報等の確実な入手体制の整備
- ・災害種別に応じた指定避難所等・避難経路の事前の選定

(5) 市地域防災計画への反映

	項 目	内 容	根拠法令
洪水・土砂	避難指示等の発令基準	避難指示等の発令基準等について記載 判断基準の情報 ・洪水：水位到達情報、指定河川洪水予報、洪水警報、大雨警報(浸水害)、流域雨量指数の予測値、洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)、浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布) ・土砂：大雨警報(土砂災害)、土砂災害警戒情報、土砂災害の危険度分布、記録的短時間大雨情報、土砂災害緊急情報、土砂災害前兆現象、土砂災害発生状況	
	避難場所	浸水や土砂災害からの安全性についての配慮に加え、避難経路や避難誘導體制等を記載	水防法 第15条第1項第2号 土砂災害防止法 第8条第1項
	要配慮者の警戒避難体制	要配慮者の情報把握 要配慮者利用施設への情報伝達体制	水防法 第15条第2項第2号 土砂災害防止法 第8条第2項
洪水	洪水予報等の伝達方法	浸水想定区域ごとに規定 ・伝達手段：防災行政無線、電話、訪問など ・伝達情報：洪水予報、水位到達情報など	水防法 第15条第1項第1号
	避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項	浸水想定区域ごとに規定 ・洪水予報等の具体的なかつ詳細な伝達方法 ・要配慮者向けの段階的な避難情報の伝達方法	水防法 第15条第1項第2号
	地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場の名称及び所在地等	浸水想定区域ごとに規定 ・地下街等については、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められる施設を記載 ・要配慮者利用施設については、利用者の洪水時の安全かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設を記載 ・大規模工場等については、当該施設の所有者又は管理者から申し出があった施設で、洪水時の安全かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設を記載 ・市地域防災計画に、これらの施設の名称及び所在地を記載した場合は、施設ごとに、警戒避難体制を確保するため、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を記載 【市地域防災計画に位置付けられた施設の所有者又は管理者の義務等】	水防法 第15条第1項第4号

	項 目	内 容	根拠法令
		①地下街等 ○避難確保計画、浸水防止計画の作成 ※計画を作成する場合は、接続ビル等の管理者等の意見を聴くように努める。 ○避難確保、浸水防止のための訓練の実施 ○自衛水防組織の設置 ②要配慮者利用施設 ○避難確保計画の策定 ○避難確保のための訓練の実施 ○避難訓練の実施結果の報告 ○自衛水防組織の設置（努力義務） ③大規模工場等（努力義務） ○浸水防止計画の作成 ○浸水防止のための訓練の実施 ○自衛水防組織の設置	水防法 第15条の2 第15条の3 第15条の4
土砂	土砂災害警戒区域等における警戒避難体制の整備等	1) 土砂災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定める。 ① 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項 ② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項 ③ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項 ④ 土砂災害警戒区域内に、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる要配慮者利用施設がある場合、これらの施設の名称及び所在地 ⑤ 救助に関する事項 ⑥ その他必要な警戒避難体制に関する事項 2) 市町村地域防災計画に要配慮者利用施設の名称及び所在地を定める場合、施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定める。 3) 土砂災害に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（土砂災害ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講じる。 【市町村地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設の所有者又は管理者の義務】 ○避難確保計画の策定 ○避難確保のための訓練の実施 ○避難訓練の実施結果の報告	1) 土砂災害防止法第8条第1項（法定） 2) 土砂災害防止法第8条第2項（法定） 3) 土砂災害防止法第8条第3項（法定） 土砂災害防止法第8条の2

3 避難所等に係る施設、設備、資機材等の整備

市は、指定避難所等及び避難路について、その管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり施設、設備及び資機材等の整備に努める。

- (1) 断水時でも使用可能なトイレ、非常用電源設備を備えた構内放送・照明設備、電話不通時や輻輳時にも使用可能な衛星携帯電話等の通信機器、放送設備等避難者への情報伝達に必要な設備等の整備
- (2) 地域完結型の備蓄施設（既存施設のスペースも含む）の確保並びに給水用資機材、炊き出し用具（食料及び燃料）、毛布、携帯トイレ、簡易トイレ、マスク、消毒液等の生活必需品や段ボールベッド、パーティション等新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の配備
- (3) 要配慮者、女性及び子供に配慮した資機材等の整備
- (4) 要配慮者等に配慮した指定避難所等への誘導標識の整備と避難施設の空調、洋式トイレ、障がい者用トイレ、スロープ等バリアフリー化などの環境整備
- (5) 避難生活が長期化することに備え、プライバシー確保のための間仕切り用パーティションや冷暖房機器の増設・配備をはじめとする環境の整備
- (6) 更衣室等のスペース確保等の男女双方及び性的マイノリティの視点に配慮した施設の環境整備
- (7) 避難所における良好な生活環境の確保
新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。
また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。
- (8) 有症状者の避難スペース確保
発熱・咳などの有症状者及び濃厚接触者を分離する別室の専用スペース又は専用避難所、専用トイレ等の確保に努める。

4 避難行動要支援者の避難支援計画

震災対策編第1章第6節「4 避難行動要支援者の個別避難計画」に同じ。

5 避難誘導体制の整備

市は、避難指示等が発令された場合に住民が迅速かつ安全に避難できるような避難誘導体制を整備する。

特に、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等多様な主体の連携や協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有に努め、情報伝達体制や避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図る。

市は、消防団（水防団）等と協議し、災害時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。

なお、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、自宅の少しでも高い場所に移動するなど、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等をする「緊急安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

6 防災上特に注意を要する施設の避難計画

(1) 多数の要配慮者が利用する施設

学校、幼稚園、保育所、認定こども園、病院及び社会福祉施設の管理者は、施設内の避難通路確保のため、天井等の落下防止及び備品等の転倒防止策を講じるとともに、次の事項を考慮し、あらかじめ避難計画を策定しておく。また、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成に際しては、市及び県が連携し、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して確実に計画を作成するよう指導する。県及び市町村は、避難確保計画等について、定期的に確認するとともに、必要な支援や働きかけを行う。

ア 防災情報の入手体制

イ 地域の実情に応じた避難所等（指定避難所等）及び避難経路の確保並びに避難誘導及びその指示伝達の方法

ウ 入院患者及び自力避難の困難な避難行動要支援者等の避難誘導方法並びに自主防災組織・事業所等との協力体制

エ 集団的に避難する場合の保健衛生対策及び給食の実施方法

オ 施設利用者の受入れに関する災害協定を締結した施設等

カ 保護者等への安否の連絡及び引き渡し方法

(2) 不特定多数の者が利用する施設

高層建築物、百貨店等大規模小売店舗、興行場、ホテル、旅館、駅その他不特定多数の者が利用する施設の設置者又は管理者は、次の事項を考慮し避難計画を策定しておく。

ア 施設内外の被災状況等についての利用者への的確な伝達

イ 利用者の施設外への安全な避難誘導

ウ 避難場所に係る市等との事前調整

(3) 地下空間を有する施設

地下通路など地下空間を有する施設の管理者は、次の事項を考慮し、あらかじめ避難計画を策定しておく。

ア 利用者の施設外への安全な避難手段の確保

イ 利用者に対する地下空間が有している危険性の周知

7 福祉避難所の指定

震災対策編第1章第6節「7 福祉避難所の指定」に同じ。

8 近隣市町村における指定緊急避難場所の指定

震災対策編第1章第6節「8 近隣市町村における指定緊急避難場所の指定」に同じ。

第7節 救助・救急体制整備計画

■関係部課局

市民環境部、市立病院

■関係機関

市民（自主防災組織、町内会）、消防機関、警察機関、医師会、病院、保健所等

市は、災害による多数の被災者を迅速かつ的確に救出・救助するため、防災関係機関と連携して実施する初期活動から救急搬送までの活動体制を整備する。

1 自主防災組織の対策

震災対策編第1章第7節「1 自主防災組織の対策」に同じ。

2 市及び消防機関の対策

震災対策編第1章第7節「2 市及び消防機関の対策」に同じ。

第8節 火災予防計画

■関係部課局

市民環境部

■関係機関

消防機関、婦人防火指導員連合会、市民（自主防災組織、町内会）各種施設管理者及び企業（防火管理者）等

市及び消防機関は、地震による二次災害としての火災発生の未然防止と被害の軽減を図るため、各防災関係機関との連携を密にし、火災予防体制を整備する。

1 火災防止体制の整備

震災対策編第1章第8節「1 火災防止体制の整備」に同じ。

2 出火防止

震災対策編第1章第8節「2 出火防止」に同じ。

3 消防用設備等の適正な維持管理指導

震災対策編第1章第8節「3 消防用設備等の適正な維持管理指導」に同じ。

4 初期消火体制の強化

震災対策編第1章第8節「4 初期消火体制の強化」に同じ。

5 消防施設等の整備

震災対策編第1章第8節「5 消防施設等の整備」に同じ。

第9節 医療救護体制整備計画

■関係部課局

市民環境部、健康福祉部、市立病院

■関係機関

県、消防機関、医師会、病院等

災害発生時には、限られた機材、薬品、人員及び施設等によって診療行為を行う必要があることから、その活用においては合理性が求められる。

医療機関においては、災害発生時における行動をマニュアル化するなど、医療救護体制を整備する。(第2編震災対応編第2章震災応急計画第8節「医療救護計画」参照)

また、各防災関係機関においても、近隣の病医院の状態を把握し、非常時に対応する。

(代表的な医療機関の電話番号、病床数等については資料編参照)

1 医療関係施設の役割

震災対策編第1章第9節「1 医療関係施設の役割」に同じ。

2 医療関係施設等の整備等

震災対策編第1章第9節「2 医療関係施設等の整備」に同じ。

3 医療救護活動体制の整備

震災対策編第1章第9節「3 医療救護活動体制の整備」に同じ。

4 医療資器材供給等体制の整備

震災対策編第1章第9節「4 医療資器材供給等体制の整備」に同じ。

第10節 防災用通信施設災害予防計画

■関係部課局

市民環境部

■関係機関

消防機関、アマチュア無線クラブ、タクシー会社等

市は、災害時において、電気、電話等が一時的に途絶した場合においても、情報連絡体制が確保されるよう、無線通信ルートの整備を行う。さらに、電話網のより一層の有効利用を図るため、災害時優先電話（携帯電話含む）等の整備を促進し、緊急通信連絡体制の整備を図る。

1 防災用通信施設の整備

震災対策編第1章第11節「1 防災用通信施設の整備」に同じ。

2 通信施設の災害予防措置

震災対策編第1章第11節「2 通信施設の災害予防措置」に同じ。

3 通信機器の必要数の確保

震災対策編第1章第11節「3 通信機器の必要数の確保」に同じ。

4 電気通信設備等の活用

震災対策編第1章第11節「4 電気通信設備等の活用」に同じ。

5 無線従事者の確保

震災対策編第1章第11節「5 無線従事者の確保」に同じ。

第11節 地盤災害予防計画

- 関係部課局
市民環境部、建設部
- 関係機関
消防機関

市は、風水害により発生するがけ崩れや地すべり等に起因する土砂災害の未然防止と、被害の軽減を図る。

また、関係機関と連携し、常に土砂災害危険区域の状態を把握するとともに、地域住民に周知徹底を図り、日頃からその安全対策に努める。

以下に定める事項のほか必要な措置については、第3編 風水害等対策編 第5章 土砂災害対策計画を準用する。

1 土砂災害警戒区域等の調査・周知

震災対策編第1章第12節「1 土砂災害警戒区域等の調査・周知」に同じ。

2 山地災害危険地区の調査・周知

震災対策編第1章第12節「2 山地災害危険地区の調査・周知」に同じ。

3 防災体制の整備

(1) 推進体制の強化

市、県、国及び防災関係機関は連携を強化し、施策の緊急性等を勘案して、土砂災害対策を中長期的視野に立ち計画的かつ総合的に推進する。

また、市は、自主防災組織の育成と活動の支援に努め、緊急時における連携体制を強化する。

(2) 観測、情報収集・伝達体制の整備

市、県、国及び防災関係機関は、土砂災害からの早期の警戒避難を的確に実施するため、気象等の観測、情報の提供、収集及び伝達に係る施設の整備を図るとともに、災害若しくは警戒避難に係る情報の通報、周知及び伝達体制についても併せて整備を推進する。

また、市、県及び国は、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努めるものとする。

市は、警戒避難に係る情報が具体的かつ確実に伝達できる体制を整備する（地震や豪雨時にはライフラインに著しい影響を与えるおそれがあり、また、防災行政無線の屋外スピーカや広報車は、豪雨時等に聞こえにくいという問題を考慮した複数の伝達手段の確保等）。

(3) 警戒避難体制の整備

市は、防災計画に土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域に指定された区域ごとに次に掲げる事項について定める。

- ① 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項
- ② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ③ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

- ④ 土砂災害警戒区域内に、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる要配慮者利用施設がある場合、これらの施設の名称及び所在地
- ⑤ 救助に関する事項
- ⑥ その他必要な警戒避難体制に関する事項

また、防災計画に要配慮者利用施設の名称及び所在地を定める場合、施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定める。

さらに、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（土砂災害ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講じる。

なお、避難場所及び避難経路を選定する際は、土砂災害の危険性及び二次災害の防止に配慮する。

4 国土保全事業等の推進

(1) 法指定の促進等

国及び県は、国土を保全し、土地利用の適正化と土砂災害対策の推進を図るため、次表により危険箇所の法指定を促進する。

また、県は監視指導体制を強化し、法指定地等の適切な管理に努める。

法令名	指定地等名称
砂防法	砂防指定地
地すべり等防止法	地すべり防止区域
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域
森林法	保安林
建築基準法	災害危険区域※
宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域 造成宅地防災区域
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域

※災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、想定水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。

(2) 治山事業等の促進

国及び県は、相互に調整を図り、地域の防災対策の推進に配慮しながら、治山事業、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業及び地すべり防止対策事業等の国土保全事業を計画的に推進する。

(3) 緊急用資機材の確保

市及び県は、発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するため、必要な資機材を確保し緊急時に備える。

(4) 地盤沈下の防止

市及び県は、山形県地下水の採取の適正化に関する条例等に基づき、地下水の適正採取を図り、地下水の過剰採取による地盤の不等沈下を防止する。

5 災害防止に配慮した土地利用の誘導

震災対策編第1章第12節「4 災害防止に配慮した土地利用の誘導」に同じ。

6 緊急調査及び土砂災害緊急情報提供に係る実施体制の確立

震災対策編第2編第1章第12節「7 緊急調査及び土砂災害緊急情報提供に係る実施体制の確立」を準用する。

※震災対策編の「地震」を「風水害等」に読み替える。

第12節 孤立集落対策予防計画

■関係部課局

市民環境部、建設部

■関係機関

県、警察機関、消防機関、自主防災組織

中山間地域など、大雨や地震の際、土砂災害などによる交通途絶により孤立するおそれのある集落について、孤立予防対策を推進するとともに、孤立した際の救援が届くまでの自立を前提に、食料などの物資や通信機器類などの防災資機材の備蓄を進め、防災体制の整備を行うものである。

1 孤立するおそれのある集落の把握

震災対策編第1章第13節「1 孤立するおそれのある集落の把握」に同じ。

※ 震災対策編の「地震に伴う」を除く

2 防災資機材等の整備

震災対策編第1章第13節「2 防災資機材等の整備」に同じ。

3 孤立予防対策の推進

震災対策編第1章第13節「3 孤立予防対策の推進」に同じ。

4 防災体制の整備

震災対策編第1章第13節「4 防災体制の整備」に同じ。

第13節 都市防災計画

■関係部課局
建設部

市は、まちづくりにおいて災害から市民の生命と財産を守り、安心して暮らせる災害に強い都市とすることが重要である。災害発生時においては、被害を最小限にとどめるため、防災に配慮した都市計画事業等を推進する。

1 都市計画の地域地区等指定による災害に強いまちづくり

震災対策編第1章第14節「1 都市計画の地域地区等指定による災害に強いまちづくり」に同じ。

2 土地区画整理事業等の推進による防災性の強化

震災対策編第1章第14節「2 土地区画整理事業等の推進による防災性の強化」に同じ。

3 防災空間の整備による安全性の確保

震災対策編第1章第14節「3 防災空間の整備による安全性の確保」に同じ。

※ 震災対策編の「地震」、「耐震」を除く。

第14節 建築物災害予防計画

■関係部課局

市民環境部、建設部

■関係機関

県、消防機関、警察機関、市民（自主防災組織、町内会）、各種施設管理者及び企業（防火管理者、危険物取扱者、病院・福祉施設、ホテル、大規模小売店舗等）

市及び県は、災害による建築物の被害の未然防止と軽減が図られるよう、庁舎、病院及び学校等の防災上重要な公共施設、一般建築物等の不燃化の強化等を促進する。

1 建築物の火災耐力の向上促進

建築物自体の耐火性・防火性は、建築基準法を中心とする各種法令により規定されており、火災ができるだけ拡大しないような措置がとられている。

そのため、市及び県は、新築及び増改築等建築物について、建築基準法に基づき指導を行うとともに、既存建築物についても、次により改善指導を推進する。

(1) 既存建築物に対する改善指導

市及び県は、建築基準法第12条に基づく定期報告制度を活用し、商業ビル、旅館等不特定多数の人が集まる既存特殊建築物の安全性確保と施設の改善を指導する。

(2) 防火対象物定期点検報告制度等の実施指導

市及び消防機関は、防火対象物で一定規模以上の収容人員のあるもの、又は特定の防火対象物（映画館、風俗営業店、飲食店、商業ビル、旅館・ホテル、病院等の不特定多数の者が利用するもの）のうち一定の基準に適合するものには、防火対象物定期点検報告制度（セイフティマーク）等に基づく点検報告を実施させることにより、利用者の安全を確保する体制を確立する。

2 建築物の災害予防対策の推進

(1) 防災活動の拠点となる公共建築物等の災害予防対策

ア 防災活動の拠点として位置付けられる公共建築物等

- (ア) 災害対策本部等が設置される施設（市庁舎、県庁舎、総合支庁舎等）
- (イ) 医療救護活動に従事する機関の施設（病院、保健所等）
- (ウ) 応急対策活動に従事する機関の施設（消防機関、上下水道部庁舎、警察署等）
- (エ) 避難収容施設（学校、体育館、コミュニティセンター、文化施設等）
- (オ) 社会福祉施設等（養護老人ホーム、障がい福祉施設等）

イ 防災対策の実施

アに掲げた建築物は、災害時の避難場所や応急活動・復旧活動における拠点施設として重要な機能を担う必要があることから、次の防災対策を推進する。

(ア) 建築物の安全性の確保

施設設置者は、各種法令により規定されている技術基準を遵守するとともに、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域、雪崩災害の危険箇所等に配慮しつつ、施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保に努める。

(イ) 防災設備等の整備

施設管理者は、次に示す防災措置を実施し、防災機能の強化に努める。

a 配管設備類の固定強化

- b 非常用電源の基本能力の確保
- c 飲料水の基本水量の確保
- d 消防防災用設備等の充実
- e 情報・通信システム等の安全性能の向上等
- (ウ) 維持管理

施設管理者は、建設当時の設計図面等を整理保管するとともに、法令点検等の台帳や防災関係図及び維持管理の手引き等を整備し、日常点検の励行に努める。

特に建築基準法第12条第2項、4項に基づく建築物・建築設備等の定期点検を徹底する。

(2) 不特定多数の者が利用する建築物の災害予防対策

ホテル、商業ビル及びターミナル等、不特定多数の者が利用する建築物は、災害発生時に一定の機能を果たし、かつ、人命を守る基礎となることから、施設管理者は、(3)に掲げる一般建築物の災害予防対策に努める一方、消防機関及び電気・ガス等保安団体は、次に示す防災対策等を指導する。

- ア 災害発生時における混乱防止のための各種通信手段の活用等による迅速かつ正確な情報収集伝達体制の整備
- イ 不特定多数の人を避難誘導するための体制の整備
- ウ 避難誘導に当たる施設従業員等の教育訓練及び商業ビル等における各テナントによる避難等の連携の徹底
- エ 災害発生時に利用者等の心理的不安を除去・軽減するための、効果的な広報の徹底
- オ 当該施設の管理実態を把握するための、防災設備等の日常点検の励行
- カ 商業ビル等における個々のテナントに対する、災害発生時の通報連絡・避難誘導体制等の一層の徹底

(3) 一般建築物の災害予防対策

市及び県は、建築物等の安全性を確保するために、次の留意事項により指導等を行う。

- ア 著しく劣化している建築物の安全性の確保
防災パトロール等の機会を利用した防災点検の必要性の啓発
- イ 落下物等による災害の防止
建築物から外れやすい窓・戸及び看板類等の落下物並びに断線等による災害を防止するための安全性の確保の指導・啓発
- ウ 水害常襲地の建築物における耐水化
床上浸水等の災害を回避するため、予想される浸水位以上の盛土・基礎高の確保、又は床下浸水を防止する防止板等の設置の指導

第15節 輸送体制整備計画

■関係部課局

市民環境部、建設部

■関係機関

県、警察機関、消防機関

市は、大規模災害時に、通常の輸送体系が大きく混乱することを想定し、陸上・航空の2ルートに分けて、それぞれの輸送ルート of 環境整備を図る。

また、多様な事態を想定した上で、市内の各地域に対して、救援・救護物資や応急対策活動人員の迅速な輸送や適切な緊急輸送体制を確保する。

1 輸送施設及び輸送拠点の把握・点検

震災対策編第1章第16節「1 輸送施設及び輸送拠点の把握・点検」に同じ。

2 緊急輸送道路ネットワークの設定

震災対策編第1章第16節「2 緊急輸送道路ネットワークの設定」に同じ。

3 物資輸送拠点の環境整備等

震災対策編第1章第16節「3 物資輸送拠点の環境整備等」に同じ。

4 臨時ヘリポート候補地の選定

震災対策編第1章第16節「4 臨時ヘリポート候補地の選定」に同じ。

5 緊急輸送用車両等の確保・整備

震災対策編第1章第16節「5 緊急輸送用車両等の確保・整備」に同じ。

6 緊急通行車両確保のための事前対策

震災対策編第1章第16節「6 緊急通行車両確保のための事前対策」に同じ。

第16節 各種施設災害予防関係

■関係部課局

市民環境部、産業部、建設部、上下水道部

■関係機関

県、消防機関、道路管理者、警察機関、鉄道・電気・ガス・電話各事業者等

第1 交通関係施設災害予防計画

風水害発生時における道路機能の確保は、発生直後の救急活動や水・食料などの緊急物資の輸送をはじめ、復旧時の資機材や人員の輸送、市民の生活道路などその意義は極めて重要である。

交通施設等の管理者は、風水害に対する安全性を備えた道路及び公共ヘリポート施設の整備や迅速に道路情報を収集する体制を整えるとともに、相互協力のもと道路機能の確保にあたる体制を整備する。

1 各施設に共通する災害予防計画

震災対策編第1章第17節 第1「1 各施設に共通する災害予防計画」に同じ。

※「(3) 耐震性の強化」を除く。

2 道路の災害予防計画

震災対策編第1章第17節 第1「2 道路の災害予防計画」に同じ。

3 公共ヘリポート施設の災害予防計画

震災対策編第1章第17節 第1「3 公共ヘリポート施設の災害予防計画」に同じ。

4 鉄道施設の災害予防計画

鉄道事業者は、次により鉄道施設等の災害予防対策を講じる。

(1) 施設の災害予防

ア 施設の保守管理

鉄道施設管理者は、鉄道施設のすべての構造物について、定期検査を行うとともに、必要に応じ随時検査を実施して、異常の早期発見と補修に努め、補強対策を推進し耐震性の向上を図る。

イ 近接施設からの被害予防

鉄道施設管理者は、線路に近接する施設等の落下、倒壊による線路への被害を防止するため、関係官公庁、施設関係者に対して、関係施設の整備等災害予防対策を推進する。

ウ 車両の避難

山形新幹線における車両及び重要施設の浸水被害軽減のため、車両避難計画に基づく、車両避難等の措置を講じる。

(2) 防災体制の整備

ア 災害対策本部等の整備

鉄道施設管理者は、災害発生時に適切な対応ができるよう、あらかじめ災害対策本部等の設置基準、組織体制及び職務分担等を定める。

イ 情報伝達方法の確立

鉄道施設管理者は、防災関係機関・市との緊急連絡並びに施設内における予警報の情報収集・伝達を円滑に行うため、次の通信設備及び風水害に関する警報装置を整備する。

- (ア) J R電話及びN T T電話の緊急連絡用電話、指令専用電話、静止画像伝送装置及びF A X
- (イ) 自動車無線及び列車無線とその中継基地、携帯無線機
- (ウ) 風速計、雨量計、水位計及び地震計

(3) 避難誘導体制の整備

鉄道施設管理者は、災害発生時の避難誘導を適切に実施できるよう、誘導用資機材の整備を図るとともに、施設利用客の避難誘導の方法を定める。

(4) 防災訓練の実施

鉄道施設管理者は、災害発生時に適切な処置がとれるよう、次の防災訓練を適宜実施する。

- ア 非常呼出訓練
- イ 避難誘導訓練
- ウ 消火訓練
- エ 脱線復旧訓練

第2 土砂災害防止施設災害予防計画

1 各施設に共通する災害予防対策

震災対策編第1章第17節 第2「1 各施設に共通する災害予防計画」に同じ。
※「(4) 耐震性の確保」を除く。

2 治山施設等の災害予防対策

震災対策編第1章第17節 第2「2 治山施設等の災害予防対策」に同じ。

3 砂防設備等の災害予防対策

震災対策編第1章第17節 第2「3 砂防設備等の災害予防対策」に同じ。

第3 河川・ダム施設災害予防計画

1 各施設に共通する災害予防対策

河川・海岸施設の管理者は、次により各施設に共通する災害予防対策を実施する。

(1) 防災体制の整備

災害発生時に一貫した管理が確保できるよう、操作・点検マニュアルの整備、連絡体制の確立等管理体制の整備と徹底を図る。

(2) 情報管理手法の確立

各施設の防災情報を一元的に集約する手法の導入及び災害発生時における施設の被害状況を把握するためのシステムの整備を検討する。

(3) 施設の点検・整備

平常時から各施設を定期的に点検することにより、異常が発見された場合は早期に整備する等全施設の正常機能を維持するように努める。

(4) 施設の構造強化

構造に関する各種基準を満たさない管理施設（建築物、土木構造物、防災関係施設等）の構造を強化する。

(5) 応急復旧用資機材の確保

関係機関及び団体等から支援や協力が得られるようあらかじめ協定を締結しておく等、災害発生時に必要な応急復旧用資機材を確保する体制の確立に努める。

(6) 民間事業者との災害協定等の締結

水防管理者は、委託を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。また、必要に応じて、委任した民間事業者により水防活動を実施する。

2 河川構造物の災害予防対策

震災対策編第1章第17節 第3「2 河川構造物の災害予防対策」に同じ。

3 浸水拡大を抑制するための災害予防対策

水防管理者は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

4 ダム施設の災害予防対策

震災対策編第1章第17節 第3「3 ダム施設の災害予防対策」に同じ。

5 洪水氾濫による被害の軽減に資する取組

複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国土交通大臣及び県知事が組織する「大規模氾濫時の減災対策協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。

第4 農地・農業用施設災害予防計画

1 各施設に共通する災害予防対策

震災対策編第1章第17節 第4「1 各施設に共通する災害予防対策」に同じ。

2 農道施設の災害予防対策

農地・農業用施設の管理者は、次の事項に十分に留意し、各施設に共通する災害予防対策を実施する。

(1) 防災体制の整備

災害発生時に一貫した管理が確保されるよう、操作・点検マニュアルの作成、連絡体制の確立等管理体制の整備と徹底を図る。

(2) 情報管理手法の確立

農業用施設等の防災情報を一元的に迅速かつ的確に集約する手法の導入や整備を検討する。

(3) 施設の点検

災害発生時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

(4) 風水害対策の強化

各施設については、所定の洪水量等に対応した整備を図る。

(5) 復旧資機材等の確保

災害発生時に、緊急措置及び応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、建設業協会やJA等関係団体の協力を得て、必要な復旧資機材等の確保に努める。

3 農業用ダム施設の災害予防対策

震災対策編第1章第17節 第4「3 農業用ダム施設の災害予防対策」に同じ。

4 用排水施設の災害予防対策

震災対策編第1章第17節 第4「4 用排水施設の災害予防対策」に同じ。

5 ため池施設の災害予防対策

震災対策編第1章第17節 第4「5 ため池施設の災害予防対策」に同じ。

第5 電力供給施設災害予防計画

電気事業者（東北電力株式会社及び東北電力ネットワーク株式会社米沢電力センター）は、災害による電力供給施設の被害を軽減し、又は速やかな復旧措置による電力供給ライン確保に努める。

市は、電気事業者との協定に基づき、災害時における資材置場等の確保に協力するとともに、平時から情報交換を行い連携の強化を図る。

1 電力供給施設災害応急計画フロー

震災対策編第1章第17節 第5「1 電力供給施設災害応急計画フロー」に同じ。

2 活動体制の確立

震災対策編第1章第17節 第5「2 活動体制の確立」に同じ。

3 被災状況の把握及び広報

震災対策編第1章第17節 第5「3 被災状況の把握及び広報」に同じ。

4 応急対策

震災対策編第1章第17節 第5「4 応急対策」に同じ。

5 復旧対策

震災対策編第1章第17節 第5「5 復旧対策」に同じ。

6 災害予防対策

震災対策編第1章第17節 第5「6 災害予防対策」に同じ。

7 災害対策用資機材等の仮置場の確保

震災対策編第1章第17節 第5「7 災害対策用資機材等の仮置場の確保」に同じ。

第6 ガス供給施設災害予防計画

災害による簡易ガス施設等の被害を最小限に止めるとともに、ガスによる二次災害を防止し、速やかな復旧措置を行うように努める。

ガス供給事業者は、次の事項に十分に留意し災害予防対策を実施する。

1 防災体制の整備

震災対策編第1章第17節 第6「1 防災体制の整備」に同じ。

2 広報活動

震災対策編第1章第17節 第6「2 広報活動」に同じ。

3 ガス供給施設の災害予防対策

震災対策編第1章第17節 第6「3 ガス供給施設の災害予防対策」に同じ。

4 災害対策用資機材の整備

震災対策編第1章第17節 第6「4 災害対策用資機材の整備」に同じ。

第7 放送施設災害予防計画

地震により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における、放送電波の確保及び放送施設の防護復旧のために、放送事業者が実施する災害予防対策について定める。

1 震災対策計画の策定

震災対策編第1章第17節 第7「1 震災対策計画の策定」に同じ。

※震災対策編(1)「放送設備及び機器の落下転倒防止等の耐震対策」を除く。

2 防災体制の整備

震災対策編第1章第17節 第7「2 広報活動」に同じ。

第8 電気通信施設災害予防計画

東日本電信電話株式会社山形支店及び携帯電話事業を行う電気通信事業者等（以下「電気通信事業者」という。）は、電気通信事業の公共性から災害時においても、重要通信を確保できるよう日ごろから設備自体を強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備の設計、設置を図るとともに、通信が途絶したり、麻痺したりしないよう、通信網の信頼性の向上を促進するものとする。

1 防災体制の整備

震災対策編第1章第17節 第8「1 防災体制の整備」に同じ。

2 広報活動

震災対策編第1章第17節 第8「2 広報活動」に同じ。

3 電気通信施設災害予防計画

震災対策編第1章第17節 第8「3 電気通信施設災害予防計画」に同じ。

※震災対策編(1)「地震又は火災」を「火災等」に読み替える。「耐震及び」を除く。

4 災害対策用資機材等の確保と整備

震災対策編第1章第17節 第8「4 災害対策用資機材等の確保と整備」に同じ。

第9 上水道施設災害予防計画

給水機能の停止は、被災住民の日常生活や社会経済活動に深刻な影響を与え、被災後の避難や救助活動を実施する上での大きな支障となることから、災害による水道の断減水を最小限にとどめるため、また、緊急時における飲料水、生活用水を確保するための必要な措置を講ずる。

1 防災体制の整備

震災対策編第1章第17節 第9「1 防災体制の整備」に同じ。

2 広報活動の推進

震災対策編第1章第17節 第9「2 広報活動の推進」に同じ。

※震災対策編(3)の「受水槽等の耐震性の向上」、(4) 上水道施設の被害想定を除く。

3 上水道施設の災害予防対策

震災対策編第1章第17節 第9「2 広報活動の推進」に同じ。

4 災害対策用資機材等の整備

震災対策編第1章第17節 第9「2 広報活動の推進」に同じ。

5 生活用水水源の把握

震災対策編第1章第17節 第9「2 広報活動の推進」に同じ。

第10 下水道施設災害予防計画

下水道管理者は、風水害等による下水道施設の被害を最小限にとどめ、汚水排除及び汚水処理を速やかに復旧できるように、災害予防対策を講じる。

1 防災体制の整備

下水道管理者は、下水道施設が被災した場合、公共用水域の水質悪化や公衆衛生の悪化など市民の生活に与える影響が大きいことから、次により防災体制を整備する。

- (1) 組織体制の確立
災害発生時に下水道施設の復旧に直ちに着手できるよう体制の整備を図る。
- (2) 応急対策マニュアルの策定
防災用電話、衛星電話、携帯電話及び防災行政無線等による通信連絡網の整備に努めるとともに、緊急防災体制、緊急時連絡先一覧表等を記載した参集マニュアルを策定し、緊急時連絡体制を確立する。また、従事者の役割分担や調査方法及び応急措置等を定めた緊急点検・応急マニュアルも併せて整備する。
- (3) 職員に対する教育及び訓練
研修会及び講習会を計画的に開催し、職員について、災害発生時における判断力を養成するとともに、防災上必要な知識及び技術を向上させる等、人材の育成に努める。また、緊急時に迅速かつ的確な対応をとることができるよう、平常時において総合訓練や各種訓練を行う。
- (4) 設備台帳及び図面等の整備
災害発生時の対応に万全を期するため、設備台帳及び埋設管路等の図面を整備する。
- (5) ライフライン関係機関等との連携
下水道施設の被災状況調査及び復旧対策の実施にあたっては、他のライフライン施設に係るこれらの作業と連携して実施できるか調整を行う必要があるため、これら関係機関の被害情報等を迅速に把握できる体制の構築を図る。
また、被災情報を広範囲にきめ細かく把握するうえで、水防団や地域住民等からの情報が有効と考えられるため、これらの情報を利用する体制の構築についても検討する。
- (6) 民間事業者等との連携
下水道施設の被災状況調査及び復旧対策の実施にあたっては、業界団体を含む民間事業者への委託が可能な業務については、あらかじめ協定を締結しておくなど民間事業者等の能力やノウハウの活用を図る。
- (7) 管理協定の締結
公共下水道管理者は、浸水被害対策区域における浸水被害の防止を図るため、浸水被害対策区域内にある雨水貯留施設を自ら管理する必要があると認めるときは、雨水貯留施設所有者等との間において、管理協定を締結して当該雨水貯留施設の管理を行うなどして浸水被害の軽減を図る。
- (8) 事業継続計画（BCP）の策定・運用
災害発生時に資源が制約される中で事業を継続するために必要な計画（業務継続計画）を策定し、PDCAサイクルにより随時見直しに努める。

2 広報活動の推進

震災対策編第1章第17節 第10「2 広報活動の推進」に同じ。

3 下水道施設の災害予防対策

下水道管理者は、次により下水道施設の浸水対策及び安全確保対策を実施する。

(1) 浸水対策

ア 耐水性調査及び補強対策

施設の耐水性調査を実施し、必要に応じ補強対策を講じる。

イ 耐水対策の計画、設計及び施工

浸水により被害が発生した場合に、少なくとも下水道としての根幹的な機能が保持できるよう、処理場における流入・放流ゲートは河川水位等を十分考慮に入れた構造とする。

また、処理場及びポンプ場の機械・電気設備は、浸水に耐える構造及び配置とする。

(2) 安全性の確保

ア 施設の点検パトロール

日常の点検パトロールにおいて、浸水時に、漏水や湧水等何らかの変状が発生する危険性が高い箇所を把握しておく。

イ 維持補修工事及び補修記録の整備

災害発生時の復旧作業に有効に活用できるよう、異常箇所の補修及び施設改良の記録を整備する。

(3) 長時間停電対策

ア 非常用電源の確保

下水道施設の停電対応として、非常用発電機を整備しておくほか、建設会社及びリース会社等と災害時における電源車や可搬式発電機の優先借受について協定を締結することを検討する。

イ 燃料の確保

非常用電源及び緊急車両用として、燃料供給業者と災害時における燃料の優先供給について協定を締結することを検討する。

なお、非常用電源の燃料は、72時間の備蓄を目標とする。

4 災害復旧用資機材等の確保

震災対策編第1章第17節 第10「4 災害復旧用資機材等の確保」に同じ。

第11 危険物等施設災害予防計画

地震発生時における危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物及び放射性物質（以下「危険物等」という。）に係る事故の発生又は災害による被害の拡大を防止するために、危険物等を取扱う施設及び大量輸送する事業者等は、適正な維持管理等の保安措置を講じるとともに、保安教育及び防災訓練等により自主保安体制の充実を図る。

1 危険物施設の安全対策

震災対策編第1章第17節 第11「1 危険物施設の安全対策」に同じ。

2 各施設に共通する安全対策

震災対策編第1章第17節 第11「2 各施設に共通する安全対策」に同じ。

3 火薬類製造施設等の安全対策

震災対策編第1章第17節 第11「3 火薬類製造施設等の安全対策」に同じ。

4 高圧ガス製造施設等の安全対策

震災対策編第1章第17節 第11「4 高圧ガス製造施設等の安全対策」に同じ。

5 毒物劇物保管貯蔵施設の安全対策

震災対策編第1章第17節 第11「5 毒物劇物保管貯蔵施設の安全対策」に同じ。

6 有害物質取扱施設等の安全対策

震災対策編第1章第17節 第11「6 有害物質取扱施設等の安全対策」に同じ。

7 放射線使用施設の安全対策

震災対策編第1章第17節 第11「7 放射線使用施設の安全対策」に同じ。

第17節 食料、飲料水及び生活必需品等の確保計画

■関係部課局

市民環境部、上下水道部

■関係機関

県、消防機関、市民（自主防災組織、町内会）、生活物資供給等協定事業所等

1 基本的な考え方

震災対策編第1章第18節「1 基本的な考え方」に同じ。

2 備蓄品の確保

震災対策編第1章第18節「2 備蓄品の確保」に同じ。

3 災害時における生活物資等の供給に関する協定の締結

震災対策編第1章第18節「3 災害時における生活物資等の供給に関する協定の締結」に同じ。

4 備蓄場所等の整備

震災対策編第1章第18節「4 備蓄場所等の整備」に同じ。

5 給水体制の整備

震災対策編第1章第18節「5 給水体制の整備」に同じ。

第18節 文教施設における災害予防計画

- 関係部課局
教育委員会
- 関係機関
県、学校等

市教育委員会及び学校等施設の管理者等は、災害発生時において、学校の児童・生徒及び教職員等並びに入館者・施設利用者及び施設職員等の安全を確保するとともに、施設及び収蔵物等を適切に保全するために災害予防対策の推進を図る。

1 学校の災害予防対策

震災対策編第1章第19節「1 学校の災害予防対策」に同じ。

※ 震災対策編の「(7) 施設の耐震性の強化」を除く。

2 学校以外の文教施設及び文化財の災害予防対策

震災対策編第1章第19節「2 学校以外の文教施設及び文化財の災害予防対策」に同じ。

第19節 要配慮者の安全確保計画

■関係部課局

健康福祉部

■関係機関

県、警察機関、消防機関、福祉関係機関（社会福祉施設、医療施設、民生委員、市社会福祉協議会、介護保険事業者、地域包括支援センター、障害者関係団体等）、ボランティア団体等、市民（自主防災組織、町内会）等

災害発生時に、自力避難等が困難な状況に置かれる高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、児童、妊産婦及び外国人等のいわゆる要配慮者を適切に避難誘導するため、市、県、防災関係機関、社会福祉施設、医療施設、地域住民等が連携した支援体制の整備など要配慮者の安全確保対策について定める。

1 在宅の要配慮者対策

震災対策編第1章第20節「1 在宅の要配慮者対策」に同じ。

2 社会福祉施設等における要配慮者対策

- (1) 社会福祉施設等の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次により施設における災害予防対策を推進するとともに、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。また、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成に際しては、市及び県が連携し、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して確実に計画を作成するよう指導する。市及び県は、避難確保計画等について、定期的に確認するとともに、必要な支援や働きかけを行う。

ア 防災体制の整備

(ア) 自衛消防組織の設置

防火管理者の下に、施設の職員により構成する自衛消防組織を設置し、必要に応じて、情報班、消火班、救出・救護班、安全指導班及び応急物資班等を置き、防災業務を担当させる。

(イ) 職員動員体制の確立

災害発生時に職員を迅速に参集させるため、職員の緊急連絡体制及び初動態勢を整備する。また、夜間における災害の発生等も考慮し、入（通）所者の状況及び建物の構造等を総合的に勘案して、夜間における職員の配置体制を整備する。

(ウ) 情報連絡、応援体制の確立

消防署等との非常通報装置(ホットライン)の設置に努めるほか、必要に応じて、消防、県警察、医療機関及び近隣施設等との連絡会議の設置や、災害時の施設利用者の受入れに関する事前の取り決めなどにより、災害発生時の救助・協力体制の整備に努める。なお、その内容を、県に情報提供するよう努める。

また、地域住民、民間ボランティア団体及び近隣施設等から、災害発生時における施設入所者の避難等について応援が得られるよう、普段から協力関係の構築に努める。

イ 社会福祉施設相互間の応援協力体制の確立

近隣施設との相互応援協力体制を整え、日頃から受入れ可能な余裕スペースの確認に努める。

ウ 防災教育、防災訓練の実施

職員及び入（通）所者に対し、日頃から防災意識の啓発に努めるとともに、地域の自主防災組織、消防機関等の協力、参加を得て、自力避難困難者の避難誘導や救出・救護訓練等を重点とした防災訓練を実施する。なお、避難訓練を実施した場合には、水防法及び土砂災害防止法に基づき、施設管理者は市長に対して訓練結果を報告しなければならない。

また、被災状況等により、施設に長くとどまれないなどのため、入（通）所者の避難誘導の対応

に加え、必要に応じあらかじめ保護者等との間で災害の規模や状況によって引渡しの基準や条件を詳細に決めておく。

エ 施設、設備等の安全性強化

建築基準法による新耐震基準施行（昭和56年）以前の施設について耐震診断を実施し、必要に応じて計画的な改修に努める。

オ 食料等の備蓄

社会福祉施設等の管理者は、地震災害に備えて、最低3日間、推奨1週間分の食料・飲料水、慢性疾患用医薬品、高齢者・障がい者用仮設トイレ、避難用テント、福祉用具及び避難生活用具等を備蓄するとともに、必要に応じて井戸、耐震性貯水槽及び備蓄用倉庫、非常用電源設備等の整備に努める。

カ 要配慮者の受入体制の整備

災害時に要配慮者を緊急に受け入れられる体制の整備に努める。

(2) 市及び県は、次により社会福祉施設における災害予防対策を支援する。

ア 社会福祉施設相互間の応援協力体制の確立

災害発生時における緊急入所並びに社会福祉施設等の被災に伴う転所等に備えるため、施設相互間のネットワークの形成に努める。

イ 防災教育、防災訓練への支援

社会福祉施設等の管理者が実施する防災教育、防災訓練の支援に努める。

ウ 要配慮者の受入体制の整備

社会福祉施設等が要配慮者を緊急に受け入れた場合に支援する体制の整備を図る。

(3) 洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の情報提供等

市は、洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設であって、洪水時等にその利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設について、防災計画にその名称及び所在地を定め、警戒避難体制の確立など防災体制の整備に努める。

市及び県（要配慮者利用施設所管部）は、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成について支援し、市長は、必要な指示をすることができる。なお、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、市長はその旨を公表することができる。

3 DWAT（災害派遣福祉チーム）の体制整備

震災対策編第1章第20節「3 DWAT（災害派遣福祉チーム）の体制整備」に同じ。

4 外国人及び市外からの来訪者への対策

震災対策編第1章第20節「4 外国人の安全確保対策」に同じ。

第20節 帰宅困難者対応計画

■関係部課局

市民環境部、教育委員会

■関係機関

市民（自主防災組織、町内会）、各種施設管理者及び企業（防火管理者、危険物取扱者、病院・福祉施設、ホテル、大規模小売店舗等）、交通関係機関等

災害時には通勤や通学、出張、買物、旅行等の理由などで、一時的に市内にとどまることを余儀なくされる人々が帰宅困難者として発生することが予想される。市は、これら帰宅困難者に対し、防災関係機関、事業所等と連携して各種の対策を講ずる。

1 災害情報の提供及び事前対策の普及啓発

震災対策編第1章第21節「1 災害情報の提供及び事前対策の普及啓発」に同じ。

2 事業所における帰宅困難者対策の推進

震災対策編第1章第21節「2 事業所における帰宅困難者対策の推進」に同じ。

3 学校における帰宅困難者対策の推進

震災対策編第1章第21節「3 学校における帰宅困難者対策の推進」に同じ。

4 駅やバスターミナルなど交通施設における帰宅困難者対策の推進

震災対策編第1章第21節「4 駅やバスターミナルなど交通施設における帰宅困難者対策の推進」に同じ。

5 観光等での来訪者における帰宅困難者対策の推進

震災対策編第1章第21節「5 観光等での来訪者における帰宅困難者対策の推進」に同じ。

第21節 業務継続計画

- | |
|---|
| ■関係部課局
市民環境部、産業部
■関係機関
事業所、商工会議所 |
|---|

市及び事業者は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続を確保するため、業務継続計画（BCP）の策定に努める。

（BCP…Business Continuity Plan）

1 業務継続計画の概要

震災対策編第1章第23節「1 業務継続計画の概要」に同じ。

2 本市の業務継続計画

震災対策編第1章第23節「2 本市の業務継続計画」に同じ。

3 事業者の事業（業務）継続計画

震災対策編第1章第23節「3 事業者の事業（業務）継続計画」に同じ。

※震災対策編の「地震」を「災害」に読み替える。

第2章 災害応急計画

第1節 災害対策本部

■災害対策本部

全職員

■関係機関

県、自衛隊、指定地方行政機関、指定地方公共機関、指定公共機関、米沢市社会福祉協議会

市長は、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、以下の状況に該当し、必要があると認めるときは、災害対策本部を設置し、配備基準に応じて各班の担当職員を配備する。

1 災害対策本部の設置基準等

震災対策編第2章第1節「1 災害対策本部の設置基準等」に同じ。

2 本部員会議

震災対策編第2章第1節「2 本部員会議」に同じ。

3 職員の動員配備体制

震災対策編第2章第1節「3 職員の動員配備体制」に同じ。

4 職員動員の方法

震災対策編第2章第1節「4 職員動員の方法」に同じ。

5 災害対策本部設置時の留意点

震災対策編第2章第1節「5 災害対策本部設置時の留意点」に同じ。

6 災害対策本部における職員応援

震災対策編第2章第1節「6 災害対策本部における職員応援」に同じ。

7 災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等

震災対策編第2章第1節「7 災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等」に同じ。

8 業務継続性の確保

震災対策編第2章第1節「8 業務継続性の確保」に同じ。

9 複合災害への対応

震災対策編第2章第1節「9 複合災害への対応」に同じ。

第2節 広域応援計画

■災害対策本部

全職員

■関係機関

県、自衛隊、指定地方行政機関、指定地方公共機関、指定公共機関、消防機関

市は、大規模災害が発生した場合に、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図る。相互応援協定の締結にあたっては、同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方にある団体との協定締結も考慮するものとする。

また、市域において、被害が軽微だった場合、市は避難者の受入や物資・人的応援の拠点として、被災地の救援、復旧・復興に取り組むものとする。

1 県に対する要請（基本法第30条、第68条）

震災対策編第2章第2節「1 県に対する要請（基本法第30条、第68条）」に同じ。

2 他の市町村に対する要請（基本法第67条）

震災対策編第2章第2節「2 他の市町村に対する要請（基本法第67条）」に同じ。

3 指定地方行政機関等に対する要請

震災対策編第2章第2節「3 指定地方行政機関等に対する要請」に同じ。

4 民間団体等に対する要請

震災対策編第2章第2節「4 民間団体等に対する要請」に同じ。

5 知事に対する自衛隊の災害派遣要請依頼

震災対策編第2章第2節「5 知事に対する自衛隊の災害派遣要請依頼」に同じ。

6 支援体制の構築に係る留意点

震災対策編第2章第2節「6 支援体制の構築に係る留意点」に同じ。

7 消防の広域応援

震災対策編第2章第2節「7 消防の広域応援」に同じ。

8 広域応援・受援体制

震災対策編第2章第2節「8 広域応援・受援体制」に同じ。

第3節 被災県等への広域応援計画

- | |
|-----------------------------------|
| ■災害対策本部
全職員
■関係機関
県、消防機関 |
|-----------------------------------|

他の都道府県（以下「他県等」という。）での大規模な地震発生時に、迅速かつ的確な広域応援を行うため、他県等への広域応援について定める。

1 被災県等への広域応援計画フロー

震災対策編第2章第3節「1 被災県等への広域応援計画フロー」に同じ。

2 広域応援体制

震災対策編第2章第3節「2 広域応援体制」に同じ。

3 被災した他県等への広域応援活動

震災対策編第2章第3節「3 被災した他県等への広域応援活動」に同じ。

第4節 広域避難計画

■災害対策本部

全職員

■関係機関

県、消防機関

地震による大規模な災害発生時に、自治体の区域を越えて住民が避難する「広域避難」が円滑に行われるよう、発災時の具体的な避難又は避難受入れの手順等について定める。

1 広域避難計画フロー

震災対策編第2章第4節「1 広域避難計画フロー」に同じ。

2 他の自治体への広域避難要請

震災対策編第2章第4節「2 他の自治体への広域避難要請」に同じ。

3 他県等からの避難受入れ要請への対応

震災対策編第2章第4節「3 他県等からの避難受入れ要請への対応」に同じ。

第5節 自衛隊災害派遣計画

■災害対策本部

全職員

■関係機関

県、自衛隊

大規模災害発生時における自衛隊の災害派遣活動を迅速・円滑に行うため、その活動内容、派遣要請手続き及び受入れ体制等について定める。(基本法第68条の2第1項)

1 自衛隊の災害派遣基準等

震災対策編第2章第5節「1 自衛隊の災害派遣基準等」に同じ。

2 自衛隊災害派遣による救援活動の区分及びその概要等（自衛隊法第83条）

震災対策編第2章第5節「2 自衛隊災害派遣による救援活動の区分及びその概要等（自衛隊法第83条）」に同じ。

3 自衛隊災害派遣要請の手続き（自衛隊法施行令第106条）

震災対策編第2章第5節「3 自衛隊災害派遣要請の手続き（自衛隊法施行令第106条）」に同じ。

4 自衛隊の自主派遣（自衛隊法第83条第2項）

震災対策編第2章第5節「4 自衛隊の自主派遣（自衛隊法第83条第2項）」に同じ。

5 自衛隊が災害派遣を決定した場合の手続き

震災対策編第2章第5節「5 自衛隊が災害派遣を決定した場合の手続き」に同じ。

6 自衛隊災害派遣部隊の受入れ体制の整備

震災対策編第2章第5節「6 自衛隊災害派遣部隊の受入れ体制の整備」に同じ。

7 自衛隊災害派遣部隊との協議、調整

震災対策編第2章第5節「7 自衛隊災害派遣部隊との協議、調整」に同じ。

8 災害派遣部隊の撤収

震災対策編第2章第5節「8 災害派遣部隊の撤収」に同じ。

9 救援活動経費の負担

震災対策編第2章第5節「9 救援活動経費の負担」に同じ。

10 派遣要請先及び連絡窓口

震災対策編第2章第5節「10 派遣要請先及び連絡窓口」に同じ。

第6節 情報収集伝達関係

■災害対策本部

全職員

■関係機関

県、警察機関、米沢国道維持出張所、東北電力㈱米沢営業所、山形地方気象台等

災害が発生した場合、市民の生命を守り、被害を最小限に止めるため最善の応急対策をとらなければならない。被災情報の収集・伝達及びその集約は、災害応急対策の基幹となるもので、その後の災害対策の成否を決定することから、迅速かつ的確な情報の収集・伝達が求められる。

市及び防災関係機関は、相互の連携の下に「迅速な情報収集」、「情報の共有化」に努め、県及び関係機関への伝達、また、市民への情報伝達を行う。

(連絡系統図、電話番号等については、「資料編」参照)

1 災害時優先電話・連絡責任者の指定等

震災対策編第2章第6節「1 災害時優先電話・連絡責任者の指定等」に同じ。

2 有線通信網の有効利用

震災対策編第2章第6節「2 有線通信網の有効利用」に同じ。

3 有線通信が途絶した場合の体制

震災対策編第2章第6節「3 有線通信が途絶した場合の体制」に同じ。

4 災害発生時の通信連絡

震災対策編第2章第6節「4 災害発生時の通信連絡」に同じ。

5 通信施設の被害対応

震災対策編第2章第6節「5 通信施設の被害対応」に同じ。

6 県への報告要領

震災対策編第2章第6節「6 県への報告要領」に同じ。

第7節 気象情報等伝達計画

■災害対策本部

市民環境部

■関係機関

県、気象庁

災害による被害を最小限にとどめるため、市、県、国及び放送機関等の防災関係機関が、気象に関する情報を、迅速かつ正確に関係機関及び市民等に伝達するための方法について定める。

1 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と、その「行動を促す情報」（避難情報等：市町村が発令する避難情報と気象庁が発表する注意報等）とを関連付けるものである。

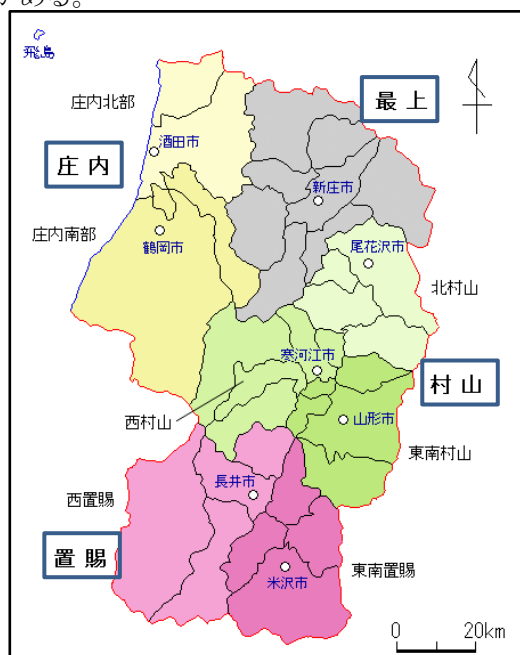
「居住者等がとるべき行動」と避難情報等をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難行動をとるものとする。

2 特別警報・警報・注意報等

(1) 特別警報・警報・注意報等の概要

大雨や強風などの気象現象によって、災害が発生するおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれのあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、県内の市町村ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに示される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等について、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水などの警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。



※「村山」、「置賜」、「庄内」、「最上」はそれぞれ一次細分区域を示す。

※これ以外の市町村等をまとめた地域として、「北村山」、「東南村山」、「西村山」、「東南置賜」、「西置賜」、「庄内北部」、「庄内南部」を示す。

＜特別警報・警報・注意報の概要＞

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれ著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

※ 特別警報・警報・注意報の種類と概要は以下のとおりである。具体的な発表基準は「特別警報・警報・注意報発表基準一覧表」及び別表1から別表5に示す。

① 一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報及び情報

ア 特別警報・警報・注意報

＜特別警報・警報・注意報の種類と概要＞

種 類		概 要
特 別 警 報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて、「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
警 報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

種 類		概 要
	暴風警報	暴風により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて、「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪警報	高い波により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等は危険の場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着雪(氷)注意報	著しい着雪(氷)により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。

種 類		概 要
	融雪注意報	融雪により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、浸水害、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、低温のために農作物などに著しい被害や冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。

＜特別警報基準＞

現象の種類	基 準	
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 【米沢市の基準】 ・48時間降水量(R48)：292 mm、3時間降水量(R03)：108 mm、土壌雨量指数(SWI)：187 mm	
暴 風	数十年に一度の強度の台風や 同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高 潮		高潮になると予想される場合
波 浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 【米沢市の基準】 ・大雪特別警報発令基準（50年に一度の積雪深）：219 cm	

警報・注意報発表基準一覧表

令和2年8月6日現在
発表官署 山形地方気象台

米沢市	府県予報区	山形県	
	一次細分区域	置賜	
	市町村等をまとめた地域	東南置賜	
警報	大雨	（浸水害） （土砂災害）	表面雨量指数基準 11 土壌雨量指数基準 97
	洪水	流域雨量指数基準	最上川流域=16.6、鬼面川流域=18.3、羽黒川流域=19.1、大樽川流域=21.3
		複合基準 ^{*1}	—
		指定河川洪水予報による基準	最上川上流〔糠野目〕
	暴風	平均風速	18m/s
	暴風雪	平均風速	18m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地 12時間降雪の深さ35cm 山沿い 12時間降雪の深さ45cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
注意報	大雨		表面雨量指数基準 7 土壌雨量指数基準 75
	洪水	流域雨量指数基準	最上川流域=13.2、鬼面川流域=14.6、羽黒川流域=15.2、大樽川流域=17
		複合基準 ^{*1}	最上川流域=(5, 13.2)、天王川流域=(5, 9.2)
		指定河川洪水予報による基準	最上川上流〔糠野目〕
	強風	平均風速	12m/s
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地 12時間降雪の深さ20cm 山沿い 12時間降雪の深さ30cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪	融雪により浸水等の被害が予想される場合	
	濃霧	視程	100m
	乾燥	①最小湿度30% 実効湿度65% ②降雨雪の場合を除き、実効湿度70%、風速10m/s以上	
	なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さ30cm以上で肘折(アメダス)の積雪100cm以上 ②山形地方気象台の日平均気温5℃以上で肘折(アメダス)の積雪180cm以上 ③山形地方気象台の日最高気温5℃以上で肘折(アメダス)の積雪300cm以上 ④12月は日降水量30mm以上で肘折(アメダス)の積雪100cm以上	
	低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:①最低気温が-7℃以下、又は-4℃以下で平均風速5m/s以上のとき ②日平均気温が-3℃以下が数日続くとき	
	霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)	
	着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm

^{*1}(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

- (注1) 警報、注意報の発表は災害の発生状況、気象条件等を考慮して行うことがあり、必ずしもこの基準によらない場合がある。
- (注2) 有義波高とは、ある地点を連続して通過する波のうち、高い方から順に 1/3 の個数までの波について平均した波高をいう。これは、目視観測による波高に近いといわれている。
- (注3) 警報や注意報は、気象要素が基準に達すると予想した区域に対して発表されるが、地震で地盤がゆるんだり火山の噴火で火山灰が積もるなどし、災害発生に関わる条件が変化した場合、通常基準より引き下げた基準（暫定基準）で運用することがある。
- (注4) 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。
地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表する。
- (注5) 山沿いとは標高がおおむね 300m 以上のところをいう。
- (注6) 別表 1～4 に示す表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中にたまっている雨水の量を示す指数。流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。

② キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

＜キキクル等の種類と概要＞

種 類	概 要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）土砂災害警戒判定メッシュ情報	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 ※「極めて危険」（濃い紫）：警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の上流域での降雨による下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて、危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

③ 全般気象情報、東北地方気象情報、山形県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表する。

④ 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（村山、置賜、庄内、最上）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（山形県）で発表する。大雨に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警

戒レベル1である。

⑤ 土砂災害警戒情報

山形県と山形地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村名（鶴岡市は北部・南部、酒田市は北部・南部・飛島に細分化）を特定して警戒を呼びかける。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

なお、地震や火山噴火等により、通常の発表基準を適用することが適切でないと考えられる場合は、「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用する。

⑥ 記録的短時間大雨情報

大雨警報又は大雨特別警報発表中の市町村において、キキクルの「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

山形県では、100 ミリ以上の1時間雨量を観測又は解析した場合に発表される。

⑦ 竜巻注意情報

竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバーストなどの激しい突風に対して注意を呼びかけるものである。竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（村山、置賜、庄内、最上）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加してた情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（村山、置賜、庄内、最上）で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

⑧ 洪水予報

山形、酒田、新庄の各河川（国道）事務所、又は県と山形地方気象台が共同して、河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考になるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報で、下表の標題により発表する。警戒レベル2～5に相当する。

＜洪水警報・注意報の標題及び概要＞

種 類	標 題	概 要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報等の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

⑨ 水防活動の利用に適合する（水防活動用）警報及び注意報

山形地方気象台長は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を東北地方整備局長及び県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

発表する警報、注意報の種類及び概要は次のとおりであり、水防活動の利用に適合する（水防活動用）警報及び注意報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する特別警報、警報及び注意報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適る警報・注意報	概 要
水防活動用 気象警報	大雨警報又は 大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想されたときに発表される
水防活動用 津波警報	津波警報又は津波特別 警報（大津波警報）	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想されたときに発表される
水防活動用 高潮警報	高潮警報又は 高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想されたときに発表される
水防活動用 洪水警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適る警報・注意報	概 要
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇が予想されたときに注意を喚起するため発表される
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪用により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される

⑩ 降雪量予想

降雪に対する防災効果を上げるため、12月から3月までの期間、県内4地点（山形、米沢、新庄及び酒田）での降雪量予想を発表する。

<発表時刻及び内容>

6時00分 → 当日の6時から当日18時までの12時間の予想降雪量

18時00分 → 当日の18時から翌日6時までの12時間の予想降雪量

(2) 特別警報・警報・注意報等の伝達

(ア) 山形地方気象台は、警報等を発表した場合は、県、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社、消防庁、酒田海上保安部、NHK山形放送局、山形河川国道事務所、放送機関及びその他必要と認める機関に伝達する。

ただし、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社への伝達は特別警報・警報に限る。

(イ) 県（防災危機管理課）は、警報等について気象台から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに県防災行政無線等により市町村や消防本部に通知するとともに、関係部局及び防災関係機関に通報する。

特に、特別警報について通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに県防災行政無線等により市町村へ通知する。

また、県（各総合支庁河川砂防課）は、山形地方気象台からの通報及び自ら観測した水位、流量等により水防警報発令の判断をする。

(ウ) 市は、警報等について、県、消防庁、NTTから通報を受けたとき又は自ら知ったときは、地域内の公共団体、行政機関、施設管理者、自主防災組織等に通報するとともに、住民へ周知する。

特に、特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線（戸別受信機を含む。以下本節中同じ。）及び広報車等により住民へ周知する。

(エ) 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社は、特別警報・警報を各支店、関係市町村に伝達する。

(オ) 酒田海上保安部は、港内在泊船舶等に伝達するとともに、避難勧告等の措置を講ずる。

(カ) 山形河川国道事務所は、国土交通省の県内の河川及びダムを管理する事務所等に伝達する。また、県内の河川を管理する事務所は、山形地方気象台からの通報及び自ら観測した水位、流量等により水防警報発令の判断をする。

(キ) 放送機関は、県民への周知を図るため、放送時間、放送回数を考慮の上、放送する。

(ク) その他の機関にあっては、それぞれの災害担当業務に応じ適切な措置を講ずる。

(3) 参考となる警戒レベルの提供

国及び県は、防災気象情報の提供にあたり、参考となる警戒レベルも併せて提供するものとする。

4 要配慮者利用施設への伝達

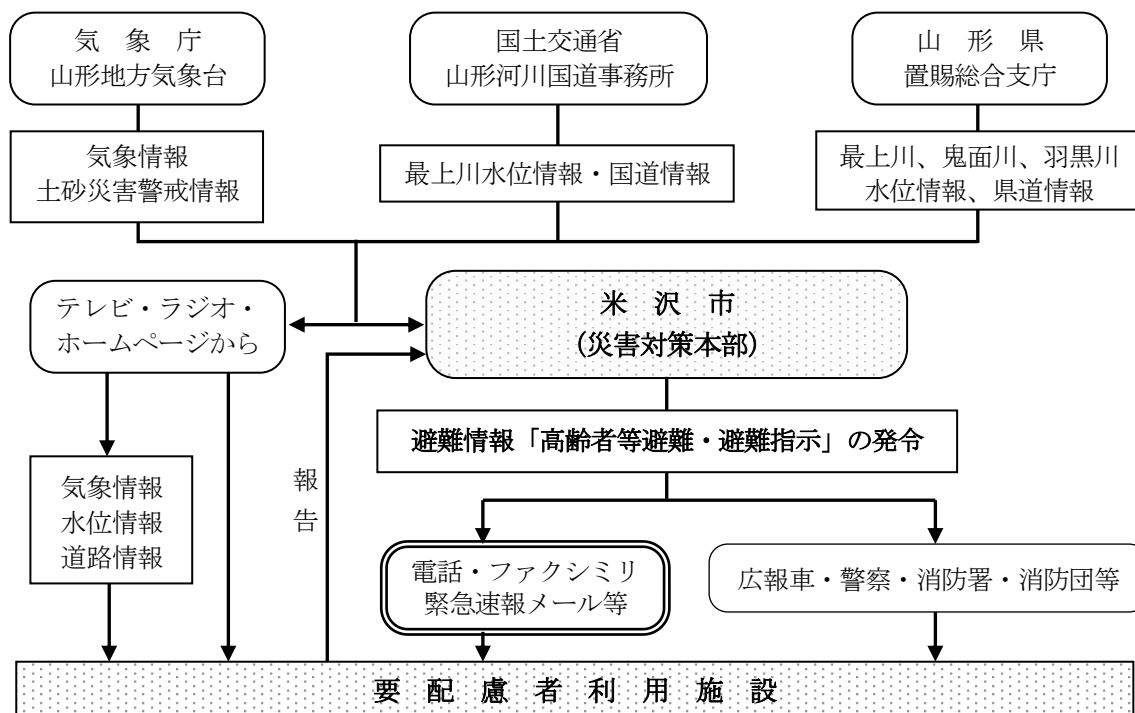
(1) 洪水予報等

市は、洪水予報等（洪水予報又は避難判断水位到達情報）の通知を受けた時は、浸水想定区域内の高齢者、障がい者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設に警戒・避難を呼びかける。

(2) 土砂災害警戒情報

市は、伝達された土砂災害警戒情報を防災行政無線（同報系）、電話、緊急速報メール及びSNS等により速やかに土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に周知する。

情報の伝達系統図



水防法第15条に基づく、浸水区域内や土砂災害警戒区域等及び危険箇所内の迅速な避難確保をする必要があると認められる施設は、「資料編」を参照

5 消防法で定める火災気象通報及び火災警報

(1) 火災気象通報

ア 火災気象通報の概要

山形地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第1項の規定により、その状況を「火災気象通報」として、直ちにその地を管轄する県（防災危機管理課）に通報し、県は、同法第22条第2項の規定により、直ちにこれを市町村及び消防本部に伝達する。

定時に行う通報としては、午前5時に発表する天気予報に基づき、向こう24時間先までの気象状況の概要を気象概況として毎日午前5時頃に県に通報する。

臨時に行う通報は、定時通報の対象期間内で、火災気象通報の内容に変更があった場合、臨時の通報を行う。

イ 火災気象通報を行う基準

山形地方気象台が発表する「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。

- (ア) 実効湿度が65%以下で、最小湿度が30%以下になると予想される場合。
 - (イ) 降雨雪の場合を除き、実効湿度が70%以下で平均風速が10m/s以上になると予想される場合。
 - (ウ) 平均風速が12m/s以上になると予想される場合。(雨又は雪を伴う場合は通報しないこともある。)
- ウ 火災気象通報の伝達
- (ア) 山形地方気象台
山形地方気象台は、火災気象通報を行う基準となる場合は、県(防災危機管理課)に対し、気象情報伝送処理システム(アデスオンライン)により速やかに通報する。
 - (イ) 県(防災危機管理課)
県(防災危機管理課)は、一般の気象注意報、警報等の伝達に準じて、県防災行政無線により速やかに市及び消防本部に通報する。

(2) 火災警報

- ア 火災警報の概要
- 市は、県知事から火災気象通報を受けた場合又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火の使用の制限等により火災の発生を防止するため消防法第22条第3項の規定により、「火災警報」を発することができる。
- イ 火災警報の伝達
- 市は、火災警報を発し、又は解除したときは、防災行政無線、巡回広報車及び消防自動車等により、速やかに住民等に対しその旨を周知するとともに、県(防災危機管理課)に対し通報する。

第8節 災害情報の収集・伝達計画

- 災害対策本部
市民環境部
- 関係機関
県、県警察、消防機関

災害発生時に、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、防災関係機関が行う被災状況等の情報収集及び伝達については、次のとおりとする。

1 災害情報収集・伝達計画フロー

震災対策編第2章第8節「1 災害情報収集・伝達計画フロー」に同じ。

2 被害状況等情報収集活動の概要

震災対策編第2章第8節「2 被害状況等情報収集活動の概要」に同じ。

※震災対策編の「地震等の大規模災害が発生した場合」を「風水害等の災害が発生した場合」に置き換える。

3 災害発生直後の情報収集・伝達

震災対策編第2章第8節「3 災害発生直後の情報収集・伝達」に同じ。

※震災対策編の「震度4以上を観測する地震が発生した場合」を「風水害等の災害が発生した場合」に置き換える。

4 災害応急対策活動実施時の情報収集・伝達

震災対策編第2章第8節「4 災害応急対策活動実施時の情報収集・伝達（1）～（3）」に同じ。

5 孤立集落に係る情報収集対策

震災対策編第2章第8節「4 災害応急対策活動実施時の情報収集・伝達（4）」に同じ。

6 災害報告の種類

震災対策編第2章第8節「5 災害報告の種類」に同じ。

7 被害情報の収集

震災対策編第2章第8節「6 被害情報の収集」に同じ。

8 防災情報システムの活用

震災対策編第2章第8節「7 防災情報システムの活用」に同じ。

9 被害関連情報の発信

震災対策編第2章第8節「8 被害関連情報の発信」に同じ。

第9節 広報計画

- | |
|---|
| ■災害対策本部
企画調整部、市民環境部
■関係機関
県、県警察、消防機関 |
|---|

災害発生時に、迅速かつ的確に避難行動及び救援活動を実施し、流言飛語等による社会的混乱を防止するために、市、県、国及び放送機関等の防災関係機関が、協力して行う広報活動について定める。災害による被害を最小限にとどめるため、が、気象に関する情報を、迅速かつ正確に関係機関及び市民等に伝達するための方法について定める。

1 基本方針

震災対策編第2章第9節「1 基本方針」に同じ。

2 市が行う広報

(1) 役割

震災対策編第2章第9節「2 市が行う広報（1）」に同じ。

(2) 広報内容

震災対策編第2章第9節「2 市が行う広報（2）」に同じ。

(3) 広報の手段

震災対策編第2章第9節「2 市が行う広報（3）」に同じ。

(4) 災害及び広報の記録・保存

市は、広報活動資料及び災害を記録した写真、その他関係資料等を収集し保存する。

(5) その他

市は、さまざまな環境化にある市民等及び職員に対して災害に関する情報が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、手段の多重化、多様化を検討する。

3 報道実施機関と相互連絡体制

震災対策編第2章第9節「3 報道実施機関と相互連絡体制」に同じ。

※ 震災対策編の「地震発生後」を「災害発生後」に、「地震発生情報（震度、規模等）」を「洪水・土砂災害等発生情報」に読み替える。

4 報道機関への発表

震災対策編第2章第9節「4 報道機関への発表」に同じ。

5 被災者等への情報伝達活動

震災対策編第2章第9節「5 被災者等への情報伝達活動」に同じ。

※震災対策編の「地震の被害、余震の状況」を「災害の状況に関する情報」に読み替える。

6 災害発生後の各段階における広報

市、県及び防災関係機関が行う災害発生後の各段階における広報は以下のとおり。

(1) 災害発生直後

- ア 県は、入手した被害状況等の情報を速やかに各放送機関に提供する。
- イ 各放送機関は、提供された情報を「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、速やかに放送する。

(2) 災害応急対策初動期

ア 市の広報事項

- (ア) 安否情報
- (イ) 住民に対する避難指示等
- (ウ) 給水・炊き出しの実施、物資の配給情報
- (エ) 避難所の開設状況

イ 県の広報事項

- (ア) 安否情報
- (イ) 人身、家屋及び公共施設等の被害並びに住民の避難状況
- (ウ) 公共土木施設、農業土木施設の被害状況
- (エ) 医療機関の被害状況及び救急患者・負傷者・人工透析患者等受け入れの可否の情報
- (オ) 教育機関の被害状況及び児童生徒の安否情報
- (カ) 各種相談窓口に関する情報

ウ 県警察の広報事項

- (ア) 住民に対する避難指示等
- (イ) 安否情報
- (ウ) 被災者に関する情報
- (エ) 交通規制に関する情報

エ ライフライン関係機関

- (ア) 被災による使用不能状況
- (イ) 使用可能な設備については、使用上の注意

オ 公共交通機関

- (ア) 不通区間及び運休状況
- (イ) 臨時ダイヤの運行状況

(3) 災害応急対策本格稼働期

ア 市の広報事項

- (ア) 消毒、衛生及び医療救護情報
- (イ) 小中学校の授業再開予定
- (ウ) 応急仮設住宅への入居に関する情報

イ 県の広報事項

- (ア) 概算被害額
- (イ) 公共土木施設等の復旧状況及び見込み
- (ウ) 医薬品、生活必需品等の供給見込み
- (エ) 救援物資、ボランティアの受け入れに関する情報

ウ ライフライン関係機関及び公共交通機関の広報事項

- (ア) 復旧見込み
- (イ) 災害発生時の特例措置の実施状況

(4) 復旧対策期

ア 市の広報事項

- (ア) 罹災証明の発行
- (イ) 生活再建資金の貸付け
- (ウ) 災害廃棄物の処理方法及び費用負担等
- (エ) その他生活再建に関する情報

イ 県の広報事項

7 安否情報の提供

震災対策編第2章第9節「6 安否情報の提供」に同じ。

※震災対策編の「地震災害により」を「洪水・土砂災害等の発生により」に読み替える。

8 広報活動実施上の留意点

震災対策編第2章第9節「7 広報活動実施上の留意点」に同じ。

9 広聴活動

震災対策編第2章第9節「8 広聴活動」に同じ。

第10節 避難計画

■災害対策本部

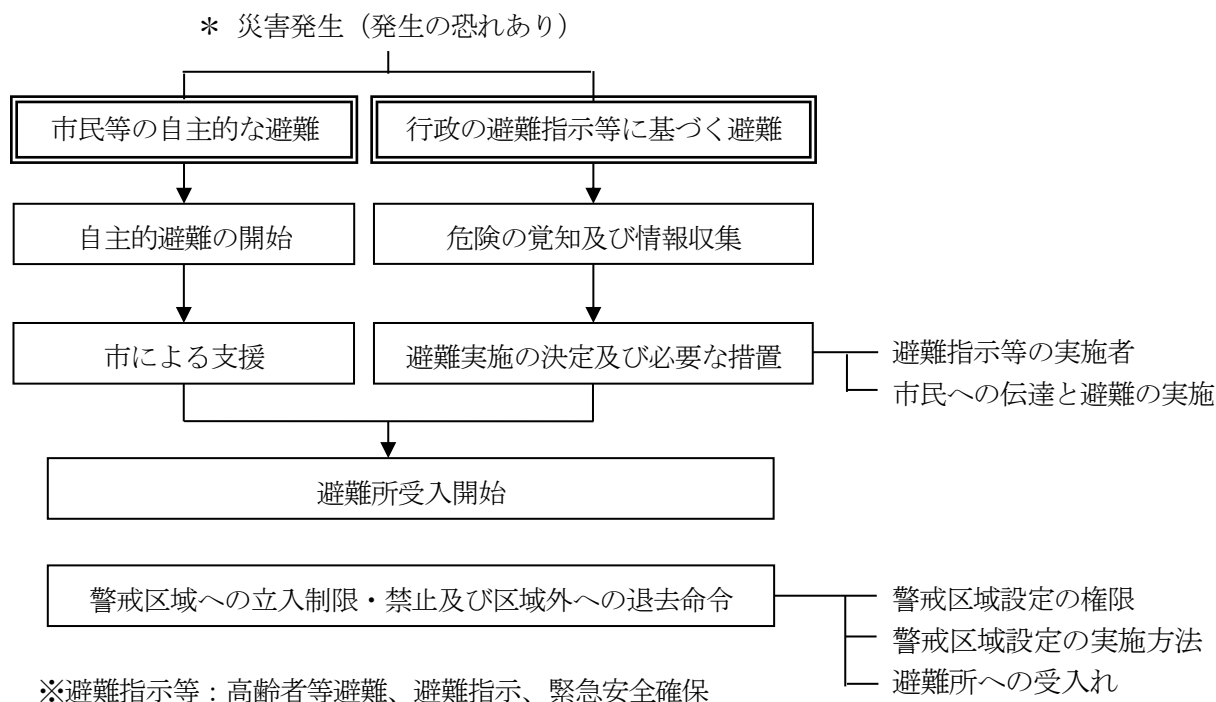
企画調整部、教育委員会

■関係機関

警察機関、消防機関、市民（自主防災組織、町内会）

風水害による被害を軽減するためには、近年の気象・水象予測精度の高度化を踏まえ、事前に市民の避難誘導を行うなどの種々の措置を的確に行うことが重要である。特に、避難しやすい時間帯での高齢者等避難の発令による、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、市があらかじめ定めるタイムライン及び計画に沿った避難支援を行うことが重要であることから、市民の自主的な避難行動並びに市及び防災関係機関が実施する避難活動等について定める。

1 避難指示等応急対策フロー



2 避難場所等の指定

震災対策編第2章第10節「1 避難場所等の指定」に同じ。

3 市民等の自主的な避難

市民等は、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、災害発生のおそれの高まりに応じて、自らの判断で避難行動をとることを原則とする。

国及び県は、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、市民の自発的な避難判断等を促すものとする。

市は、市民等の主体的な避難行動を支援するため、平時から防災教育の推進及び防災知識の普及を図るとともに、災害が発生又は発生するおそれがある場合は、主体的な避難行動を促す情報提供を行うものとする。

(1) 自主的避難の開始

市民等は、危険が切迫し又は現実には被災したことにより自主的に避難する場合は、近隣住民にも状況を伝達するとともに、市へ避難先、避難人数等を連絡するように努める。

また、危険の切迫により避難する際は、できるだけ近隣住民がまとまって行動し、高齢者等の要配慮者の安全確保と避難の補助等を心掛ける。

(2) 市の支援措置

市は、市民等から自主的避難を開始した旨の連絡を受けた場合は、直ちに職員等を被災地あるいは危険が切迫している地域に派遣し、避難行動の支援及び指定避難所の開放等の措置を行う。指定避難所は、あらかじめ鍵を近隣住民又は近隣に居住する職員に保管してもらう等、市民が自主的に避難してきた場合に、直ちに受け入れられるようにしておく。

4 行政の避難指示等に基づく避難

(1) 危険の覚知及び情報収集

市、県及び防災関係機関は、災害情報を収集するとともに、所管区域内のパトロールを強化して、危険箇所の把握に努めることで、避難指示等を適切なタイミングで発令するよう留意する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、市民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

国及び県は、市町村から求めがあった場合には、避難指示等の発令に係る対象地域、判断時期等について助言する。

また、県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市町村に積極的に助言する。

市は、伝達を受けた警報等を市防災行政無線（戸別受信機を含む。）等により、市民等への伝達に努めるものとする。なお、市は、大雨、暴風等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに市民等に伝達する。

また、土砂災害防止法第28条、第29条及び第31条に基づき、大規模な土砂災害が急迫している状況において、市が適切な避難指示の発令の判断等を行えるよう、特に高度な技術を要する土砂災害については国が、その他の土砂災害については県が、被害の想定される区域・時期を調査し、情報を市町村に提供する。市は、その情報を基に速やかに避難指示を発令するものとする。

(2) 避難実施の決定と必要な措置

ア 高齢者等避難発令の実施者

市長は、管轄区域内において災害が発生する恐れがあり、高齢者等の避難行動要支援者が避難行動を開始する必要があると認められる場合は高齢者等避難を発令し、速やかにその旨を知事に報告する。また、必要に応じて地元警察署長及び消防署長に、市民の避難誘導への協力を要請する。

市は、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所等を開放し、市民等に対し周知徹底を図る。

避難行動要支援者は、避難行動に時間を要することから、高齢者等避難の発令をもって避難行動を開始するものとし、また、その支援者は避難誘導等の措置を適切に実施する。

イ 避難指示等発令の実施者

避難指示の発令は、法第60条に基づき、原則として市町村長が実施する。

その他、法令に基づき知事、警察官、海上保安官、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が実施する場合もある。

具体的には、次の表のとおり。

＜避難指示等発令の実施者と実施の基準＞

	警戒 レベル	実施責任者	措 置	実施の基準
				指示等を実施した場合の報告等
高齢者等 避難開始	3	市町村長	高齢者等の要配慮者への 避難行動開始の呼びかけ	・災害が発生するおそれがあり、要配慮者が避難行動を開始する必要があると認めるとき ・高齢者以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主避難を呼びかける
避難指示	4	市町村長	・立退きの指示 ・立退き先の指示	・災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、特に必要があると認める場合 ⇒避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直ちにその旨を公示
		知事	・立退きの勧告 ・立退き先の指示	・市町村長がその全部又は大部分の事務を行うことができないと認める場合 ⇒避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直ちにその旨を公示
緊急安全 確保	5	市町村長	・命を守るための最善の行動をとるよう呼びかけ	・災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、避難のための立退きにより、かえって人の生命や身体に危険が及ぶおそれがあり、緊急を要すると認めるとき ※市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に必ずしも発令されるものではないことに留意
				市町村長→（報告）→知事
避難の指 示等		知事、その命を受けた 県職員又は 水防管理者	・立退きの指示	・洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき（水防法第29条）
				水防管理者→（通知）→警察署長
		知事又はその命を受けた 県職員	・立退きの指示	・地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき（地すべり等防止法第25条）
				知事又はその命を受けた県職員 →（通知）→警察署長
		警察官	・立退き先の指示	・市町村長が立退きを指示することができないと認める場合、又は市町村長から要求があった場合（災害対策基本法第61条）
				警察官→（通知）→市町村長 →（報告）→知事
			・避難等の措置	・重大な被害が切迫すると認める場合、警告を発し、特に急を要する場合、危害を受ける恐れがある者に対し必要な限度で避難等の措置（警察官職務執行法第4条）
				警察官→（報告）→公安委員会

	警戒レベル	実施責任者	措 置	実施の基準
				指示等を実施した場合の報告等
		海上保安官	・ 立退きの指示 ・ 立退き先の指示	・ 市町村長が立退きを指示することができないと認める場合、又は市町村長から要求があった場合 (災害対策基本法第61条)
				海上保安官→(通知)→市町村長→(報告)→知事
		災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	・ 避難等の措置	・ 警察官がその場にいない場合、「警察官職務執行法第4条」による避難等の措置 (自衛隊法第94条)
				自衛官→(報告)→防衛大臣の指定する者

なお、市は、避難指示等の発令の際には、指定緊急避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令する。

また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。

また、市は、災害の状況に応じて避難指示等が発令した上で、避難時の周囲の状況等により、近隣のより安全な建物への「緊急的な待避」や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。

ウ 避難情報と居住者等がとるべき行動

＜避難情報と居住者等がとるべき行動＞

警戒レベル	居住者等がとるべき行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	危険な場所から高齢者等は避難 ・ 避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・ その他も必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、立退き避難の準備を整えとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自主的に避難を開始することが望ましい。 ・ 特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。
【警戒レベル4】 避難指示	危険な場所から全員避難 ○指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 〔 ・ 予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・ 指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。 〕
【警戒レベル5】 緊急安全確保	災害発生又は切迫 ・ 既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 ・ 市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に必ず発令されるものではないことに留意する。 ・ ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また、本行動をとったとしても、身の安全を確保できるとは限らない。

※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※2 屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

注 突発的な災害の場合、市町村長からの避難指示等が間に合わないこともあるため、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

エ 住民等への伝達と避難の実施

(ア) 高齢者等避難の内容

- a 警戒レベル
- b 要避難準備対象地域
- c 避難準備理由
- d 避難先
- e 避難経路
- f 避難時の注意事項等

(イ) 避難指示の内容

- a 警戒レベル
- b 要避難対象地域
- c 避難理由
- d 避難先
- e 避難経路
- f 避難時の注意事項等

(ウ) 緊急安全確保の内容

- a 警戒レベル
- b 災害発生区域
- c 災害概況
- d 命を守るための最善の行動をとること

(エ) 避難の広報

- a 関係機関は、防災行政無線（戸別受信機を含む。）をはじめ、Ｌアラート（災害情報共有システム）、サイレン、警鐘、標識、広報車、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ＳＮＳ（Facebook、LINE、twitter）、ワンセグ等のあらゆる広報手段の複合的な活用を図り、市民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等に対して迅速に避難指示等を周知・徹底する。

特に、人口や面積の規模が大きい市町村においては、夜間や早朝に突発的・局地的な豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達方法について、各市町村の実情に応じて、エリアを限定することの有効性や課題等を考慮した上で検討する。

- b 市は、避難行動要支援者への避難指示等の発令にあたっては、あらかじめ指定した避難支援者、地域の消防団、自主防災組織等を通じ確実に伝達する。
- c 市は、市民に対する避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動を取りやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。
- d 市は、危険の切迫性に応じ避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、市民の積極的な避難行動の喚起に努める。

(オ) 避難誘導

市は、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域、雪崩災害の箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

市、消防機関及び県警察による誘導にあたっては、可能な限り自治会、町内会、職場、学校等を単位とした集団避難に努める。

また、避難行動要支援者の避難誘導等が避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき適切に実施されるよう必要な措置を講じる。

- a 市は、地域又は自治会単位に避難集団を形成するため、地元警察署及び消防機関の協力を得て、指定避難所等に誘導員を配置して市民等を誘導する。

また、必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼し、避難への応援を依頼する。

- b 消防機関は、避難指示等が発令された場合は、被害の規模、道路橋梁の状況、火災の拡大方向及び消防隊の運用を勘案し、最も安全と思われる方向を市町村及び警察署に通報するとともに、避難が開始された場合は、消防吏員及び消防団員をもって住民等の避難誘導にあたる。

- c 県警察は、避難誘導に当たっては、避難道路の要所に誘導員を配置して避難者の通行を確保する。

(カ) 避難路の安全確保

市長は、迅速かつ安全な避難を確保するため職員を派遣するとともに、道路管理者、港湾管理者、漁港管理者及び警察官等の協力を得て、避難道路上の障害物を排除する。

また、必要に応じ、県知事に対して車両、舟艇及びヘリコプター等の支援の確保を要請する。

5 警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令

震災対策編第2章第10節「4 警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令」に同じ。

6 帰宅困難者、外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供

震災対策編第2章第10節「5 帰宅困難者、外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供」に同じ。

第11節 避難所運営計画

■災害対策本部

市民環境部、健康福祉部、教育委員会

■関係機関

県、社会福祉協議会、市民（自主防災組織、町内会）、ボランティア等

市は、災害が発生した場合に、開設する避難所の的確かつ円滑な運営を図る。

1 避難所運営計画フロー

震災対策編第2章第11節「1 避難所運営計画フロー」に同じ。

※震災対策編の「地震発生」を「災害発生」に読み替える。

2 避難所への受入れと必要な措置

(1) 避難所の開設

市は、市民に避難指示等を発令した場合、又は避難場所に避難した市民を、家屋の倒壊等によりさらに避難所へ受け入れる必要が生じた場合は、指定避難所の管理者に連絡し、原則として屋内施設に避難者を受け入れるよう指示するとともに、速やかに市職員を指定避難所に派遣し、迅速な開設に努める。なお、避難所の開設に当たっては次の事項に留意する。

ア 災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。なお、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。

イ 避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県はその情報を国（内閣府等）に共有するよう努める。併せて、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた開設・運営に努める。

ウ 指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。

エ 特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

オ 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮して、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

カ 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

キ 災害救助法が適用された場合の開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内に限られるが、期間を延長する必要がある場合は、知事に要請し所要の手続き（知事は内閣総理大臣の同意を得たうえで期間を定める。）をとる必要がある。

(2) 開設初期に必要な措置

ア 避難者数の把握

市は、避難住民の代表者等と協力して、避難者の受付台帳を作成し、避難者の人数及びその内訳（男女別・年齢別等）を把握する。また、避難所で生活せず食事や水等を受け取りに来ている被災者等にかかる情報の把握に努める。

また、自治会長、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市に提供するよう努める。

イ 避難所の運営リーダーの選出

市は、避難所の避難者、地域住民、施設管理者、自主防災組織及びボランティア等の中から統率力、実行力及び判断力を有する者を運営リーダーとして選出する。

ウ 物資等の調達

市は、避難所の状況を確認後、必要とする物資等の調達を早急に行う。なお、初期段階で特に必要な物資としては、次のようなものが考えられるが、早期に調達することが困難な状況も想定されることから、避難所毎又はその近傍の地域完結型の備蓄施設を確保し、必要最低限の物資を備蓄しておくように努める。特に、災害発生時に孤立化が懸念される集落においては、重点的に備蓄を行うよう努める。

- (ア) 食料品（パン、おにぎり等すぐ食べることのできるもの）
- (イ) 毛布
- (ウ) 日用品（マスク、消毒液、紙コップ、紙皿及び割り箸）
- (エ) 医薬品
- (オ) 生理用品
- (カ) 暖房器具、カイロ（冬期の場合）
- (キ) 簡易トイレ（トイレットペーパー）
- (ク) 飲料水
- (ケ) 燃料
- (コ) 乳児用品（粉ミルク、液体ミルク、哺乳瓶、オムツ）
- (サ) ダンボールベッド、パーティション

エ 通信手段の確保

市は、避難所と市役所又は町村役場等との通信手段を確保する。

オ 避難所以外で生活している避難者への配慮

市は、避難者の事情により避難所外で車中泊を行っているなどやむを得ず避難所に滞在することができない避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

(3) 開設に関する周知及び報告

市は、指定避難所を開設した旨を速やかに住民等に周知徹底するとともに、地元警察署及び消防署等関係機関に設置場所及び設置期間等を周知し、避難所に受け入れるべき者を誘導し保護する。

また、避難所開設に係る次の事項を県に速やかに報告する。

ア 避難所開設の日時及び場所

イ 開設箇所数及び避難所の名称

ウ 避難者数

3 避難所の運営管理

震災対策編第2章第11節「3 避難所の運営管理」に同じ。

4 避難後の状況の変化に応じた措置

震災対策編第2章第11節「4 避難後の状況の変化に応じた措置」に同じ。

5 避難所運営に係る留意点

震災対策編第2章第4節「5 避難所運営に係る留意点」に同じ。

第12節 災害警備計画

- | |
|--|
| ■災害対策本部
市民環境部
■関係機関
警察機関、消防機関 |
|--|

大規模災害時においては、一時的に社会生活が麻痺状態となり、また、災害時の混乱に乗じた各種犯罪の発生も予想される。これらの事態に対処するため、警察機関は、関係機関との緊密な連絡の下、早期に警備体制を確立し被害状況の収集等に努め、市民の生命及び身体の保護のため迅速・的確な警備・保安活動及び交通規制を実施するものとする。

1 災害警備計画フロー

震災対策編第2章第12節「1 災害警備計画フロー」と同じ。
※震災対策編の「地震発生」を「災害発生」に読み替える。

2 災害警備体制の確立

震災対策編第2章第12節「2 災害警備体制の確立」と同じ。
※「地震」を「災害」に読み替える。

3 災害警備活動の実施

震災対策編第2章第12節「3 災害警備活動の実施」と同じ。

第13節 救助・救急計画

■災害対策本部

市民環境部、健康福祉部、市立病院

■関係機関

県、自衛隊、消防機関、医師会、病院等

消防機関は、災害時において発生する多数の被災者に対し、県、防災関係機関、市医師会、医療機関等と相互に連携を図り、迅速かつ適切な救急・救助活動を実施する。

また、災害発生直後においては一刻も早い救出活動が必要なことから、地域住民、自主防災組織、消防団と有機的に連携し迅速かつ適切な救急・救助活動を実施し、被災者の生命・身体安全確保に万全を期する。

1 救急・救助計画フロー

震災対策編第2章第13節「1 救急・救助計画フロー」に同じ。

2 要救助者の通報・搜索

震災対策編第2章第13節「2 要救助者の通報・搜索」に同じ。

3 救助体制の確立

震災対策編第2章第13節「3 救助体制の確立」に同じ。

4 救助救急活動

震災対策編第2章第13節「4 救助救急活動」に同じ。

5 負傷者等の搬送

震災対策編第2章第13節「5 負傷者等の搬送」に同じ。

第14節 消火活動計画

■災害対策本部

全職員

■関係機関

県、自衛隊、指定地方行政機関、指定地方公共機関、指定公共機関、消防機関、市民（自主防災組織、町内会）

市民、自主防災組織及び消防機関等は、火災による被害を防止し又は被害の軽減を図るため、消火活動を実施する。

1 消火活動計画フロー

震災対策編第2章第14節「1 消火活動計画フロー」に同じ。

2 初期消火

(1) 地域住民等による活動

家庭、職場等においては、火災が発生した場合は、速やかに消防機関へ通報するとともに、次により消火に努める。

ア 消防機関等へ速やかに通報（電話、駆け込み）するとともに、自身の安全を確保しながら、近隣住民等に協力を求めて消火に努める。

イ ブレーカーを切る、ガスの元栓を閉める等により、二次災害の防止に努める。

(2) 自主防災組織等による活動

地域の自主防災組織及び職場等の自衛消防組織は、消防機関が到着するまでの間、自身の安全を確保しながら、耐震性貯水槽等の消防水利、可搬式小型動力ポンプその他の防災資機材を活用して初期消火にあたり、火災の延焼を防止するとともに、付近住民の避難誘導及び救助活動を行う。

3 火災防御活動

震災対策編第2章第14節「3 火災防御活動」に同じ。

※「地震」を「災害」に読み替える。

4 広域応援要請

火災の多発や延焼の危険性の増大等により、自らの消防力のみでは火災防御活動を十分に行えなくなることが予想される。

このような場合、市長は躊躇することなく他の市町村長等に対して広域応援を要請する。また、被災地域以外の消防本部は、大規模な災害の発生を覚知したときは、広域応援要請に応じることができる体制を速やかに整える。

(1) 県内市町村等への応援

被災市町村等の長は、自らの消防力のみでは十分に防御し得ないと認める場合は、「山形県広域消防相互応援協定」等に基づき、他の市町村長等に対して広域応援を要請する。

(2) 他都道府県への応援要請

知事は、被災市町村等の長から応援要請を受けた場合又は県内の消防力のみでは対応しきれないと判断した場合は、速やかに消防庁に対して、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に基づ

く緊急消防援助隊の出動要請や「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援要請等を行う。

(3) 応援受入体制

知事又は被災市町村長は、緊急消防援助隊の応援が決定された場合は、「山形県緊急消防援助隊受援計画」、「各消防本部緊急消防援助隊受援計画」及び「山形県緊急消防援助隊航空部隊受援計画」に基づき、応援受入体制を整備する。

第15節 医療救護計画

■災害対策本部

健康福祉部、市立病院

■関係機関

県、消防機関、日本赤十字社、医師会、病院

大規模な災害が発生した場合の困難な条件の下で、一人でも多くの人を救命及び治療することを最優先の目的とし、多数の傷病者等にその時々状況下における最大限の医療を提供するために、県、市町村及び医療機関等が実施する医療救護活動について定める。

1 医療救護所の設置

震災対策編第2章第15節「1 医療救護所の設置」に同じ。

2 医療関係機関に関する状況の把握と情報の提供

震災対策編第2章第15節「2 医療関係機関に関する状況の把握と情報の提供」に同じ。

3 医療救護活動の実施及び調整

震災対策編第2章第15節「3 医療救護活動の実施及び調整」に同じ。

4 国等への支援要請

震災対策編第2章第15節「4 国等への支援要請」に同じ。

第16節 遺体の搜索・処理・埋葬計画

■災害対策本部

市民環境部、健康福祉部、教育委員会

■関係機関

県、警察機関、自衛隊、医師会、歯科医師会、消防機関、市民（自主防災組織、町内会）

市は、県及び関係機関相互の連携体制の整備を図り、行方不明者の搜索、遺体の保護、埋葬等一連の業務を遅滞なく実施する。

1 遺体対策計画フロー

震災対策編第2章第16節「1 遺体対策計画フロー」に同じ。

※震災対策編の「地震」を「風水害」に読み替える。

2 遺体等の搜索

震災対策編第2章第16節「2 遺体等の搜索」に同じ。

3 遺体安置所の設置場所

震災対策編第2章第16節「3 遺体安置所の設置場所」に同じ。

4 遺体の処理

震災対策編第2章第16節「4 遺体の処理」に同じ。

5 遺体の埋火葬

震災対策編第2章第16節「5 遺体の埋火葬」に同じ。

第17節 交通輸送関係

■災害対策本部

総務部、建設部

■関係機関

県、警察機関、置賜総合支庁建設部、米沢国道維持出張所、道路管理者

第1 輸送計画

救助・救急、医療救護及び消火活動等の応急活動並びに被災者に対する水、食料及び生活物資の供給等を迅速に展開することを目的として、使用可能な交通資源が限られた状態で、迅速かつ効率的な輸送を確保するために、市及び県等の防災関係機関が実施する災害応急対策について定める。

1 輸送計画フロー

震災対策編第2章第17節 第1「1 輸送計画フロー」に同じ。

※「震災対策編の「地震」を「風水害」に読み替える。

2 優先すべき輸送需要

震災対策編第2章第17節 第1「2 優先すべき輸送需要」に同じ。

3 輸送施設被害情報及び輸送需要情報の収集

震災対策編第2章第17節 第1「3 輸送施設被害情報及び輸送需要情報の収集」に同じ。

4 輸送手段及び緊急輸送路の決定

震災対策編第2章第17節 第1「4 輸送手段及び緊急輸送路の決定」に同じ。

5 防災関係機関による輸送車両等の確保と輸送の実施

震災対策編第2章第17節 第1「5 防災関係機関による輸送車両等の確保と輸送の実施」に同じ。

6 緊急輸送ルート確保

震災対策編第2章第17節 第1「6 緊急輸送ルートの確保」に同じ。

7 初動期における緊急空輸の実施と臨時ヘリポートの確保

震災対策編第2章第17節 第1「7 初動期における緊急空輸の実施と臨時ヘリポートの確保」に同じ。

8 一時集積配分拠点の確保

震災対策編第2章第17節 第1「8 一時集積配分拠点の確保」に同じ。

第2 道路交通計画

震災対策編 第2章 第10節 「第2 道路交通計画」に同じ。

1 交通状況の把握

震災対策編第2章第17節 第2「1 交通状況の把握」に同じ。

2 災害の未然防止

震災対策編第2章第17節 第2「2 災害の未然防止」に同じ。

3 発災直後の交通路確保

震災対策編第2章第17節 第2「3 発災直後の交通路確保」に同じ。

4 情報の収集・伝達

震災対策編第2章第17節 第2「4 情報の収集・伝達」に同じ。

5 緊急輸送道路の啓開

震災対策編第2章第17節 第2「5 緊急輸送道路の啓開」に同じ。

6 緊急交通路の確保

震災対策編第2章第17節 第2「6 緊急交通路の確保」に同じ。

7 緊急通行車両

震災対策編第2章第17節 第2「7 緊急通行車両」に同じ。

8 道路施設の応急復旧

震災対策編第2章第17節 第2「8 道路施設の応急復旧」に同じ。

第18節 鉄道災害応急計画

■災害対策本部

観光班

■関係機関

県、警察機関、消防機関、J R 東日本株式会社

地震による被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るために、鉄道事業者が実施する災害応急対策について定める。

1 事故情報等の伝達及び広報

震災対策編第2章第18節「1 事故情報等の伝達及び広報」に同じ。

※震災対策編の「地震」を「風水害」に読み替える。

2 応急対策の実施

震災対策編第2章第18節「2 応急対策の実施」に同じ。

第19節 土砂災害防止施設災害応急計画

- 災害対策本部
農林班、土木班
- 関係機関
国、県

災害により土砂災害防止施設が被災し又は被災するおそれがある場合に、その機能を回復し、被害の拡大及び二次災害の防止を図るために、当該施設の管理者が実施する災害応急対策について定める。

1 地盤災害防止施設災害応急計画フロー

震災対策編第2章第19節「1 事故情報等の伝達及び広報」に同じ。
※震災対策編の「地震」を「土砂災害」に読み替える。

2 被災状況調査

土砂災害防止施設の管理者（以下この節において「施設管理者」という。）は、当該施設が被災し又は被災するおそれがある場合は、防災関係機関と連携・協力して、直ちに現地パトロール等を実施し、施設の被災状況を把握するとともに、構造上の安全性及び施設の機能性について緊急点検を実施する。

また、防災上緊急を要する場合は、これらの情報を関係機関に速やかに提供するとともに、応急措置及び二次災害防止対策等に係る専門的な助言及び指導に努める。

3 市民の安全確保

施設管理者は、施設の被災により住民に被害が及ぶおそれがある場合は、管理する施設又は所有地への立ち入りを禁止するための柵、立て看板を設置する等により立ち入りを禁止し、防災関係機関等へ通報するとともに、住民に自主的に避難するよう注意を促す。

また、知事は、必要と認める場合は、地すべり等防止法（昭和33年法第30号）第25条に基づき、地すべりが発生し著しい危険が切迫している区域の居住者に対し、避難のための立ち退きを指示する。

4 被害拡大防止措置

施設管理者は、現地パトロール及び緊急点検によって施設の異常や被災が確認された場合には、その危険度を調査して適切な対策を講じるほか、次により二次災害による住民への被害を防止する措置をとるとともに、公共土木施設災害復旧事業等を実施して施設の機能回復に努める。

(1) 二次災害の予防

災害情報に配慮するとともに大雨注意報・警報及び土砂災害警戒情報等に注意して応急対策を進める。

ア 危険箇所の応急対策

県は、地すべりの兆候、斜面の亀裂及び湧水等を確認した場合は、関係機関や住民に周知を図り、必要に応じ警戒避難の注意を促すとともに、地盤変動の抑止対策や感知器・警報器等の設置等必要な応急対策を実施する。

イ 監視の継続

県は市町村と連携して、災害発生後の一定期間は監視を継続し、住民に注意を呼びかける。また、市町村は、避難地・避難経路等の周知徹底を図る。

(2) 施設の応急措置

災害情報に配慮するとともに大雨注意報・警報及び土砂災害警戒情報等に注意して応急対策を進める。

ア 治山施設

倒木、流木等により治山施設が損壊するおそれがある場合は、発見次第速やかにそれらの除去に努める。治山施設の被災が拡大するおそれがある場合は、状況に応じて要員を配置し、現地の状況変化を監視する。

治山施設の被災によって上流に堆積した不安定土砂が下流域に流下するおそれがある場合は、被災施設の補強又は治山施設の新設を行い、土石流等の発生を防止する。

イ 地すべり防止施設

地すべりが発生し又はその兆候が確認された場合には、監視体制を強化して地盤変動の推移を観測するとともに、住民に対する情報提供や状況に応じて立退きの指示を行う。

亀裂が生じた場合はシートを張り、落石には仮設防護柵を設置する。地すべり拡大の兆候がある場合は、土塊の排土や押さえ盛土等を行う。

ウ 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地が崩壊し又は急傾斜地崩壊防止施設が被災した場合は、巡回パトロールや要員の配置等により監視を強化する。落石があった場合は、防護柵や仮設的な補強を行う。

エ 砂防施設

砂防施設が被害を受けた場合は、巡回し又は状況に応じて要員を配置し、現地の状況変化を監視する。

砂防堰堤に生じた亀裂等については、堤体グラウト、基礎グラウト等により補強を行う。

また、流路や護岸に異常堆積や侵食がある場合は、流水の方向が変わらないよう河道の修正を行う。

オ 土石災害危険箇所等の応急措置

市、県、国及び防災関係機関は、土石災害危険箇所等における被害の拡大を防止するため、相互に連携し、シート張りや土のう積等の応急措置を実施する。

5 応急復旧

震災対策編第2章第19節「5 応急復旧」に同じ。

第20節 河川・ダム施設震災応急計画

■災害対策本部

■関係機関

県

被災した河川・海岸施設の機能を回復し、被害の拡大及び二次災害の防止を図るために、これら施設の管理者が実施する災害応急対策及び復旧対策について次に定める。

1 河川・ダム施設災害応急計画フロー

震災対策編第2章第20節「1 河川・ダム施設災害応急計画フロー」に同じ。

※震災対策編の「地震」を「風水害」に読み替える。

2 被災状況調査

施設管理者は、大雨や洪水等が発生した場合、必要に応じ民間協定業者と連携し、巡回等を実施し、管理施設の被災概要等を把握するとともに、山形県河川維持管理計画に基づき、河道内、堤防及び河川管理施設等について出水後の点検を実施する。

3 住民の安全確保等

施設管理者は、施設等が被災し又はその後の気象状況等により被災箇所が拡大することにより、住民、道路、人家及び集落に被害を及ぼすおそれがあると認められるときは、管理する施設又は所有地への立ち入りを禁止するための柵、立て看板を設置する等により立ち入りを禁止し、防災関係機関等へ通報するとともに、住民に自主的に避難するよう注意を促す。

4 被害拡大防止措置

施設管理者は、巡回及び緊急点検で施設の異常や被災が確認された場合、その危険の程度を調査して、関係機関及び民間業務協定業者等と密接に連携し、必要な応急措置を実施する。

(1) 河川管理施設及び頭首工等許可工作物

ア 堤防等河川構造物の損傷箇所の応急措置

堤防等河川構造物や頭首工、排水機場等の河川に関連する施設の損傷は、資材や施工規模を考慮し適切な応急措置を実施する。

イ 低標高地域の浸水対策

低標高地域では浸水が長期化しやすく、復旧工事等災害支援の障害ともなるため、浸水の原因となっている箇所の応急復旧と可搬式ポンプや稼働可能な排水機場施設を利用した浸水対策を実施する。

ウ 浸水被害の拡大防止と浸水を原因とする事故等の発生防止対策

浸水被害が拡大するおそれがある地域については、その原因となる箇所の締切り工事を行うとともに、危険な箇所については、人的な事故の発生を防止するため立ち入り禁止等の措置を実施する。

エ 許可工作物の損傷等に関する指導及び助言

施設占有者に対し、被災地の早急な復旧・復興を期すために必要な指導及び助言を行う。

頭首工等河川の流水の利用を目的とする施設の管理者は、速やかに応急的措置を行うとともに、河川管理者及び周辺施設の管理者と協議を行い、二次災害の防止に努める。

オ 危険物、油等流出事故対策

災害により危険物や油等が流出した場合は、二次災害を防止するため、その状況を速やかに関係各機関に通報・連絡するとともに、必要に応じ、報道機関等を通じて住民へ周知し、汚染拡大防止対策を実施する。

カ その他河川管理に関する事項の調整

河川管理に関する事項の調整にあたっては、できる限りライフラインや地域住民の生活に密着した応急対策に関する事項の調整を優先して行う。

(2) ダム施設

災害発生後の点検等によりダム施設に異常が認められた場合は、次の措置を実施する。

ア 貯水位制限等の対策

異常の程度に応じて貯水位制限を行う等、ダムに作用する外力を低減するための対策を実施する。

イ 止水処理等の応急的措置

異常の程度に応じて止水処理等の応急的措置を講じる。

ウ 関係機関及び一般住民への連絡、通報

ダム施設に漏水、変形又は挙動異常が認められ、かつ急速に拡大するおそれがある場合は、関係機関及び下流住民へ連絡、通報を行う。

エ その他ダム施設の管理に関する調整

関係機関や利水権者間の調整等、ダムの機能を最小限維持するための調整を行う。

5 応急復旧

震災対策編第2章第18節「4 応急復旧」に同じ。

第21節 農地・農業用施設災害応急計画

- | |
|------------------------------------|
| ■災害対策本部
産業部
■関係機関
県、消防機関等 |
|------------------------------------|

被災した農地・農業用施設の機能を回復し、被害の拡大や二次災害の防止を図るために、市、県及び土地改良区等が実施する災害応急対策及び復旧対策について次に定める。

1 農地・農業用施設災害応急計画フロー

震災対策編第2章第21節「1 農地・農業用施設災害応急計画フロー」と同じ。

※震災対策編の「地震」を「風水害」に読み替える。

2 施設の緊急点検

施設管理者は、24時間雨量が80mm、時間雨量が20mm以上の降雨を観測した場合、速やかに地すべり防止区域及び施設の緊急点検を行う。災害等により地すべり防止区域及び施設等に異常や変状が確認され、第3者への危険が予想される場合、関係機関と連携し、避難誘導、通行止め又は立ち入り禁止などの安全対策を行う。

3 被災状況の把握

震災対策編第2章第21節「第3 被災状況の把握」と同じ。

4 応急対策及び応急復旧対策の実施

震災対策編第2章第21節「4 応急対策及び応急復旧対策の実施」と同じ。

第22節 電力供給施設災害応急計画

■災害対策本部

市民環境部

■関係機関

県、消防機関、東北電力株式会社、東北電力ネットワーク株式会社

電力供給施設の被害を早期に復旧するために、東北電力株式会社及び東北電力ネットワーク株式会社が実施する災害応急対策及び復旧対策について定める。

市と東北電力ネットワーク株式会社米沢電力センターは、「災害時の協力に関する協定書」及び「災害時における電力復旧等に関する覚書」に基づき、災害情報の提供、復旧作業に対する協力及び資材置場等の確保に対する協力について、相互に協力をするものとする。

1 電力供給施設災害応急計画フロー

震災対策編第2章第22節「1 電力供給施設災害応急計画フロー」と同じ。

※震災対策編の「地震」を「風水害」に読み替える。

2 活動体制の確立

(1) 組織体制の確立

震災対策編第2章第22節「2 活動体制の確立（1）」と同じ。

※震災対策編の「地震」を「風水害」に読み替える。

(2) 要因の確保

震災対策編第2章第22節「2 活動体制の確立（2）」と同じ。

※震災対策編のイを削除する。

(3) 自衛隊の派遣要請

震災対策編第2章第22節「2 活動体制の確立（3）」と同じ。

3 被災状況の把握及び広報

震災対策編第2章第22節「3 被災状況の把握及び広報」と同じ。

※震災対策編の「震災」を「風水害」に「読み替える。

4 応急対策

震災対策編第2章第22節「4 応急対策」と同じ。

5 復旧対策

震災対策編第2章第22節「5 復旧対策」と同じ。

第23節 放送施設災害応急計画

- 災害対策本部
企画調整部
- 関係機関
県、放送事業者等

災害が発生した場合において、放送事業者が、ラジオ・テレビによる放送を確保するために実施する災害応急対策について定める。

1 放送施設災害応急計画フロー

震災対策編第2章第23節「1 放送施設災害応急計画フロー」と同じ。
※震災対策編の「地震」を「風水害」に読み替える。

2 活動体制の確立

震災対策編第2章第23節「2 活動体制の確立」と同じ。

3 応急措置の実施

震災対策編第2章第23節「3 応急措置の実施」と同じ。

4 応急復旧対策の実施

震災対策編第2章第23節「4 応急復旧対策の実施」と同じ。

5 放送施設災害応急計画フロー

震災対策編第2章第23節「5 放送施設災害応急計画フロー」と同じ。

第24節 電気通信施設災害応急計画

- 災害対策本部
企画調整部
- 関係機関
県、放送事業者等

災害発生時に、通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図るために電気通信事業者が実施する災害応急対策について定める。

1 電気通信施設災害応急計画フロー

震災対策編第2章第24節「1 電気通信施設災害応急計画フロー」と同じ。
※震災対策編の「地震」を「風水害」に読み替える。

2 応急対策

震災対策編第2章第24節「2 応急対策」と同じ。
※震災対策編の「地震等により」を除く。

3 復旧計画

震災対策編第2章第24節「3 復旧計画」と同じ。

第25節 下水道施設災害応急計画

■災害対策本部

上下水道部

■関係機関

県

災害に伴う下水道施設の被災による社会活動への影響を軽減するために、下水道管理者が実施する下水道施設の災害応急対策及び復旧対策について定める。

1 下水道施設災害応急計画フロー

震災対策編第2章第25節「1 下水道施設災害応急計画フロー」と同じ。

※震災対策編の「地震」を「風水害」に読み替える。

2 活動体制の確立

震災対策編第2章第25節「2 活動体制の確立」と同じ。

※震災対策編の「地震」を「風水害」に読み替える。

3 被災状況の把握及び広報

震災対策編第2章第25節「3 被災状況の把握及び広報」と同じ。

※震災対策編の「震度5弱以上の地震」を「大規模な浸水被害」に読み替える。

4 応急対策

震災対策編第2章第25節「4 応急対策」と同じ。

5 復旧対策

震災対策編第2章第25節「5 復旧対策」と同じ。

第26節 工業用水道施設災害応急計画

■災害対策本部

上下水道部

■関係機関

県

風水害により工業用水道施設が被災した場合の、漏水等による二次災害を防止するとともに、生産活動等への影響を軽減するために、工業用水道事業者が実施する災害応急対策及び復旧対策について定める。

1 工業用水道施設災害応急計画フロー

震災対策編第2章第26節「1 工業用水道施設災害応急計画フロー」と同じ。

※震災対策編の「地震」を「風水害」に読み替える。

2 活動体制の確立

震災対策編第2章第26節「2 活動体制の確立」と同じ。

※震災対策編の「地震」を「風水害」に読み替える。

3 被災状況の把握及び広報

震災対策編第2章第26節「3 被災状況の把握及び広報」と同じ。

※震災対策編の「地震」を「風水害」に読み替える。

4 応急対策

震災対策編第2章第26節「4 応急対策」と同じ。

5 復旧対策

震災対策編第2章第26節「5 復旧対策」と同じ。

第27節 危険物等施設災害応急計画

■災害対策本部

市民環境部

■関係機関

県

危険物等施設等において事故が発生した場合又は災害により危険物等施設等が被災した場合に被害を軽減するため、危険物等施設の管理者が防災関係機関と協力して実施する災害応急対策について定める。

1 危険物等施設災害応急計画フロー

震災対策編第2章第27節「1 危険物等施設災害応急計画フロー」と同じ。

※震災対策編の「地震」を「風水害」に読み替える。

2 共通の災害応急対策

それぞれの危険物等施設に共通する災害応急対策は次のとおりである。

(1) 関係機関への通報等

危険物等取扱事業所は、事故発生時及び災害により被災した場合、消防機関、県警察、市町村及び県等関係機関並びに隣接事業所に、事故等の状況を直ちに通報又は連絡し、これらの機関との協力体制を確立する。

県は、事故発生情報及び被害情報等を、適時消防庁に報告するとともに、次の区分により取り扱い規制担当省庁に報告する。

ア 火薬類・高圧ガス	経済産業省
イ 放射線使用施設	文部科学省、原子力規制庁
ウ 毒劇物施設	厚生労働省

(2) 住民への広報

危険物等取扱事業所は、地域住民の安全のため、必要に応じ市町村、県及び報道機関の協力も得て、市民への広報及び避難誘導を行う等適切な措置をとる。

(3) 自主防災活動の実施

危険物等取扱事業所は、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき、自主防災活動を行う。

(4) 危険物等施設の応急措置

ア 施設所有者等

(ア) 危険物等取扱事業所は、災害発生時には、危険物等の取扱作業を中止し、設備の緊急停止を行うとともに、直ちに応急点検を実施する。また、危険物施設等に損傷等異常が発見されたときは、当該施設を補修し又は危険物等の除去を行う等適切な措置を行う。

(イ) 危険物等による災害が発生した場合には、消火剤、オイルフェンス、吸着剤及び油処理剤等を活用し、現状に応じた初期消火や流出防止措置を行う。

(ウ) 危険物の移送中に災害による事故等が発生したときは、直ちに応急措置を講じて、付近の住民に避難等の警告を行うとともに、被災地を管轄する消防機関及び県警察等に連絡する。

イ 市町村等

(ア) 被害が広範囲にわたり、引火、爆発又はそのおそれがある場合は、地域住民の安全を図るため、

施設関係者や関係機関と連絡をとり、立入禁止区域を設定するとともに、住民への広報や避難のための立ち退きの指示又は勧告を行う。

- (イ) 流出、転倒及び浮上したタンク等については、使用の停止を命じ危険物の排除作業を実施させる。

3 個別の災害応急対策

前項に掲げた災害応急対策以外の各危険物等施設に係る災害応急対策は次のとおりである。

(1) 火薬類

ア 販売所等における応急措置

販売事業者は、火災等が発生し、火薬庫や庫外貯蔵所等が被災するおそれが生じた場合で、保管・貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す余裕がある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張り人を置き、関係者以外を立入禁止とする。ただし、道路が危険であるか又は搬出の余裕がない場合は、火薬類を付近の水中等に沈める等安全な措置を講ずるとともに、その措置内容について防災関係機関に速やかに報告する。

また、火薬庫については、入口、窓等を目塗りで完全に密閉し、木部には防火措置を講じるとともに、必要に応じて周辺住民に避難するよう警告を行い、近隣火薬庫所有者に火薬類の保管委託を行う。

イ 消費場所における応急措置

消費事業者は、土砂崩れ等により火薬類が土中に埋没した場合には、火薬類が存在すると可能性のある場所を赤旗等で表示し、見張り人を置き、関係者以外を立入禁止とする。なお、土砂等を排除した後、現場の状況に応じた適切な方法で火薬類を回収し、廃棄する。

ウ 運搬中における応急措置

運転者は、運搬作業中に災害による事故等が発生した場合には、安全な場所に車両を移動させるとともに、必要に応じて防災関係機関に通報する。また、車両が損傷を受ける等により火薬類が落下・散乱した場合は、速やかに回収して一般人の取扱いによる事故を防止するとともに、盗難防止等のため警戒監視を行いながら、運搬事業主等の指示を受けて対処する。

(2) 高圧ガス

高圧ガス関係事業者は、必要に応じて高圧ガス関係団体の応援を受け、高圧ガスの性質（毒性、可燃性及び支燃性）や状況に応じた応急措置を実施する。

ア 高圧ガス製造施設、貯蔵施設等における措置

高圧ガス関係事業者は、製造施設や貯蔵施設等が危険な状態になったとき又はそのおそれがあるときは、直ちに製造等を中止するとともに、火災等が発生した場合は、消火や冷却放水、安全放出及び高圧ガスの移動を行う。ガスが漏えいした場合には、緊急遮断等の漏えい防止措置を実施するとともに、必要に応じ立入禁止区域や火気使用禁止区域の設定を行う。

なお、防災要員以外の従業員は退避させ、発災した施設以外の設備の緊急総点検を行うとともに、必要に応じ県警察に連絡して交通規制等の措置を講じる。

イ 販売事業者の容器置場における措置

販売事業者は、高圧ガス容器が転倒しガス漏れ等が発生した場合には、直ちにガス漏れ遮断等の措置を講じるとともに、容器を安全な場所に移動する等の措置を行う。なお、必要に応じ担当作業員以外の従業員を退避させる。

ウ 一般消費者における容器等の措置

一般消費者は容器等に係るガス漏れ等の事故が発生した場合は、速やかに販売事業者又は保安機関に連絡するとともに、必要に応じて消防機関等に通報し、付近住民が火気等を使用しないよう呼びかける。

エ 高圧ガスの移送中の措置

高圧ガス輸送車の運転者は、移送中に災害が発生した場合には、直ちに安全な場所に車両を移動させるとともに、必要に応じて防災関係機関に通報する。また、車両に損傷を受ける等により高圧ガスが漏えいした場合は、直ちにガス漏れを遮断する等の措置を講じ、付近の住民等に避難の勧告を行うとともに、県高圧ガス地域防災協議会及び防災関係機関に通報する。

(3) 放射線使用施設等

災害の発生に伴う放射線使用施設及び放射性同位元素に関する事故措置にあたっては、人命危険の排除を図るとともに、関係機関と連携し、現況に即した応急対策を講じる。

また、被害の拡大を防止するため、放射線施設等の管理者は、次の応急対策を講じ、迅速かつ適切に被害の防除に努める。

ア 施設の破壊により放射線源の露出、流出等が発生し又はその危険がある場合は、被害の拡大防止に努めるとともに、消防、県警察、市町村及び県等関係機関や文部科学省に通報する。

イ 放射線被害を受けた者又は受けるおそれのある者が居る場合は、速やかに救出し、付近に居る者に対し避難するよう警告する。

ウ 放射線発生装置の電源を遮断し、余裕のあるときは放射性同位元素及び放射性同位元素装備機器を安全な場所に移す。また、周辺を危険区域に設定してその旨を表示するとともに、見張りを置いて関係者以外の立入りを禁止する。

4 危険物等流出応急対策

河川、大気等に大量の危険物等が流出し、若しくは漏えいし、又はそれらのおそれのある場合は、次により迅速かつ適切に被害の防止に努める。

(1) 事故関係者、事故発見者及び通報受理者は、速やかに市町村、消防機関、県警察、河川管理者等関係機関に通報又は連絡する。

(2) 防災関係機関、事業者及び危険物等取扱者は、それぞれの業務又は作業について、相互に密接に連絡をとり、次の防除対策が迅速、的確に実施できるよう協力する。

ア 危険物等の拡散を防止するため、オイルフェンス、むしろ、柵及び木材等の応急資機材を展開する。

イ オイルフェンス等により流出範囲を縮小した危険物等を、吸引ポンプ等により吸い上げ又は汲み取るとともに、必要により化学処理剤により処理する。

ウ 流出した危険物等から発生する可燃性ガスの検知を行い、火災の発生や健康及び環境への被害を未然に防止するため、必要な措置を講ずる。

(3) 酒田海上保安部は、被害の拡大防止を図るため、危険物積載船舶に対する移動命令や航行の制限又は禁止を行うとともに、危険物荷役の中止、取りやめ等事故防止のための指導並びに付近船舶等に対する火気使用の制限、避難勧告等を行う。また市町村及び県警察等は、付近住民等に対する火気使用の制限及び避難勧告等の措置を講ずる。

(4) 飲料水汚染の可能性がある場合は、県及び河川管理者は、被害のおそれのある水道用水取水施設管理者に直ちに連絡し、取水制限等の措置を講ずる。

(5) 水質汚濁防止法又は大気汚染防止法に基づく有害物質等（石綿を含む。）が河川や海域等の公共用水域に流出し、地下に浸透し、若しくは大気中に放出され、又はそれらのおそれのある場合は、河川管理者、海岸管理者、港湾管理者、県総合支庁等は、原因者の究明、原因者の措置状況の確認、原因者の指導のほか、必要に応じて環境モニタリング調査を実施するとともに、その結果を被害防止対策に活用できるよう関係機関に速やかに通報する。

第28節 農林業・漁業災害応急計画

■災害対策本部

産業部

■関係機関

県、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等

風水害等による農作物等の被害、農業関係施設の損壊、家畜のへい死及び飼養施設の損壊並びに林産及び水産施設の被災等に対応するために、市、県及び農林水産業関係団体等が実施する災害応急対策について定める。

1 農林水産業災害応急計画フロー

震災対策編第2章第28節「1 農林水産業災害応急計画フロー」に同じ。

※震災対策編の「地震」を「風水害」に読み替える。

2 被害状況の把握

震災対策編第2章第28節「2 被害状況の把握」に同じ。

3 二次災害防止措置

震災対策編第2章第28節「3 二次災害防止措置」に同じ。

※震災対策編の「余震」を「風水害」に読み替える。

4 災害応急対策

震災対策編第2章第28節「4 災害応急対策」に同じ。

第29節 生活支援関係

■災害対策本部

市民環境部、健康福祉部、上下水道部

■関係機関

県、自衛隊、保健所

第1 食料供給計画

災害により食料を確保することが困難となった場合における、市及び県が実施する災害応急対策について定める。

1 食料供給計画フロー

震災対策編第2章第29節 第1「1 食料供給計画フロー」に同じ。

※震災対策編の「地震」を「風水害」に読み替える。

2 市が行う食料の調達及び配分

震災対策編第2章第29節 第1「2 市が行う食料の調達及び配分」に同じ。

3 県が行う食料の調達等

震災対策編第2章第29節 第1「3 県が行う食料の調達等」に同じ。

4 食料の衛生管理、栄養指導

震災対策編第2章第29節 第1「4 食料の衛生管理、栄養指導」に同じ。

5 国によるプッシュ型支援の実施

震災対策編第2章第29節 第1「5 国によるプッシュ型支援の実施」に同じ。

第2 給水・上水道施設応急対策計画

地震による災害が発生した場合に、被災者の生命維持及び人心安定の基本となる飲料水、医療用水、消火用水及び生活用水等を確保するため、市、県及び水道事業者（簡易水道事業者及び水道用水供給事業者を含む）（以下「水道事業者」という。）が実施する災害応急対策について定める。

1 給水・上水道施設応急対策フロー

震災対策編第2章第29節 第2「1 給水・上水道施設応急対策フロー」に同じ。
※震災対策編の「地震」を「風水害」に読み替える。

2 活動体制の確立

震災対策編第2章第29節 第2「2 活動体制の確立」に同じ。

3 被災状況の把握

震災対策編第2章第29節 第2「3 被災状況の把握」に同じ。

4 緊急対策

震災対策編第2章第29節 第2「4 緊急対策」に同じ。

5 応急対策

震災対策編第2章第29節 第2「5 応急対策」に同じ。

6 給水の方法

震災対策編第2章第29節 第2「6 給水の方法」に同じ。

7 給水施設等の応急復旧

震災対策編第2章第29節 第2「7 給水施設等の応急復旧」に同じ。
※震災対策編の「長井盆地西縁断層帯を震源とする最大規模の被害想定の場合」を除く。

8 市民への広報

震災対策編第2章第29節 第2「8 市民への広報」に同じ。

9 市民等の役割

震災対策編第2章第29節 第2「9 市民等の役割」に同じ。

第3 生活必需品等物資供給計画

風水害により被災した住民等が、生活必需品等を確保することが困難となり、日常生活に支障を生じ又は支障を生ずるおそれがある場合において、市及び県が、生活必需品等の物資を住民等に供給するための対策について定める。

1 生活必需品等物資供給計画フロー

震災対策編第2章第29節 第3「1 生活必需品等物資供給計画フロー」に同じ。

2 市が行う調達

震災対策編第2章第29節 第3「2 市が行う調達」に同じ。

3 県が行う生活必需品等物資の調達等

震災対策編第2章第29節 第3「3 県が行う生活必需品等物資の調達等」に同じ。

4 物資等の配給方法

震災対策編第2章第29節 第3「4 物資等の配給方法」に同じ。

5 日本赤十字社山形県支部の対応

震災対策編第2章第29節 第3「4 日本赤十字社山形県支部の対応」に同じ。

6 国によるプッシュ型支援の実施

震災対策編第2章第29節 第3「5 国によるプッシュ型支援の実施」に同じ。

7 燃料の供給

震災対策編第2章第29節 第3「6 燃料の供給」に同じ。

第4 保健衛生計画

災害時においては、生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力の低下等により、心身の健康に不調を来し、感染症が発生しやすくなることから、市及び県は、防疫・食品衛生及び保健衛生対策の円滑な実施を図るものとする。

また、避難所等における被災住民の精神的健康状態を迅速かつ的確に把握するとともに、急性ストレス障害やうつ、長引く被災生活による精神的不調等へ適切に対応して被災住民のこころの健康の保持・増進に努める。

1 保健衛生計画フロー

震災対策編第2章第29節 第4「1 保健衛生計画フロー」に同じ。

※震災対策編の「地震」を「風水害」に読み替える。

2 被災状況等の把握

震災対策編第2章第29節 第4「2 被災状況等の把握」に同じ。

3 活動体制の確立

震災対策編第2章第29節 第4「3 活動体制の確立」に同じ。

4 防疫等資機材の確保

震災対策編第2章第29節 第4「4 防疫等資機材の確保」に同じ。

5 保健衛生対策の実施

震災対策編第2章第29節 第4「5 保健衛生対策の実施」に同じ。

6 被災動物対策

震災対策編第2章第29節 第4「6 被災動物対策」に同じ。

第5 廃棄物処理計画

風水害に伴い発生する被災地の災害廃棄物、ごみ及びし尿等の廃棄物を、迅速かつ適正に収集・処理し、生活環境の保全を図るために、主として市町村が実施する廃棄物処理対策について定める。

1 廃棄物処理計画フロー

震災対策編第2章第29節 第5「1 廃棄物処理計画フロー」に同じ。
※震災対策編の「地震」を「風水害」に読み替える。

2 災害廃棄物処理

震災対策編第2章第29節 第5「2 災害廃棄物処理」に同じ。

3 ごみ処理

震災対策編第2章第29節 第5「3 ごみ処理」に同じ。

4 市民の役割

震災対策編第2章第29節 第5「4 市民の役割」に同じ。

5 仮置場の確保

震災対策編第2章第29節 第5「5 仮置場の確保」に同じ。

6 し尿処理

震災対策編第2章第29節 第5「6 し尿処理」に同じ。

7 収集計画

震災対策編第2章第29節 第5「7 収集計画」に同じ。

8 浄化槽の処理

震災対策編第2章第29節 第5「8 浄化槽の処理」に同じ。

9 処理計画

震災対策編第2章第29節 第5「9 処理計画」に同じ。

10 仮設トイレの設置

震災対策編第2章第29節 第5「10 仮設トイレの設置」に同じ。

第30節 自発的支援の受入計画

■災害対策本部

健康福祉部

■関係機関

県、米沢市教育委員会、米沢市社会福祉協議会、市議会民生常任委員会、米沢市民生委員・児童委員協議会、米沢市地区委員会、日本赤十字社山形県支部、NPO法人、事業所、市民等

風水害による災害発生時に、県内外から寄せられる善意の支援の申入れに適切に対応するため、市、県、及び関係機関が実施する対策について定める。

1 自発的支援の受入計画フロー

震災対策編第2章第30節「1 自発的支援の受入計画フロー」に同じ。

※震災対策編の「地震」を「風水害」に読み替える。

2 災害ボランティア活動支援

震災対策編第2章第30節「2 災害ボランティア活動支援」に同じ。

※震災対策編の「地震」を「風水害」に読み替える。

3 義援物資の受入・配分

震災対策編第2章第30節「3 義援物資の受入・配分」に同じ。

4 義援金の受入・配分

震災対策編第2章第30節「4 義援金の受入・配分」に同じ。

第31節 文教施設における災害応急計画

- | |
|--|
| ■災害対策本部
健康福祉部、教育委員会
■関係機関
県、学校、文化財所有者 |
|--|

災害発生時、学校をはじめとする関係機関は、迅速かつ適切に対応し、児童生徒の安全を確保する。

1 文教施設における災害応急計画フロー

震災対策編第2章第31節「1 文教施設における災害応急計画フロー」に同じ。
※震災対策編の「地震」を「風水害」に読み替える。

2 学校の応急対策

震災対策編第2章第31節「2 学校の応急対策」に同じ。
※震災対策編の「地震」を「風水害」に読み替える。

3 応急教育の実施

震災対策編第2章第31節「3 応急教育の実施」に同じ。

4 災害時における学校給食等

震災対策編第2章第31節「4 災害時における学校給食等」に同じ。

5 学校以外の文教施設の応急対策

震災対策編第2章第31節「5 学校以外の文教施設の応急対策」に同じ。

6 文化財の応急対策

震災対策編第2章第31節「6 文化財の応急対策」に同じ。

第32節 要配慮者の応急対策計画

■災害対策本部

健康福祉部

■関係機関

県、警察署、消防機関、社会福祉施設長、市民（自主防災組織、町内会）等

風水害による災害が発生した場合に、要配慮者の被害軽減や生活支援を図るために、市、県及び社会福祉施設等の管理者が、地域住民等の協力を得て実施する災害応急対策について定める。

1 要配慮者の応急対策計画フロー

震災対策編第2章第32節「1 要配慮者の応急対策計画フロー」に同じ。

※震災対策編の「地震」を「風水害」に読み替える。

2 在宅の要配慮者対策

(1) 風水害等が発生するおそれがある場合の対応

市は、風水害等が発生するおそれがあるときは、「高齢者等避難」を発令し、避難行動要支援者に対し確実に情報を伝達する。

(2) 避難誘導等

市は、避難行動要支援者の避難が必要となった場合、避難誘導等が避難行動要支援者名簿及び個別計画に基づき適切に実施されるよう必要な措置を講じる。

また、自治会、近隣住民、自主防災組織等は避難行動要支援者の避難行動に協力するよう努める。避難の誘導にあたっては、身体等の特性に合わせた適切な誘導を行う。

(3) 災害発生直後の安否確認

市は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、近隣住民、自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等の協力を得て、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

(4) 被災状況等の把握

市は、避難所や要援護対象者の自宅等に、地域包括支援センターの職員や保健師等を派遣し、次の事項を把握する。

- ア 要配慮者の身体及びメンタルヘルスの状況
- イ 家族（介護者）有無及びその被災状況
- ウ 介護の必要性
- エ 施設入所の必要性
- オ 日常生活用具(品)の状況
- カ 常時服用している医薬品等の状況
- キ その他避難生活環境等

(5) 避難所における配慮

市は、福祉施設職員等の応援体制など、要配慮者に配慮した避難所の運営、環境整備及び食料・生活物資の供給等に努める。また、市は、必要に応じて福祉避難所を設置し、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者を避難させる。

(6) 被災後の生活支援

ア 社会福祉施設等への緊急入所

市及び県は、高齢者や障がい者等のうち、緊急に施設で保護する必要がある者に対して、一時入所等の措置を講じる。

また、県内の施設で対応できない場合、県は近隣県に対し、社会福祉施設等への緊急入所について協力を要請する。

イ 相談体制の整備

市及び県は、被災した要配慮者の生活に必要な物資や人的援助のニーズを把握するため、相談体制を整備する。

特に、情報の伝達が困難な視聴覚障がい者や寝たきり者、車椅子使用者等については、手話通訳や移動介護等のボランティアの活用により、コミュニケーション手段の確保に配慮する。

ウ サービスの提供

市は、県の指導・助言を受け、在宅の要配慮者の被災状況等に応じて、地域包括支援センターの職員や保健師等の派遣、必要な日常生活用具（品）の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。

また、市は、被災した要配慮者に対して、ボランティアの活用等により継続的な日常生活の支援に努める。

(7) 要配慮者対策機能の強化

県は、災害の状況により必要と認められる場合、被災地の福祉事務所等へ人的な支援を行い、在宅の要配慮者の状況に応じて迅速かつきめ細かな対応を図る。

3 社会福祉施設等における要配慮者対策

(1) 事前避難

ア 施設長は、市等から避難指示等が発令された場合又は入（通）所者を避難させる必要があると判断される場合は、直ちに要員を配置して、避難体制を整える。

また、避難の誘導にあたっては、入（通）所者に不安を抱かせないように配慮する。

イ 施設長は、風水害等の状況に応じて、適切な避難場所（屋内、屋外、避難所等）を選択し、避難の誘導を行う。

ウ 夜間又は休日等で、在施設職員数が少数のときは、日頃から連携を図っている近隣住民及び自主防災組織等の協力を得て、安全な避難誘導に努める。

(2) 施設被災時の安全確認・救助・避難

ア 施設が被災した場合、施設長は直ちに入（通）所者の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、入（通）所者の不安解消に努める。

イ 入（通）所者が被災したときは、職員、近隣住民及び自主防災組織等の協力を得て、応急救助を実施するとともに、必要に応じ消防機関等へ救助を要請する。

ウ 施設の被災により入（通）所者の避難が必要となった場合は、上記（1）に準じ避難を実施する。

(3) 被害状況の報告・連絡

施設長は、入（通）所者及び施設の被災状況を市町村及び県等に報告し、必要な措置を要請する。また、保護者に入（通）所者の被災状況等を連絡し、必要な協力を依頼する。

(4) 施設の継続使用が不能となった場合の措置

施設長は、施設の継続使用が不能となった場合、市又は県を通じて、他の施設への緊急入所要請を行うとともに、必要に応じて、保護者による引取り等の手続きを講じる。

また、市及び県は、被災施設の施設長から緊急入所の要請があったときは、他の施設との調整に努め、入所可能施設をあっせんする。

4 DWAT（災害派遣福祉チーム）の派遣

震災対策編第2章第32節「4 DWAT（災害派遣福祉チーム）の派遣」に同じ。

5 外国人の援護対策

震災対策編第2章第32節「5 外国人の援護対策」に同じ。

第33節 応急住宅対策計画

■災害対策本部

総務部、市民環境部、健康福祉部、建設部

■関係機関

県

大規模な災害により住家が滅失した被災者のうち、自己の資力では住宅を確保することができない者について、災害救助法（昭和22年法律第118号。）が適用された場合に、応急仮設住宅を設置してこれを提供し、又は被害家屋の応急修理を実施し、又は公営住宅等のあっせん等により、その援護を推進するために、市及び県等が実施する災害応急対策について定める。

1 応急仮設住宅建設・被災住宅応急修理の計画フロー

震災対策編第2章第33節「1 応急仮設住宅建設・被災住宅応急修理の計画フロー」に同じ。
※震災対策編の「地震」を「風水害」に読み替える。

2 住宅被災状況等の把握

震災対策編第2章第33節「2 住宅被災状況等の把握」に同じ。

3 応急仮設住宅の提供

震災対策編第2章第33節「3 応急仮設住宅の提供」に同じ。

4 被災住宅の応急修理

震災対策編第2章第33節「4 被災住宅の応急修理」に同じ。

5 住宅建設資機材等の確保

震災対策編第2章第33節「5 住宅建設資機材等の確保」に同じ。

6 建物関係障害物の除去

震災対策編第2章第33節「6 建物関係障害物の除去」に同じ。

7 被災者のための相談

震災対策編第2章第33節「9 被災者のための相談」に同じ。

8 罹災者台帳及び罹災証明等

震災対策編第2章第33節「10 罹災証明書の発行及び罹災者台帳の整備」に同じ。

第34節 災害救助法の適用に関する計画

- 災害対策本部
総務部、市民環境部
- 関係機関
県

災害救助法(昭和22年法律第118号。)による応急救助は、災害発生直後の混乱期における被災者保護及び社会秩序の保全を目的とした緊急の措置であり、人命の保護、衣食住の確保等の活動がもたらす影響は極めて大きい。市は、災害が発生し、災害救助法適用の必要が認められた場合は、県に対し速やかに所定の手続を行うとともに、県と連携して迅速かつ的確な災害救助業務を実施する。

1 災害救助法による救助フロー

震災対策編第2章第34節「1 災害救助法による救助フロー」に同じ。
※震災対策編の「地震」を「風水害」に読み替える。

2 災害救助法の適用基準

震災対策編第2章第34節「2 災害救助法の適用基準」に同じ。

3 被害状況等の判定基準

震災対策編第2章第34節「3 被害状況等の判定基準」に同じ。

4 災害救助法による救助

震災対策編第2章第34節「4 災害救助法による救助」に同じ。

5 災害救助法による救助の種類と実施体制

震災対策編第2章第34節「5 災害救助法による救助の種類と実施体制」に同じ。

6 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等

震災対策編第2章第34節「6 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等」に同じ。

7 救助の実施に関する事務の処理

震災対策編第2章第34節「7 救助の実施に関する事務の処理」に同じ。

8 救助にかかった費用の請求

震災対策編第2章第34節「8 救助にかかった費用の請求」に同じ。

9 災害救助法適用時の報告、台帳等様式

震災対策編第2章第34節「9 災害救助法適用時の報告、台帳等様式」に同じ。

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 民生安定化計画

風水害により被害を受けた市民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、市、県及び防災関係機関が実施する、被災者の相談の受け付け、見舞金の支給及び雇用の確保等の民生安定化対策について定める。

1 被災者のための相談

震災対策編第3章第1節「1 被災者のための相談」に同じ。

2 見舞金等の支給及び生活資金の貸付

震災対策編第3章第1節「2 見舞金等の支給及び生活資金の貸付」に同じ。

3 雇用の確保等

震災対策編第3章第1節「3 雇用の確保等」に同じ。

4 応急金融対策

震災対策編第3章第1節「4 応急金融対策」に同じ。

5 生活関連物資の需給及び価格状況の調査、監視及び情報の提供

震災対策編第3章第1節「5 生活関連物資の需給及び価格状況の調査、監視及び情報の提供」に同じ。

6 住宅対策

震災対策編第3章第1節「6 住宅対策」に同じ。

7 租税の特例措置

震災対策編第3章第1節「7 租税の特例措置」に同じ。

8 公共料金の特例措置

震災対策編第3章第1節「8 公共料金の特例措置」に同じ。

9 被災者への各種措置の周知

震災対策編第3章第1節「9 被災者への各種措置の周知」に同じ。

10 その他の援助

震災対策編第3章第1節「10 その他の援助」に同じ。

11 物的公用負担等の実施

震災対策編第3章第1節「11 物的公用負担等の実施」に同じ。

12 損失補償等

震災対策編第3章第1節「12 損失補償等」に同じ。

第2節 金融支援計画

風水害により被害を受けた農林漁業者及び中小企業等の早期復旧及び事業経営の維持安定を図るため、市及び県が実施する金融支援対策について定める。

1 農林漁業関係

震災対策編第3章第2節「1 農林漁業関係」に同じ。

2 中小企業関係

震災対策編第3章第2節「2 中小企業関係」に同じ。

第3節 公共施設等災害復旧計画

風水害により被害を受けた公共施設等の早期復旧を図るため、被害状況の調査、激甚災害指定の検討及び災害査定等、災害復旧に向けた一連の手続を定める。

1 被害状況の調査と県への報告

震災対策編第3章第3節「1 被害状況の調査と県への報告」に同じ。

2 被害状況の県集計と国への報告

震災対策編第3章第3節「2 被害状況の県集計と国への報告」に同じ。

第4節 激甚災害指定による復旧

1 激甚災害指定の手続

震災対策編第3章第4節「1 激甚災害指定の手続」に同じ。

2 激甚災害指定の調査と推進

震災対策編第3章第4節「2 激甚災害指定の調査と推進」に同じ。

3 復旧の基本方向の決定等

震災対策編第3章第4節「3 復旧の基本方向の決定等」に同じ。

4 災害査定の促進

震災対策編第3章第4節「4 災害査定の促進」に同じ。

5 災害復旧関係技術職員等の確保

震災対策編第3章第4節「5 災害復旧関係技術職員等の確保」に同じ。

6 資金計画

震災対策編第3章第4節「6 資金計画」に同じ。

第5節 災害復興計画

1 計画の概要

震災対策編第3章第5節「1 計画の概要」に同じ。

2 災害復興計画フロー

震災対策編第3章第5節「2 災害復興計画フロー」に同じ。

3 復興対策組織体制の整備

震災対策編第3章第5節「3 復興対策組織体制の整備」に同じ。

4 復興基本方針の決定

震災対策編第3章第5節「4 復興基本方針の決定」に同じ。

5 復興計画の策定

震災対策編第3章第5節「5 復興計画の策定」に同じ。

6 復興事業の実施

震災対策編第3章第5節「6 復興事業の実施」に同じ。

7 住民合意の形成

震災対策編第3章第5節「7 住民合意の形成」に同じ。

第4章 風水害対策計画

第1節 水防管理団体等体制整備計画

洪水等による水害を防止するために、県及び水防管理団体である市町村、水害予防組合が実施する水防活動体制の整備について定める。

1 水防管理団体の義務

(1) 水防管理団体及び県の責務

ア 市及び水害予防組合（以下「水防管理団体」という。）は、その区域における水防を十分に果たすべき責務を有する。

イ 県は、県内地域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責務を有する。

(2) 水防管理者の責務

水防管理団体である市長及び水害予防組合の管理者（以下「水防管理者」という。）は、平時から水防団による地域水防組織の整備を図る。

(3) 指定水防管理団体

知事は、水防上公共の安全に重大な関係がある水防管理団体を指定する。（※本市は指定されていない。）

(4) 水防計画の策定・公表

ア 知事は、毎年、県水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、水防協議会の承認を得てこれを変更する。水防計画を変更したときは、その要旨を県のホームページ等で公表する。

イ 指定水防管理団体の管理者は、県水防計画に応じて毎年出水期までに水防計画を定め、関係機関に周知する。

ウ 水防計画の策定に当たっては、洪水・津波等の発生時における水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮する。

エ 河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化するため、水防計画に河川管理者の協力について定める場合は、河川管理者と協議し当該計画に定める。

2 水防活動の組織及び任務等

(1) 用語の定義

水防管理団体	水防の責任を有する市町村又は、水防事務組合、若しくは水害予防組合をいう。（水防法第2条）
指定水防管理団体	水防管理団体のうち、水防上公共の安全に重大な関係のある団体で、知事が指定したものをいう。（水防法第4条）
水防管理者	水防管理団体である市町村の長又は、水防事務組合若しくは水害予防組合の管理者をいう。（水防法第2条第2項）
消防機関の長	消防機関を置く市町村にあっては消防長を、消防機関を置かない市町村にあっては消防団の長をいう。（水防法第2条第4項）
水防協力団体	特定非営利団体であって、監視や警戒等の水防活動に協力をし、水防に関する情報収集や普及啓発活動等の業務を行う団体で、水防管理者が指定したものをいう。（水防法第36条）

水防警報	国土交通大臣又は、知事が指定した河川等について洪水又は高潮によって災害が起るおそれがあると認められるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行ふ発表をいう。(水防法第16条)
洪水予報	1 国の機関が行う洪水予報 気象庁長官が気象等の状況により洪水又は高潮のおそれがあるときにその旨を注意し、又は警告するための発表、並びに国土交通大臣が最上川、須川、鮭川及び赤川について洪水のおそれがあるときは、気象庁長官と共同して水位又は流量を示してその旨を注意し、又は警告するための発表をいう。 2 県が行う洪水予報 知事が、国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあるときは、気象庁長官と共同して水位又は流量を示してその旨を注意し、又は警告するための発表をいう。(水防法第10条第1項・第2項、法第11条及び気象業務法第13条・第14条の2)
指定河川	国土交通大臣及び知事がそれぞれ水防警報を行う必要がある河川として指定し、公示した河川をいう。(水防法第16条)
水位周知河川（水位情報周知河川）	流域面積は比較的小さく洪水予報を行う時間余裕がない河川であって、河川の水位が避難判断水位（法第13条で規定される特別警戒水位）に達したことを浸水想定区域の住民に周知することにより、水災時の被害軽減を図ることとした河川。国土交通大臣及び都道府県知事が指定する。(水防法第13条)
氾濫危険水位（レベル4）	水防法の「水防警報対象河川」の主要な水位観測所に定められている水位であって、溢水・はん濫等により重大な災害が起るおそれがある水位。市長による「避難指示」の発令判断の目安であり、住民の避難判断の参考になる水位。
避難判断水位（レベル3）	水防法の「水防警報対象河川」の主要な水位観測所に定められている水位であって、市長による「高齢者等避難」の発令判断の目安であり、住民の避難判断の参考になる水位。
氾濫注意水位（レベル2）	水防法の「水防警報対象河川」の主要な水位観測所に定められている水位であって、法崩れ、洗掘、漏水など災害が発生する危険性がある水位。水防団が出動して河川の警戒にあたる水位。
水防団待機水位（レベル1）	水防法の「水防警報対象河川」の主要な水位観測所に定められている水位であって、水防団が水防活動の準備を始める目安となる水位。

(2) 水防責任等

県の責任	県内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう確保すべき責任を有する。(水防法第3条の6)
水防管理団体の責任	その管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。(水防法第3条)
気象庁長官（山形地方気象台長）の責任	気象等の状況により、洪水又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣（東北地方整備局長）及び山形県知事（水防本部長）に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。(水防法第10条の1)

一般住民の義務	水防管理者、水防団長又は消防機関の長は水防のためやむを得ない必要があるときは、附近の住民をして水防に従事させることができる。(水防法第24条)
---------	---

(3) 地区水防連絡会の組織

東南置賜地区水防連絡会	東北地方整備局山形河川国道事務所 山形県置賜総合支庁 置賜広域行政事務組合消防本部 米沢警察署 南陽警察署 米沢市水防管理団体 南陽市水防管理団体（指定水防管理団体） 高畠町水防管理団体（指定水防管理団体） 川西町水防管理団体（指定水防管理団体）
-------------	---

※米沢市は、県知事が指定する指定水防管理団体に指定されていない

(4) 指定河川等

ア 国土交通大臣が気象庁長官と共同して洪水予報を行う河川（法第10条第2項）

河川名	区 域	延長
最上川上流	左岸 自 米沢市大字中田町字堀立川向 21 番の乙地先 至 村山市大字田沢字小野原 907 の 65 右岸 自 米沢市大字花沢字八木橋西上 3616 番地先 至 村山市大字土生田字高橋 1515 の 2	114, 988m
天王川	左岸 自 米沢市大字下新田字袖谷地 516 番地先の県道橋の下流端 至 最上川合流点 右岸 自 米沢市大字下新田字袖谷地 516 番地先の県道橋の下流端 至 最上川合流点	1, 300m

イ 国土交通大臣指定河川〔(水防警報河川) 法第16条第1項〕

河川名	区 域	延長
最上川	左岸 自 米沢市中田町字堀立川向 21 番の乙地先 至 海 右岸 自 米沢市大字花沢字八木橋西上 3616 番地先 至 海	205, 988m
天王川	左岸 自 米沢市大字下新田字袖谷地 516 番地先の県道橋の下流端 至 最上川合流点 右岸 自 米沢市大字下新田字袖谷地 516 番地先の県道橋の下流端 至 最上川合流点	1, 300m

ウ 県知事指定河川〔(水位周知河川) 法第13条第2項〕

河川名	区 域	延長
最上川	左岸 自 米沢市大字赤崩字海老ヶ沢 至 米沢市中田町字堀立川向 21 番地の乙 右岸 自 米沢市大字赤崩字海老ヶ沢 至 米沢市大字八木橋西上 3616 番	6, 500m
堀立川	左岸 自 米沢市大字李山字山田	10, 600m

	至 米沢市大字中田町（最上川合流点） 右岸 自 米沢市大字李山字八ヶ代 至 米沢市春日四丁目（最上川合流点）	
誕生川	左岸 自 米沢市広幡町上小菅字落合屋敷（壱 1688 番）地先 至 川西町大字高山字八幡堂東 900 番地先の県道橋下流端 右岸 自 米沢市広幡町上小菅五節平沢 1685 番の乙地先 至 川西町大字高山字八幡堂東 900 番地先の県道橋下流端	9,900m
羽黒川	左岸 自 米沢市大字関根字赤石川 至 米沢市大字中田町（最上川合流点） 右岸 自 米沢市大字関根字赤石川 至 米沢市大字上新田（最上川合流点）	9,900m
鬼面川	左岸 自 米沢市舘山 至 川西町大字下平柳字下屋敷 右岸 自 米沢市舘山三丁目 至 高畠町大字上平柳	15,000m
天王川	左右岸 自 米沢市万世町梓山（第一門前橋） 至 米沢市大字下新田（県道橋下流端）	9,000m

3 水防体制の整備

(1) 水防活動体制の整備

- ア 指定水防管理団体は、毎年出水期前に 1 回以上の水防訓練を行うよう努める。
- イ 水防管理者は、河川ごとに、重要水防箇所、危険箇所等について具体的な水防工法を検討しておく。
- ウ 河川、砂防施設等の公共施設管理者は、平時及び出水期の巡視はもとより、災害時における所管施設の緊急点検や応急復旧等を実施する体制を整備するとともに、必要な資機材の備蓄に努める。
- エ 河川管理者及び農業用排水施設管理者等は、ダム、堰及び水門等の適切な操作を定めたマニュアルを作成するとともに、その操作に習熟した人材の育成に努める。

(2) 水防団等の育成強化

- ア 水防管理者は、平時から水防団、水防協力団体の研修及び訓練を実施するとともに、広報活動を行い、水防団組織等の充実と習熟に努める。
- イ 水防管理者は、自主防災組織が常に有効に機能するよう、リーダーに対する研修を定期的で開催するとともに、防災訓練を実施する。
- ウ 青年層・女性層の団員への参加促進等水防団の活性化を推進するとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

(3) 水防活動施設の整備

- 水防管理者は、水防活動の拠点となる水防倉庫又は河川防災ステーション等の施設の整備に努め、水防に必要な資機材を常時備蓄する。

<水防倉庫の備蓄基準>

水防管理団体倉庫には 20～30m程度の河川堤防、又は護岸根固の被害が同時に2箇所あった場合にこれに対処するに要するものとし、その標準は次の通りである。

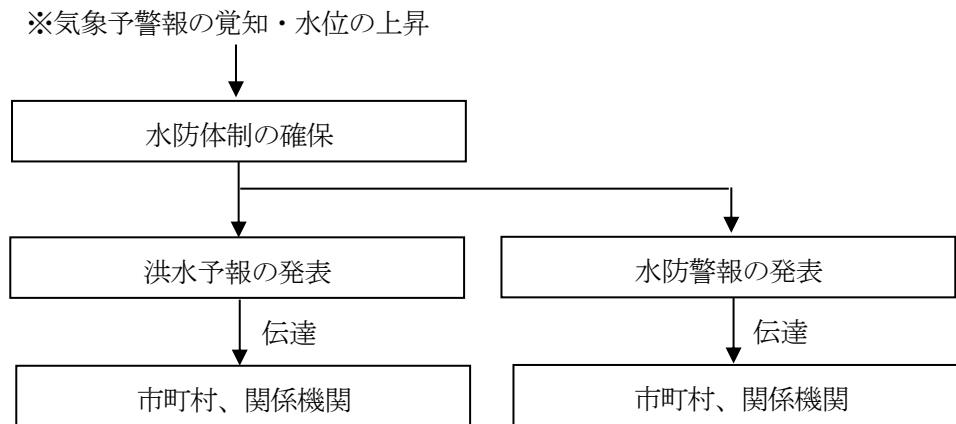
	品 名	単位	数量		品 名	単位	数量
器 具	ペンチ等	(丁)	5	資 材	フルコン又は麻袋等	(袋)	1,000
	鎌	(丁)	5		むしろ又はシート	(枚)	50
	鋸	(丁)	5		縄	(kg)	40
	なた又は斧	(丁)	5		杉丸太	(本)	10
	掛矢等	(丁)	8		木杭	(本)	100
	スコップ	(丁)	30		竹	(本)	20
	ツルハシ	(丁)	5		鉄線	(kg)	80
	縫針	(丁)	5		鉄杭	(本)	200
	小車	(台)	5		塩ビ管	(本)	5

出典：山形県水防計画

第2節 洪水予報・水防警報伝達計画

災害応急対策活動や住民等の避難の効果的な実施に資するために、気象や水防情報等を、水防関係機関及び住民に迅速かつ適切に伝達するための計画について定める。

1 洪水予報・水防警報伝達計画フロー



2 洪水予報【警戒レベル相当情報】の発表と伝達

国土交通省又は県と気象庁は、水防法第10条、第11条及び気象業務法第14条の2に基づき、洪水の恐れがあると認められるときは、共同して洪水予報を行い、その状況を知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。

本県では、最上川水系及び赤川水系に属する対象河川の担当河川国道事務所等又は県各総合支庁と山形地方気象台が共同で洪水予報【警戒レベル相当情報】を発表し、各河川ごとに定められた伝達系統により関係機関へ伝達される。

市は、防災計画の定めるところにより、浸水想定区域におけるハザードマップ等を活用しながら指定緊急避難場所の周知等も含め、関係住民及び水防関係機関へ伝達、周知する

(1) 洪水予報の対象河川区域と国土交通省の管轄河川国道事務所・河川事務所及び山形県管轄総合支庁

発表区分	対 象 河 川	機 関
最上川上流	最上川上流、天王川、鬼面川、吉野川、誕生川、置賜白川、寒河江川、村山野川	山形河川国道事務所
須川下流	須川下流、馬見ヶ崎川	
最上川中流	最上川中流、丹生川、最上小国川	新庄河川事務所
鮭川	鮭川、真室川、金山川	
最上川下流	最上川下流、立谷沢川	酒田河川国道事務所
赤川	赤川、内川、大山川	
屋代川	屋代川	置賜総合支庁
須川上流	須川上流	村山総合支庁
丹生川	丹生川	村山総合支庁（北村山）
最上小国川	最上小国川	最上総合支庁
大山川	大山川	庄内総合支庁
日向川	日向川	

(2) 洪水予報の伝達系統

洪水予報を担当する河川国道事務所長又は河川事務所長は、国土交通省の他の関係河川国道事務所等及び県河川課へ通報する。通報を受けた県河川課は、直ちに関係市町村及び関係総合支庁建設部に伝達する。

また、洪水予報を担当する総合支庁建設部長は、関係河川国道事務所、関係市町村等及び県河川課へ通報する。

山形地方気象台は、県防災危機管理課、警察本部、報道機関、鉄道気象連絡会山形地方部会（JR東日本仙台支社内）、自衛隊及び東北電力株式会社山形支店に伝達する。

3 水防警報の発表と伝達

国土交通大臣及び県知事は、水防法第16条第1項の規定により、水防上特に重要な河川等を指定し、当該河川等について水防活動の必要が予測され又は現に水防活動を必要とするときは、「水防警報」を発表する。水防警報が発せられたときは、当該河川の水防管理者は、水防団及び消防機関を出動準備させ又は出動させる。

水防警報が発せられない河川の水防予知は市町村長が行うものとし、必要がある場合は、水防警報に準じて措置する。

(1) 水防警報の概要

ア 水防警報の発表

本県においては、国土交通省の山形、酒田の各河川国道事務所長及び新庄河川事務所長並びに各置賜総合支庁の建設部長が、分担して水防警報を発する。

イ 水防警報の内容

水防警報の内容は、各河川の水位の状況に応じて、概ね次のとおりである。

第1段階	待機	水防団員の足留を行う（国土交通省のみ）。
第2段階	準備	水防資機材の準備点検、水門等の開閉の準備及び水防団幹部の出動等に対するもの。
第3段階	出動	水防団員の出動を通知するもの。
第4段階	解除	水防活動の終了を通知するもの。

(2) 水防警報の伝達

ア 国土交通省が発する場合

国土交通省の各河川（国道）事務所長は、水防警報を発し又は解除したときは、県水防計画に基づき、FAXや電話、メール等により県河川課、東北地方整備局及び関係する他の河川（国道）事務所等に連絡する。

警報を受けた県河川課は、関係総合支庁建設部、関係市町村、警察本部、報道機関、山形地方気象台及び県防災危機管理課に伝達する。

総合支庁建設部は、水門管理者等に伝達する。

県防災危機管理課は、必要に応じ自衛隊に伝達する。

イ 県が発する場合

総合支庁建設部長は、水防警報を発し又は解除したときは、県水防計画に基づき、FAXや電話、メール等により関係する市町村、水門管理者、県河川課、関係河川（国道）事務所等及び警察署に伝達する。

警報を受けた県河川課は、警察本部、報道機関、山形地方気象台及び県防災危機管理課に伝達する。

県防災危機管理課は、必要に応じ自衛隊に警報を伝達する。

なお、これらの情報は県のホームページの「山形県河川・砂防情報システム」により公表する。

4 水位到達情報【警戒レベル相当情報】の通知及び周知

国土交通大臣は、水防法第13条第1項の規定により、洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、氾濫危険水位（市町村長の避難指示等の発令判断の目安、住民の避難判断の参考となる水位）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して県に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

県知事は、水防法第13条第2項の規定により、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、氾濫危険水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに県水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、報道機関の協力を求めて、これを直ちに一般に周知する。

また、県はその他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ河川水位等の情報を提供するよう努める。

国土交通省及び県は、市町村長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市町村長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。

(1) 水位到達情報【警戒レベル相当情報】の発表

本県においては、国土交通省酒田河川国道事務所長及び県の各総合支庁建設部長が、分担して水位到達情報を発表する。

(2) 水位到達情報の通知

ア 国土交通省が発する場合

酒田河川国道事務所長は、氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報及び氾濫発生情報を発したときは、県水防計画に基づき、FAXや電話、メール等により県河川課、東北地方整備局及び関係するほかの河川（国道）事務所等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

通知を受けた県河川課は、関係総合支庁建設部、関係市町村、県警察本部、報道機関、山形地方気象台及び県防災危機管理課に伝達する。

イ 県が発する場合

総合支庁建設部長は、氾濫警戒情報及び氾濫危険情報を発したときは、県水防計画に基づき、FAXや電話、メール等により、関係市町村、水門管理者、県河川課、関係河川（国道）事務所等及び警察署に通知する。

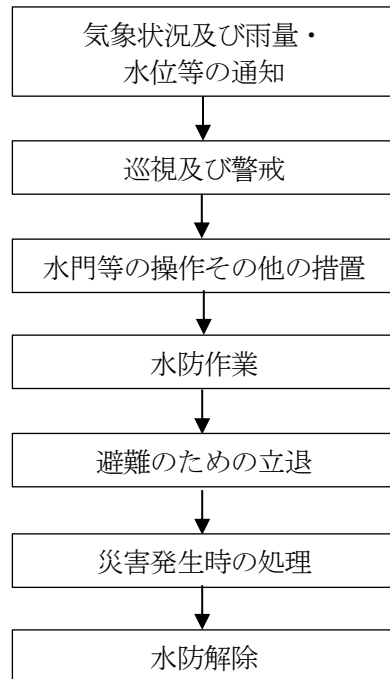
警報を受けた県河川課は、警察本部、報道機関、山形地方気象台及び県防災危機管理課に伝達するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

なお、これらの情報は県のホームページの「山形県河川・砂防情報システム」により公表する。

第3節 水防活動計画

洪水等による風水害が発生し又は発生が予想される場合に、水防管理団体等がこれを警戒・防御し、被害を軽減するための水防活動について定める。

1 水防活動計画フロー



2 県の水防活動の基準

(1) 水防体制

- ア 水防長（県土整備部長）及び支部水防長（総合支庁建設部長又は次長）は山形地方気象台より気象情報を受けたときはその情報を判断し水防体制に入るものとする。
- イ 水防本部及び水防支部は、次の場合に水防活動を行う。
- (ア) 気象等に関する注意報が発表された場合
 - (イ) 洪水予報又は水防警報発表の通知を受けたとき
 - (ウ) 水防長又は支部水防長が特に必要と認め指示した場合
- ウ 前各号の水防活動は、水防長の指示に基づき1班又は2班以上の水防要員の勤務によるものとする。

(2) 水防活動の内容

- ア 気象等に関する予報・警報の受理、判断、連絡
- イ 雨量、水位及び流量に関する記録の収集
- ウ 水防警報・洪水予報の発表及び伝達等
- ・国管理河川の洪水予報（最上川、赤川、須川下流、鮭川）
 - ・国管理河川の水防警報（最上川、赤川、須川下流、鮭川、真室川及び金山川）
 - ・県管理河川の洪水予報（須川上流、丹生川、最上小国川、屋代川、大山川、日向川）
 - ・県管理河川の水防警報（須川上流、寒河江川、丹生川、最上小国川、屋代川、置賜白川、大山川、日向川）

- エ 県管理水位情報周知河川の氾濫危険水位及び避難判断水位到達情報等の通知・周知、国管理水位情報周知河川の氾濫危険水位及び避難判断水位到達情報等の受理及び伝達
- オ 水防報告のとりまとめ
- カ 被害報告のとりまとめ
- キ 水防活動の技術指導
- ク 水防活動の現地応援
- ケ 水防資材の調達、輸送

3 水防管理団体の水防活動の基準

水防管理者は、次の段階に従って管下水防団体又は消防機関を出動させ、水防活動に万全を期さなければならない。

- (1) 常に管下河川を巡視すること。
- (2) 気象等に関する注意報、警報が発表された場合は、速やかに担当職員をおき関係機関の連絡を密にするとともに、水位、流量等の諸情報を集めて出動に備えること。
- (3) 洪水予報が発せられた場合は、担当職員は水防支部（置賜総合支庁総務課）と密接な連絡を保持し、併せて団員等の居所を明確にする等、出動の準備を整えておくこと。
- (4) 水防警報が発表されたとき又は水防団待機水位に達し、なお上昇するおそれがあるときは、出動準備を連絡し団員の待機を求めると共に地域住民に周知すること。
また、水位が氾濫注意水位に達した時は、山形県水防信号規則第1信号により地域住民に周知する。
- (5) 氾濫注意水位に達し、なお上昇するおそれがあるときは、水防管理者は状況をよく判断の上、団員を出動させ水防作業を開始する。
- (6) 水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場に居る者を水防活動に従事させることができる（法第17条）。
- (7) 緊急の必要がある場合は、他の水防管理団体、消防機関に出動を要請し又は警察署に協力を要請することができる（法第22条及び第23条）。
- (8) 自衛隊の出動を求める場合は、水防支部（置賜総合支庁総務課）を経由して水防本部にその旨要請すること。
- (9) 洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、警察署長に通知の上、避難のための立ち退きを指示しなければならない（法第29条）。
- (10) 堤防決壊等の場合は、できる限り被害の拡大を防止するよう努めるとともに、直ちに所轄水防支部、警察署その他の関係機関に通報しなければならない（法第26条）。
- (11) 水位が氾濫注意水位を下り危険が去ったと認められるときは、水防管理者は、水防団又は他の協力者の出動を解除する。
- (12) 水防管理者は、随時水防活動に関する諸報告を行なうと共に水防活動終了後、水防活動実施報告及び災害報告等を、水防支部を経由して水防本部に提出しなければならない（法第47条第2項）。

4 水防体制と出動

市は、山形地方気象台より気象情報（警報及び注意報を含む）をうけたときは、その情報を判断し、次の分類により水防体制をとる。

＜警戒レベルと本市の水防体制（動員基準）＞

警戒レベル	水位の名称	洪水予報の種類	水防体制と動員基準
レベル5	氾濫の発生	氾濫発生情報（洪水警報） ※市が警戒レベル5 緊急安全確保を発令する判断材料となる情報。災害がすでに発生していることを示す警戒レベル5に相当する。 市民は、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する。	災害対策本部体制 ※1
レベル4	氾濫危険水位	氾濫危険情報（洪水警報） ※市が警戒レベル4 避難指示を発令する目安となる情報。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。 災害が想定されている区域等に居住する市民は、市からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくても自ら避難の判断をしてもらう。	災害対策本部体制 ※1
レベル3	避難判断水位	氾濫警戒情報（洪水警報） ※市が警戒レベル3 高齢者等避難を発令する目安となる情報。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。 災害が想定されている区域等に居住する市民は、市からの高齢者等避難の発令に留意するとともに、高齢者等以外の方も避難の準備をしたり自ら避難の判断をしてもらう。	災害警戒第2配備体制 ・あらかじめ定める職員
レベル2	氾濫注意水位	氾濫注意情報（洪水注意報） ※避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2相当。市民は、ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認する。注意を要するレベルに発表される洪水予報。この情報により水防団は出動を行い、市は高齢者等避難の発表を判断する。	災害警戒第2配備体制 ・あらかじめ定める職員
レベル1	水防団待機水位	（発表なし）	災害警戒第1配備体制 ・防災危機管理課、土木課の担当職員 ・水防団待機
参考	—	大雨・洪水警報の発表時	災害警戒第1配備体制 ・防災危機管理課、土木課の担当職員

（出典）気象庁の洪水予報解説

※1 水位情報及び雨量情報を総合的に勘案し体制を決定する。

5 気象状況の通知

（1）水防管理団体、水防支部、県管理ダム及び市民に対する気象状況の通報

県知事は、水防法10条の規定により、気象台より気象状況の通知を受けたときは、直ちに気象台と常時連絡体制をとると共に、連絡系統図に基づき速やかに水防支部、水防管理団体及び県管理ダムの管理者に対しその気象状況を通知する。

この通報を受けた水防管理団体は、必要があると認めたときは、その内容を市民に周知する。

(2) 水位の通報

県管理水防警報対象量水標の通報基準は次のとおり。

- ア 各総合支庁河川砂防課は、河川水位が水防団待機水位（水防法第12条で規定される通報水位に達した場合、速やかに県水防本部に通報する。
 - イ 通報は、NTT回線、県防災行政無線により行う。
 - ウ 県管理ダムの管理者は、各ダムの操作規則に基づき通報する。
 - エ 国土交通省管理の水防警報対象量水標の水位については、水防本部、水防支部が必要に応じ「山形県河川・砂防情報システム」により確認する。
 - オ 量水標管理者は、法第12条第2項の規定により量水標の示す水位が氾濫注意水位（水防法第12条で規定される警戒水位を越えるときは、その水位の状況を県水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。
- 県においては、県ホームページ「山形県河川・砂防情報システム」により公表を行う。

6 巡視及び警戒

(1) 巡視

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、法第9条の規定により、随時区域内の河川等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(2) 非常警戒

水防管理者は水防警報が発令された場合、水防区域の監視及び警戒を厳にし、現在工事中の箇所及び既往災害箇所、その他特に必要な箇所を重点的に巡視するとともに、特に次の状態に注意し、異常を発見した場合は直ちに水防支部に連絡すると共に水防作業を開始する。

- ア 裏法の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- イ 表法で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ウ 天端の亀裂又は沈下
- エ 堤防の越水状況
- オ 樋門の両柚又は低部よりの漏水と扉の絞り具合
- カ 橋梁その他の構造物との取付部分の異常

7 水門等の操作その他の措置

- (1) 支部水防長は、堰、水門、樋門その他河川に設置されている工作物の管理者をして、毎年出水期に先立ち、その点検整備を十分行わせるとともに、必要に応じて検査を行なう等適切な指導を行なう。
- (2) 支部水防長は、利水専用ダムの管理者に対し、河川法の趣旨に基づき、次の事項に留意して管理の適正を期すよう指導する。
 - ア 出水期に先立ち管理施設の点検整備を十分に行うとともに、気象水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。
 - イ ダムの操作状況等の通報を迅速かつ的確に行い得よう、あらかじめ通報系統を確立しておくこと。
 - ウ 堆砂の進んでいるダムにおいては、貯水池末端附近における水位の上昇による被害の有無、ダム越流面のコンクリート磨耗状況等を調査し、必要があるときは適切な措置を講ずること。
 - エ 貯水池内の浮上物件については、洪水時に流出して下流に被害を与えることのないよう陸上へ格納する等の措置を講ずること。

- (3) 水防支部長は、渡船、船艇等の管理者に対して、あらかじめそのけい留固定等の措置について十分指導すること。

8 水防作業

(1) 要旨

洪水時において堤防に異常が発生する時期は、洪水継続時間にもよるが、おおむね水位が最大るとき又はその前後である。しかし、法崩れ、陥没等は通常減水時に生ずる場合が多い（水位が最大洪水位の3/4位に減水したときが最も危険）ことから、洪水が最盛期を過ぎても警戒を厳にしなければならない。

(2) 工法

水防工法は、堤防の組成材料、流速、法面、護岸の状態等を考慮して最も有効でしかも使用材料がその付近で入手しやすい工法を選定するが、当初に施工した工法で成果が認められないときは、これに代わるべき工法を順次実施し、被害の防止に努める。

(3) 水防用資材器具及び運搬具

水防用資材器具及び運搬具は、原則として各水防管理団体において整備するものとし、県は側面的に援助をなすものとする。（法第41条及び第44条の2）。

水防支部は、その所有している器具、運搬具等を非常時に際して有効に活用できるよう準備しておく。

9 避難のための立退

(1) 退去の呼び掛け

市長は、河川が増水し危険が及ぶおそれがあると認められる場合は、河川管理者及び警察等と協力して、河川にいる者に退去するよう呼び掛ける。

(2) 避難のための立退の指示

洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立退くべきことを指示することができる。

水防管理者が指示する場合は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない（法第29条）。

(3) 避難及び立退

ア 知事は必要があると認めるときは、ラジオ、テレビ又は信号、その他により法第29条による立退き又はその準備を指示する。

イ 水防管理者はあらかじめ避難先及びその経路などを定め、地域住民に周知させておくものとする。

10 災害発生時の処理

- (1) 堤防、ため池、樋門又は角落し等が欠壊した場合は、水防管理者、水防団長及び消防機関の長等はできる限り被害の増大を防止するよう努めなければならない。

また、水防支部長は、その状況を水防本部、災害対策本部、その他必要な関係機関に急報すると共に応援、指導、水防資材の補給をしなければならない。

- (2) この場合、水防管理者は直ちに次の処置をとらなければならない。

ア 居住者に対する立退き指示、避難誘導等

イ 水防支部、山形河川国道事務所、隣接水防管理団体及び警察署への急報

11 水防解除

- (1) 水防管理者は、水位が警戒水位を下廻り、水防活動の必要を認めないと判断したときは、水防解除を命ずる。
- (2) 水防解除を命じたときは、直ちに所轄水防支部に連絡するとともにこれを一般に周知する。
- (3) 支部水防長は、水防解除が命じられたときは、これを直ちに本部水防長に報告する。

第4節 浸水想定区域の対策

市は、洪水等による水害を警戒・防御し及びこれによる被害を軽減するため、洪水ハザードマップ等に基づき、浸水想定区域の住民に対する避難のための避難情報の発令及び避難誘導等を実施するなどの必要な事項を定め円滑な水防活動を実施する。

(1) 概要及び措置

浸水想定区域とは、水防法第14条に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、国土交通大臣又は都道府県知事が指定した洪水予報河川について、河川整備の計画降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域である。

法第10条の4第3項の規定に基づき、国土交通大臣等から、浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深についての通知を受けたときは、浸水想定区域ごとに、法第10条の5第1項及び第2項の規定に関する次の措置を講じる。

<浸水想定区域の指定>

管轄	No.	河川名	氾濫により浸水が及ぶと想定される市町村	洪水浸水想定区域	
				指定月日	指定番号
山形河川国道事務所	1	最上川上流	山形市、米沢市、寒河江市、村山市、長井市、天童市、東根市、南陽市、中山町、河北町、朝日町、大江町、高島町、川西町、白鷹町	H29.1.20	東北地方整備局 告示第13号
	2	天王川	米沢市、高島町	H29.1.20	東北地方整備局 告示第13号
置賜総合支庁	1	最上川	米沢市	H31.3.26	県告示第197号
	2	掘立側	米沢市	H31.3.26	県告示第197号
	3	羽黒川	米沢市	H29.4.28	県告示第360号
	4	天王川	米沢市、高島町	H31.3.26	県告示第197号
	5	鬼面川	米沢市、高島町、川西町	H31.3.26	県告示第197号
	6	誕生川	米沢市、川西町	H31.3.26	県告示第197号

ア 洪水予報の伝達体制整備

洪水予報は、事前に的確な情報を伝達することにより、被害を軽減させることが可能である。このため、市及び防災関係機関は、気象情報・避難情報の伝達体制を整備するよう努める。

イ 避難所等の周知

市は、該当地域住民の迅速な避難を図るため、開設する指定避難所等及び避難の方法を合わせて周知する。

ウ 自主防災組織等設置の促進

市は、該当地域住民による自主的な防災活動の推進のため、防災計画を基に自主防災組織の育成・強化を図り、情報伝達体制の整備及び避難行動要支援者等地域事情の把握、また、防災訓練を実施する等、自主的避難・誘導の強化に努める。

(2) 市の対応

ア ハザードマップの作成・周知

市は、水防法第15条第4項に基づき、浸水想定区域において円滑かつ迅速な避難を確保するため、市民への周知を目的にハザードマップ等の印刷物の配布及び市ホームページへの掲載等の必要な措置を講じる。

＜本市におけるハザードマップ作成経緯＞

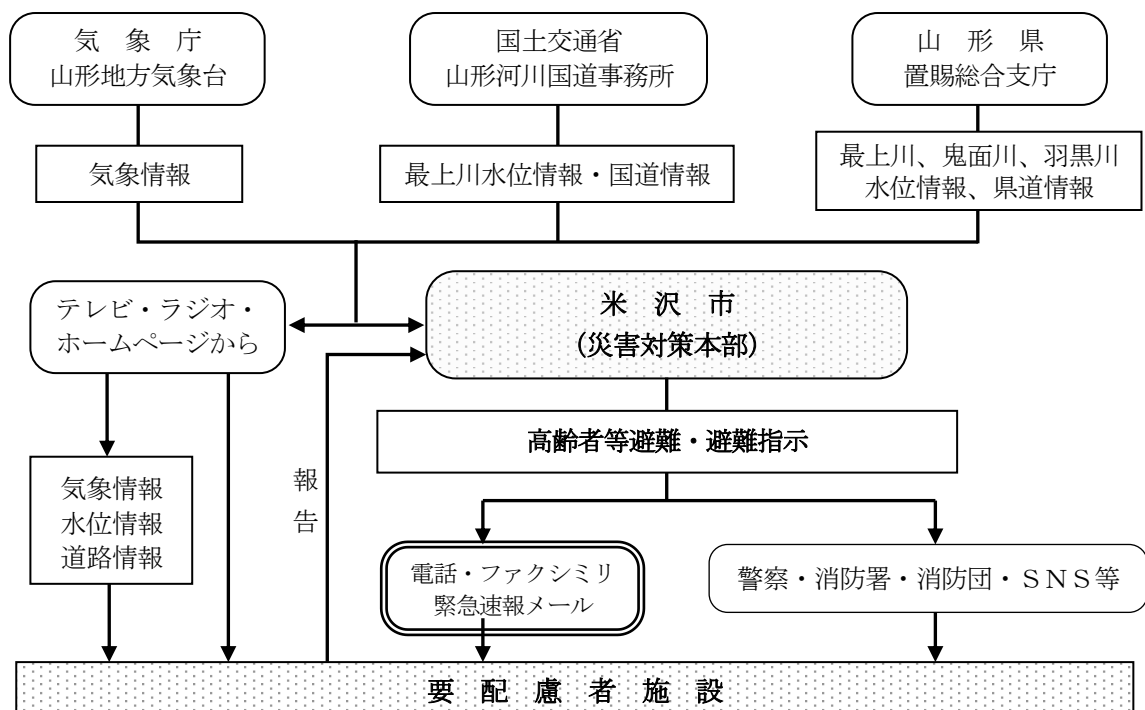
No.	ハザードマップ名称（地区）	作成年度
1	米沢市洪水避難地図（洪水ハザードマップ 最上川・鬼面川・羽黒川下流版）	平成17年度
2	米沢市洪水避難地図（洪水ハザードマップ 堀立川・羽黒川上流版）	平成21年度
3	米沢市洪水避難地図（洪水ハザードマップ 誕生川版）	平成22年度
4	米沢市土砂災害ハザードマップ（愛宕地区）	平成26年2月
5	米沢市土砂災害ハザードマップ（広幡地区）	平成26年2月
6	米沢市土砂災害ハザードマップ（上郷地区）	平成26年3月
7	米沢市土砂災害ハザードマップ（万世地区）	平成26年3月
8	米沢市土砂災害ハザードマップ（南原地区綱木）	平成26年5月
9	米沢市土砂災害ハザードマップ（南原地区白布・新高湯）	平成26年6月
10	米沢市土砂災害ハザードマップ（山上地区大沢）	平成26年6月
11	米沢市土砂災害ハザードマップ（山上地区滑川・姥湯・五色温泉）	平成26年6月
12	米沢市土砂災害ハザードマップ（山上地区板谷・峠付近）	平成26年7月
13	米沢市防災マップ（保存版）	令和2年度

イ 災害時要配慮者施設への情報伝達

市は、法第15条に基づき、洪水予報等（洪水予報又は避難判断水位到達情報）の通知を受けたときは、浸水想定区域内の高齢者、障がい者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設に警戒・避難を呼びかける。

（施設については、資料編「認知症対応型共同生活介護施設」「通所介護施設」参照）

＜情報の伝達系統図＞



第5節 避難情報の発令基準等

市は洪水等により著しい危険が切迫していると認められたときは、その区域の居住者に対し避難のための立退きを命じ、又は、その準備を指示する場合は、速やかに伝達する。

1 浸水害における避難情報の発令基準

＜浸水害における避難情報の発令基準＞

種 類	発 令 基 準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	ア 市内の水位観測所の水位が、避難判断水位（レベル3水位）に到達し、かつ、洪水予報により、引き続きの水位上昇が見込まれるとき。 イ 市外において洪水が発生した場合で、市に被害を及ぼすと見込まれたとき。 ウ 水防法第48条に基づき、知事から高齢者等避難を発令するように勧告又は助言を受けたとき。 エ 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 オ その他、市民の生命又は身体を災害から保護するため、市長が必要と認めたとき。
【警戒レベル4】 避難指示	ア 市内の水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達し、さらに、洪水予報により、引き続きの水位上昇が見込まれるとき。 イ 堤防に異常な漏水・侵食等が発見されたとき。 ウ 法第48条に基づき、知事から避難指示を発令するように勧告又は助言を受けたとき。 エ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき。 オ その他、市民の生命又は身体を災害から保護するため、市長が必要と認めたとき。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	ア 最上川上新田水位観測所の水位が堤防天端水位に到達したとき又は越流が確認されたとき。 イ 最上川の堤防において異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊したことが確認されたとき。 ウ 市内の最上川、羽黒川、鬼面川、堀立川の堤防が越水または決壊したとき又はその恐れがあるとき。 エ 水防法第48条に基づき、知事から避難指示を発令するように勧告又は助言を受けたとき。 オ その他、市民の生命又は身体を災害から保護するため、市長が必要と認めたとき。

(1) 緊急速報メール・SNS文例及び市民のとりべき行動

件名の文字数は15字以内、本文の文字数は200字以内（エリアメールは500字以内）であることに留意すること。

＜緊急速報メール・SNS文例及び市民のとりべき行動＞

避難情報	市からの緊急速報メール文の例	市民のとりべき行動
【レベル3】 高齢者等避難	《レベル3 高齢者等避難》【第1報】 「危険な場所から高齢者等は避難」 発令時刻：〇〇時〇〇分 対象地域：〇〇・〇〇…地区の浸水想定区域 理由：浸水の恐れあり 行動要請：高齢者や障害のある方やその支援者など、避難に時間がかかる方は避難 それ以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ、避難の準備開始、危険なら自主避難 避難場所：〇〇小学校、〇〇コミュニティセンター、安全な親戚・知人宅等（米沢市）	・いつでも避難できるように、避難の準備をする。 ・テレビ・ラジオの放送、市からの防災無線・SNS等の広報に注意する。 ・お年寄りや障がい者などの要配慮者は早めに避難する。
【レベル4】 避難指示	《レベル4 避難指示》【第1報】 「危険な場所から全員避難」 発令時刻：〇〇時〇〇分 対象地域：〇〇・〇〇…地区の浸水想定区域 理由：浸水の恐れが高い 行動要請：今すぐ安全な場所へ避難 安全な親戚・知人宅への避難も検討、近所の方へも声をかけて避難 ハザードマップで自宅の安全を確認できれば自宅避難も検討 避難場所：〇〇小学校、〇〇コミュニティセンター、安全な親戚・知人宅等（米沢市）	・お互いに助け合って、指定された避難所に速やかに避難を始める。 ・避難が危険な夜間及び道路が冠水している時は、二次災害のおそれがあるので、翌朝や道路の水が引くまで一時的に2階に避難する。
【レベル5】 緊急安全確保	《レベル5 緊急安全確保》【第1報】 「命の危険 直ちに安全確保！」 発令時刻：〇〇時〇〇分 対象地域：〇〇・〇〇…地区の浸水想定区域 理由：〇〇地区で浸水発生（〇〇川の決壊） 行動要請：直ちに身の安全を確保 避難場所：〇〇小学校、〇〇コミュニティセンター、安全な親戚・知人宅等 ※避難場所等への避難に限らず、直ちに身の安全を確保（米沢市）	・避難所に直ちに避難する。 ・避難が危険な夜間及び道路が冠水している時は、二次災害のおそれがあるので、翌朝や道路の水が引くまで一時的に2階に避難する。
避難解除	《避難〇〇解除、又は緊急安全確保解除》 浸水の危険性（発生）により発令していた〇〇・〇〇…地区に対する避難指示（高齢者等避難、又は緊急安全確保）は、浸水の危険性が解消された（浸水の危険性がない）と認められたことから、〇〇時〇〇分に解除しました。（米沢市）	

2 関係機関への通知及び協力要請

- ア 市長は、「高齢者等避難」、「避難指示」、「緊急安全確保」を発表した場合は、直ちに県に報告し、また、消防機関及び警察機関にも通知する。
- イ 「避難指示」は、消防機関、警察機関その他関係機関の協力を得て当該地域の住民に対し、迅速的確に伝達する。
- ウ 「避難指示」の発表にあたっては、報道機関へその旨を通知し、速やかに報道してもらうよう要請する。

第6節 応援計画

1 地元住民の応援

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のため止むを得ず必要がある時は、当該水防管理団体の区域に居住する者又は水防の現場にある者を水防に従事させることができる（法第24条）。

また、水防のため緊急の必要があるときは、市長、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収容し、車馬その他の運搬具もしくは器具を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。（法第28条第1項）

この場合、法第28条第2項により、市長は損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならないため、可能な限り使用した物品等の記録を残すものとする。

- (1) 使用した物、種類、員数等
- (2) 所有者又は管理者の住所氏名
- (3) 使用年月日

2 警察官の応援

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して警察官の出動を求めることができる（法第22条）。

3 他の水防管理団体の応援

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は他の水防管理者又は市町村長もしくは消防機関の長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者はでき得る限りその求めに応じ、応援に派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する（法第23条）。

4 協定

水防管理団体は、法第23条に規定する応援が円滑、迅速に遂行できるようあらかじめ協定を締結しておく。

5 指導

水防支部長、消防機関の長、警察署長は管轄区域内の水防管理団体と密接な連絡を図り、必要があると認めるときは各々部下を派遣して水防団（消防団）の配置、警戒、資材の管理支給、輸送及び作業の方法等の応援・指導を行うものとする。

6 自衛隊の応援

知事は、水防のため必要と認めるときは、自衛隊法第83条に基づき、自衛隊の出動を要請するものとする。

第7節 水防活動終了の報告

1 報告

市は、水防活動が終結したときは、下記の事項をとりまとめ県に報告する。

＜水防活動終了後の報告事項要領＞

- (1) 気象及び水門状況
- (2) 警戒出動及び解散命令日時
- (3) 水防団員又は消防団員の出動時刻及び人員
- (4) 堤防その他諸施設の異常有無及びこれに対する処置とその効果
- (5) 水防作業の状況
- (6) 使用水防資材の種類及び員数並びに回収分
- (7) 法第21条による公用負担を命じた種別、数量及び使用場所
- (8) 応援の状況
- (9) 現場指導者の職氏名
- (10) 立退きの状況及びそれを指示した理由
- (11) 水防関係者の死傷の有無及びその状況
- (12) 殊勲者の職氏名及びその功績
- (13) 事後の水防につき考慮を要する点等があればその要旨及び所見
- (14) 障害物の処分した種別、数量及びその事由及び除去の場所
- (15) 土地を一時使用したときはその場所及び所有者氏名とその理由
- (16) 堤防その他の施設にして緊急工事を要するものが生じた場合はその場所及び損害状況
- (17) 水防に要した経費

第8節 風害対策等計画

1 台風対策

(1) 火災対策

台風発生時においては、火災発生危険性が大きいので次の措置を講ずる。

- ア 火災予防の広報、査察を実施し、市民の警戒心を喚起
- イ 火災発生に備え、消防機械器具及び消防水利の点検を実施
- ウ 消防団においては、団員を招集し、分団区域の予防警戒を実施

(2) 水防対策

風雨が強まり、水害の被害が一層大きくなることが予想されるときは、第1節水防計画により措置を講ずる。

(3) 土砂災害対策

風雨が強まり、土砂災害の被害が一層大きくなることが予想されるときは、第5章土砂災害対策計画により措置を講ずる。

2 市民に対する防災知識の普及と指導

(1) 防災知識の普及

防災知識の普及については、第2編震災対策編第1章第2節「防災知識の普及計画」による。

(2) 台風に備えての指導項目

- ア 風で飛ばされそうな物（植木鉢や物干し竿等）を飛ばないように固定したり、家の中にしまったりすること。
- イ 雨どい、側溝等を清掃すること。
- ウ 停電時に備えて、懐中電灯、携帯ラジオ、ローソク、マッチ等を準備するとともに、携帯電話、スマートフォンは充電を満タンにしておくこと。

(3) 洪水、地すべり等の発生が予想されるとき指導項目

- ア 注意報、警報等の気象・防災情報に注意すること。
- イ 床上の浸水対策をする（例：家財や家電などは浸水被害に備えて高所や2階に移動させる。漏電を防ぐためコンセントは抜き、低い位置にあるものは高所へ移動させる）
- ウ 地すべり発生のおそれがあるときは、近くの高台や指定避難場所等の安全な場所に避難すること。

(4) 大雨災害における適切な避難行動

防災・災害情報の内容やそれらの入手方法、あるいは適切な避難行動のあり方や地域の実情等、自らのいのちを自ら守る「知恵」を住民は身に付ける必要がある。

冠水時等の屋外移動の回避や垂直避難など大雨災害における適切な避難行動を市民がとれるように市は、周知に努める。

大雨災害における避難のあり方等検討会の大雨災害における避難のあり方等検討会報告書（平成22年3月）からの抜粋

大雨時の適切な避難行動は、「いのちを守る」という観点から、切迫する危険を回避するための行動を基本とし、一人一人が置かれる状況に即して、適切な避難の時期や方法、避難する場所を選択し、最適な行動を実現する必要がある。

大雨時に最適な避難行動を実現するための基本的な考え方、様々な状況の下で適切に判断するための指針、さらに平時から把握しておくべき事項等は、以下に示すとおりである。

(1) 基本的な考え方

① 状況に応じた判断（自発的自助）

□大雨時の最適な避難行動は、置かれた状況に応じて異なることから、一律の行動パターンを示すことは困難であり、住民一人一人が状況に応じて自ら判断し、適切な行動を選択しなければならない。

② 自らの「いのちを守る」ための行動

□大雨時の避難行動は、夜間や激しい降雨時、道路冠水時など、危険な状況下で立退き避難する事態をできるだけ避け、安全を確保しなければならない。

□浸水深が 30cm 以上になり、排気口から水が流入したり、運転を制御するコンピュータが冠水した場合には、自動車の運転は不能になるため、浸水時の自動車による避難は極力避けなければならない。

③ 危険な状況下での避難の回避

□危険が切迫した状況下では、指定された避難場所への移動だけを考えるのではなく、自らのいのちを守るために最低限必要な行動を選択しなければならない。

(2) 適切な避難行動を実施する上での指針

① 被害発生予想が可能となるような情報収集

□適切な避難行動を開始するためには、被害発生予想が可能となるように、平時よりハザードマップ等により自らが居住する地域の危険度を認識するとともに、大雨時には、テレビ、ラジオ、インターネット、防災無線等、多様なメディアを通して、気象官署の発する予警報や地方公共団体の避難指示等を始めとする防災・災害情報を幅広く収集する必要がある。

② 地域特性に応じた早期避難

□土砂崩れや堤防の決壊によって家屋が流失するおそれがある地区やはん濫水の影響で家屋が浸水するおそれがある地区に居住している人は、身の安全を確保するための場所へ早期に避難しなければならない。

□特に、子供や高齢者、身体障害者など避難行動を実施する上で支援を要する避難行動要支援者が、そうした地区に居住している場合は、確実に身の安全が確保されるよう支援者と一緒の避難行動が早期に開始されるべきである。

③ 冠水時等の屋外移動の回避

□夜間や激しい降雨時、道路冠水時など避難路上の危険箇所の把握が困難な場合は、屋外での移動は極力避けなければならない。

□流れがあり、浸水深が 50cm を上回る（膝上まで浸水している）場所での避難行動は危険であること、流速が早い場合は浸水深 20cm 程度でも歩行不可能であること、浸水深が 10cm 程度でもマンホールや用水路等の位置がわからず転落のおそれがあり危険であることなどを踏まえ、洪水流が激しく流れている状況下では屋外での移動は極力避けなければならない。

④ 垂直避難

□急激な降雨や浸水により屋外での歩行等が危険な状態になった場合は、浸水による建物の倒壊の危険がない場合には、自宅を立ち退き避難所へ避難することが必ずしも適切な行動ではなく、自宅や隣接建物の 2 階等へ緊急的に一時避難し、救助を待つことも選択肢として考えられるべきである。

⑤ 土砂災害からの避難

□避難所へ避難する際は、がけ崩れのおそれがある斜面や土石流発生のおそれがある溪流の通過は避ける必要がある。また、土石流発生のおそれがある場合には、流れに対して直角方向にできるだけ離れること、溪流を渡って対岸に避難することは避けることなどに留意する必要がある。

□土砂災害の際に避難所への避難が困難な場合には、自らのいのちを守るために最低限必要な行動として、周囲の建物より比較的高い建物や鉄筋コンクリート等の堅固な構造物に避難すべきである。また、建物内では、2 階以上、かつ、斜面と反対側の窓のない部屋に避難すべきである。

(3) 平時からの準備

① 居住する地域の危険度の認識

□大雨時にはどのような場所が危険となるか、どの程度の浸水深が予想されるかなど、洪水や土砂災害発生時の地域の危険性についてハザードマップなどによりあらかじめ確認し、把握しておくことが重要である。

② 水害時の移動の困難性の認識

□浸水している箇所を徒歩や車で移動する危険性や流水の危険性など、水の怖さをあらかじめ理解しておくことが重要である。

③ 大雨情報の理解度・把握手段の認識

□災害時に発出される情報の内容やそれらの情報を入手する手段など、あらかじめ理解し、確認しておくことが重要である。

【特徴的な人的被災事例】

適切な避難行動が選択されなかったことにより被災している事例の特徴は、①避難の時期が必ずしも適切でなかった事例、②避難方法が必ずしも適切でなかった事例、③避難する場所が必ずしも適切でなかった事例の3つに分類することができる。

① 避難の時期が必ずしも適切でなかった事例

□河川堤防近辺の家屋内の者が、避難する時期を失し、堤防決壊によるはん濫水に巻き込まれて被災した事例

□夜間、見通しが利かないにもかかわらず避難して被災した事例

□激しい降雨や浸水によって道路や水路の位置や状態が確認できないにもかかわらず避難して被災した事例

□土砂災害警戒情報が発表されていたにもかかわらず避難せず、土石流に巻き込まれて被災した事例

② 避難方法が必ずしも適切でなかった事例

□激しい降雨で避難路が浸水しているにもかかわらず、徒歩で避難して被災した事例

□道路が冠水しているにもかかわらず、車で避難して被災した事例

③ 避難する場所や避難路が必ずしも適切でなかった事例

□結果として、自宅2階に避難すれば被災を免れたにもかかわらず、あらかじめ指定されていた避難場所への避難を優先して被災した事例

□避難路上に浸水箇所や河川、水路があるにもかかわらず避難し、流水に巻き込まれたり、水路などに転落したりして被災した事例

3 治山・治水対策

(1) 治山対策

山地の荒廃、地すべり等を予防することは、水害防止の点から見ても極めて重要であり、恒久的な治山対策が必要である。

森林の機能をより高めるため、森林の保護を推進するほか、各防災機関の協力により、山地の復旧、予防治山として崩壊危険地の予測に努め、崩壊の防止策を講ずる。

(2) 治水対策

国・県の改良事業との整合を図りながら、危険箇所の改修を促進することにより、安定した流水維持と、河川や主要水路の汚濁防止及び水害防止に努める。

＜治山・治水対策項目＞

項 目	対 策
河水統制又は河川改良に関する治水事業	排水路を改修し、改良工事を積極的に施行する。
下水道の整備による治水事業	雨水幹線管渠の整備
危険箇所の警戒体制の充実	防災関係機関との連絡を密にし、予防情報の伝達を行う。
その他の補修	○老朽ため池の維持補修 ○橋梁の維持補修

第5章 土砂災害対策計画

第1節 土砂災害予防計画

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月8日法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）が平成13年4月1日に施行され、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には市民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域について、県が土砂災害警戒区域等に指定する。

市は、関係機関と連携し、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策を推進するとともに、土砂災害警戒区域等を住民に周知し、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の整備を図る。

1 土砂災害警戒区域等の調査・周知

(1) 基礎調査の実施

県は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という。）に基づく基礎調査を定期的に行い、その結果を市町村に通知するとともに、警戒区域等に相当する区域を明示して公表する。

(2) 土砂災害警戒区域等の指定・周知

県は、基礎調査の結果、土砂災害が発生した場合には住民等の生命及び身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域を「土砂災害警戒区域」、また、建築物に損壊が生じ県民の生命及び身体に著しい危害が生じるおそれのある土地の区域を「土砂災害特別警戒区域」として指定する。

また、市は関係図書を一般の縦覧に供するほか、ホームページでの公開等の多様な手段により住民への周知徹底を図る。

市は、これらの土砂災害警戒区域等を市町村地域防災計画に明記するとともに、土砂災害警戒区域に指定された区域毎に警戒避難体制の整備等に関する事項について定め、地域住民等に周知徹底を図る。

(3) 土砂災害ハザードマップによる周知

市は、土砂災害警戒区域等の周知にあたっては、避難所・避難経路、要配慮者関連施設、土砂災害の特徴や前兆現象等を記載したハザードマップを作成し、市民等への周知に努める。

2 山地災害危険地区の調査・周知

(1) 調査の実施

県は、山地災害危険地区調査要領に基づき、山腹崩壊、地すべり及び崩壊土砂流出等による災害が発生するおそれがある地区を調査し、その結果を市町村に提供する。

(2) 山地災害危険地区の周知

県は、調査の結果、山腹崩壊、地すべり及び崩壊土砂流出等による災害が発生するおそれがある地区や災害が発生した地区を「山地災害危険地区」とし、ホームページでの公開等の多様な手段により住民への周知徹底を図る。

また、市は、これらの「山地災害危険地区」を防災計画に明記するとともに、地域住民等に周知徹底を図る。

<土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域数>

(令和3年4月1日現在)

該 当 地 域	告示年月日	告示番号	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒 区域
大沢、板谷	H20年5月2日	県告示第453号	15	
	H20年5月2日	県告示第460号		13
笹野本町、古志田町、笹野町、李山、遠山町	H22年3月30日	県告示第309号	19	
	H22年3月30日	県告示第312号		10
万世町、八幡原	H23年3月25日	県告示第217号	17	
	H23年3月25日	県告示第222号		16
中ノ在家、李山、赤崩、海老ヶ沢、広幡町、長手、関根、三沢、廻戸、小峽、前ノ在家	H24年3月6日	県告示第205号	47	
	H24年3月6日	県告示第206号		40
小野川町、関町、関、李山、上新田、川井	H24年3月27日	県告示第331号	36	
	H24年3月27日	県告示第335号		28
李山、大平、舘山矢子町、口田沢、入田沢、神原、関、築沢、綱木、関根、赤芝、小野川、大小屋、大沢、舘山	H25年3月19日	県告示第221号	77	
	H25年3月19日	県告示第223号		70
関根、李山、三沢	H27年6月23日	県告示第588号	4	
	H27年6月23日	県告示第590号		1
李山、赤芝町、口田沢、大平、赤崩、板谷、築沢、入田沢、大沢、万世町刈安、浅川、木和田、広幡町成島、広幡町上小菅	H28年2月16日	県告示第156号	36	
	H28年2月16日	県告示第159号		29
		計	251	207

出典：山形県ホームページ「土砂災害警戒区域等の指定状況」

(<https://www.pref.yamagata.jp/180010/bosai/kochibou/bousaijouhou/fuusuidosha/doshasaigai/dosyakuikitop/index.html>)

※土砂災害警戒区域の指定箇所一覧は、「資料編」参照

<山地災害危険地区数>

(令和2年3月現在)

山腹崩壊	崩壊土砂	地すべり	雪崩危険区域等	山地災害危険地区
県農林水産部 森林ノミクス推進課森林保全担当			県土整備部 砂防・災害対策課	東北森林管理局 置賜森林管理署
21	89	8	32	21

出典：山形県ホームページ「山地災害危険地区について」

(<https://www.pref.yamagata.jp/140023/bosai/kochibou/bousaijouhou/fuusuidosha/doshasaigai/santisaigaikikentiku.html>)

東北森林管理局ホームページ「東北森林管理局の山地災害危険地区について」

(<https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/policy/business/tisan/santisaigai.html>)

3 土砂災害警戒区域等の警戒

市は、定期的にパトロールを実施し、保全措置の進捗状況等当該危険区域の現況を常時把握しておくことにより、警戒体制の確立を図る。

特に危険な区域には注意標識を設置し、一般の周知を図るとともに、危険防止の注意を呼びかけるよう努める。

また、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域について次の措置を講ずる。

- (1) 土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を整備する。
- (2) 要配慮者利用施設がある場合には、当該施設利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達体制を整備する。
- (3) 土砂災害ハザードマップの作成及び周辺住民へ周知する。

4 予報・警報及び避難指示等

市は、避難指示等について、迅速かつ正確に地域住民に伝達するほか、市民自らも気象予報・警報発表時には、土石流発生予測の目安等に注意し、異常気象時に的確な判断ができる体制がとれるよう指導する。

また、市は、県及び山形地方気象台が大雨により土砂災害発生危険が高まり、より厳重な警戒が必要な場合に発表する土砂災害警戒情報を避難指示等を発表する際の基準として活用する。

<土砂災害の前兆現象>

【土石流】

- ・ 溪流の付近の斜面において落石や斜面の崩壊が生じ始めた場合やその前兆が出始めた場合
- ・ 立木の裂ける音が聞こえる場合や、巨礫の流れが聞こえる場合
- ・ 溪流の流水が急激に濁りだした場合や、流木等がまざり始めた場合
- ・ 降雨が続いているにもかかわらず溪流の水位が急激に減少し始めた場合（上流に崩壊が発生し、流れが止められている危険があるため）
- ・ 溪流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合
- ・ 溪流の付近の斜面において落石や斜面の崩壊が生じはじめた場合やその前兆が出始めた場合
- ・ 焦げたような異様な臭いがしはじめた場合

【急傾斜地の崩壊】

- ・ 斜面から新たに水が吹き始めた場合
- ・ 普段流れている湧水の量が急に変化し始めた場合
- ・ 斜面から小石がバラバラと落ち始めた場合（土の粘音吐が落ちはじめた。）
- ・ 斜面にひび割れが起きた場合
- ・ 樹木が揺れたり、倒れたりした場合
- ・ 地鳴りや山鳴りがする場合

【地すべり】

- ・ 斜面に段差が出たり、亀裂が生じた場合
- ・ 凹地ができたり、湿地が生じた場合
- ・ 斜面からの湧水が濁ったり、湧き方が急に変わった場合
- ・ 石積がはらんだり、擁壁にヒビが入った場合
- ・ 舗装道路やたたき（三和土）などにヒビが入った場合
- ・ 樹木、電柱、墓石などが傾いた場合
- ・ 戸やふすまなどの建具がゆるみ、開け閉めが悪くなった場合

5 災害危険区域の改修事業の推進

市は、関係機関との連携を密にし、地すべり防止事業、崩壊防止事業、河川改修及び護岸工事等の危険防止に関する事業を積極的かつ計画的に推進する。

6 防災体制の整備

市は、自主防災組織の育成と活動の支援に努め、関係機関は緊急時における連携体制を強化する。また、施策の緊急性等を勘案して、土砂災害対策を中長期的視野に立ち計画的かつ総合的に推進する。

7 地盤災害予防対策の推進

(1) 危険箇所の法指定

国及び県は、国土を保全し、土地利用の適正化と土砂災害対策の推進を図るため、次表により危険箇所の法指定を促進する。

また県は、監視指導体制を強化し、法指定地等の適切な管理に努める。

法 令 名	指定地等名称
砂防法	砂防指定地
地すべり等防止法	地すべり防止区域
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域
森林法	保安林
建築基準法	災害危険区域
宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域 造成宅地防災区域
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域

(2) 災害防止対策工事の推進

市、県及び国は、法指定を受けた危険箇所の災害防止対策工事を積極的に推進する。

(3) 緊急連絡体制の確立

市及び県は、緊急時における防災関係機関や自主防災組織との連絡体制を確立しておく。

(4) 緊急用資機材の確保

市及び県は、発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するため、必要な資機材を確保し緊急時に備える。

(5) 地盤沈下の防止

市及び県は、山形県地下水の採取の適正化に関する条例等に基づき、地下水の適正採取を図り、地下水の過剰採取による地盤の不等沈下を防止する。

(6) 軟弱地盤等液状化対策の推進

ア 地盤液状化現象の調査研究

市及び県は、大学や各種研究機関における調査研究の成果を参考にして地盤の液状化現象に関する調査研究を行い、液状化が予想される地域の分布状況等の資料やマップ等の整備に努める。

イ 地盤改良・液状化対策工法の普及

市及び県は、地盤液状化の発生が予想される地域に対して、耐震基準の適用及び各種対策工法の普及に努める。

8 災害防止に配慮した土地利用の誘導

市は、土砂災害の防止に配慮した適切な土地利用の誘導を促進するため、土砂災害防止法等各種法制度との整合を確保しつつ、その周知徹底と充実に努めるとともに、土砂災害の防止に関し、市民及び開発事業者等に対し、意識啓発及び指導を行う。

(1) 危険住宅等の移転推進

土砂災害の危険が著しい区域について、建築基準法に定める「災害危険区域」の指定に努め、危険住宅の移転及び宅地の改良を促進する。

(2) 危険箇所の禁止制限行為に対する審査体制の整備等

県は、災害防止に配慮した安全な土地利用を誘導するための審査指導体制を整備するとともに、開発事業者への各種法規制の徹底及び啓発・指導を行う。

9 被災宅地危険度判定体制の確立

市及び県は、大規模な地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害の防止又は軽減を図り、住民の安全を確保するため、被災宅地危険度判定士を計画的に養成・登録し、宅地の被災状況を迅速かつ的確に把握してその危険度判定が実施できるよう、被災宅地危険度判定体制の確立に努める。

10 緊急調査及び土砂災害緊急情報提供に係る実施体制の確立

国及び県は、地震に伴い発生する大規模な土砂災害発生時における土砂災害防止法に基づく緊急調査、土砂災害緊急情報の通知及び一般への周知が迅速かつ的確になされるよう、実施手順を定めるとともに関係機関との連携を強化するなど実施体制の整備を図る。

第2節 警戒避難体制整備

市は、土砂災害警戒区域に指定された区域毎に、警戒避難体制に関する事項を定めるとともに、区域内の要配慮者が利用する施設に対し、土砂災害に関する情報、予報・警報の伝達方法を定める。

また、土砂災害に係る警戒避難基準等を定める等、警戒避難体制の整備に努める。

避難場所及び避難経路を選定する際は、土砂災害の危険性及び二次災害の防止に配慮する。

1 基本指針

市は、土砂災害警戒区域等が指定された区域において、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制を整備するため、土砂災害に対する警戒避難体制の整備を支援する「土砂災害警戒避難ガイドライン」（平成27年4月改訂・国土交通省砂防部）を基本として警戒避難体制の整備を図る。

2 基本的事項

(1) 土砂災害の特徴と対応

- ・土砂災害は突発的に大きな破壊力を持って発生するため、人命に関わる災害である。
- ・土砂災害は発生場所や発生時刻を正確に予測することが難しい現象である。
- ・土砂災害は主に降雨による多量の水の供給を原因として発生するが、斜面や溪流が不安定になる条件（地質、崩壊のしやすさ、地下水位等）が個別箇所で異なっており、これらの条件の変化を把握することが難しいためである。
- ・土砂災害対策施設の整備や土砂災害のおそれのある地域における開発抑制などの対策が重要であるが、これには時間や経費を要し、また想定を上回る土砂災害が発生し得ることから、警戒避難体制をあらかじめ整備し、危険性が高まった時には避難等を行い、土砂災害から身を守ることが重要である。

(2) 市と市民の役割分担

市と市民は、土砂災害の特徴と各々の役割分担について共通認識を持ち、双方で協働して、土砂災害に対する警戒避難体制を構築する必要がある。

ア 市の役割

市は、土砂災害警戒区域、降雨の状況や土砂災害警戒情報等について、住民への情報提供等を行う。

豪雨時

- ・雨量情報、土砂災害警戒情報、避難所開設情報等の提供
- ・土砂災害警戒情報や市民から得られた前兆現象に基づき、避難指示等を発令
- ・関係部局との連携

平常時

- ・土砂災害の危険性の周知
- ・ハザードマップの提供
- ・防災訓練、防災教育の実施
- ・防災意識向上のための取り組みの推進

イ 市民の役割

市民は、土砂災害の危険性が高まった場合には、立ち退き避難することが重要である。

また、立ち退き避難が困難な状況下など、やむを得ない場合には自宅の斜面と反対側の2階以上の部屋等へ移動するなど、命を守る行動をとることが重要である。

豪雨時

- ・避難指示等に従って避難

- ・前兆現象等の把握等により自ら避難

平常時

- ・土砂災害に対する知識を深める
- ・「自らの地域は自らで守る」という意識を持つ

(3) 地域の防災力の向上のために

- ア 市民の防災意識の向上を図るため、市は、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定の際の説明会や防災訓練等の機会を通じ、市民との対話を積極的に行う。
- イ 住民は、いざというときの確な避難行動をとれるよう、日頃より、自治会や町内会等の活動において、土砂災害に対する対策を話し合うことなどを通じて、コミュニティとしてのつながりを深める。
- ウ 土砂災害について共通認識に立って、市側の「知らせる努力」と市民側の「知る努力」により情報共有を図り、地域防災力を向上していく必要がある。

3 土砂災害の危険性の周知

(1) 土砂災害警戒区域等の周知

- ア 市は、土砂災害警戒区域において警戒避難体制を整備する。土砂災害警戒区域ごとに、住民に対して、土砂災害の危険性、避難場所・避難経路等を周知する。
- イ 土砂災害警戒区域が未指定の地域においても、県の基礎調査が完了し、土砂災害警戒区域に相当する区域が明らかにされている場合は、区域指定を待つことなく、土砂災害警戒区域に相当する区域をもとに警戒避難体制の整備を進めることが望ましい。
- ウ 基礎調査が未実施の地域においても、基礎調査の実施を待つのではなく、土砂災害危険箇所の周知徹底を行うなど、土砂災害の危険性を住民に十分周知するとともに、土砂災害警戒区域における警戒避難体制に準じて体制整備に努める。

(2) 周知の方法

- ア 土砂災害警戒区域等の周知にあたっては、土砂災害のおそれのある区域、避難場所・避難経路、要配慮者利用施設等を記載したハザードマップを作成するなど、住民等が当該区域における土砂災害の危険性を十分理解し避難できるよう、分かりやすい方法をとる。
- イ ハザードマップによる土砂災害の危険性の周知は、各戸配布や回覧など、住民が直接確認できる方法をとることを基本とする。
- ウ ホームページでの掲載や公共施設での掲示等で周知を行う際には、閲覧方法についてのお知らせを配布・回覧するなど、より確実に住民に周知できる方法をとる。
- エ 周知は住民が十分理解できるよう、繰り返し行うことが重要となる。その頻度については、住民の土砂災害に対する危険性の認識状況に応じて行うものとする。

4 情報の収集

(1) 情報の収集と体制の整備

- ア 市は、気象・雨量情報、土砂災害警戒情報とそれを補足する情報等の防災情報や、管内および近隣自治体における前兆現象、土砂災害発生情報等の災害に関する情報を収集する。
- イ 市は、それぞれの情報について、あらかじめ収集方法を確認しておき、豪雨時に迅速に情報収集できる体制を整備する。その際には、住民からの前兆現象等の通報や近隣の市町村等の災害発生情報も収集、活用できる体制とすることが望ましい。このため、前兆現象やそれに類する異変等について、平常時から住民の理解を深めておくことも重要である。
- ウ 市は、情報の収集に係る市職員の人員体制を整備する。特に、広大な面積を有する市はコミュニティセンター、小・中学校等に通信機器、職員を配備し、情報共有体制を構築する。

- エ 県は、広域での土砂災害発生情報を収集し、関係市町村へ情報提供するなど市町村の情報収集体制を支援する。

5 情報の伝達

(1) 情報の伝達内容

- ア 市は、気象・雨量情報、土砂災害警戒情報とその補足情報等の防災情報や、管内および近隣の土砂災害発生情報等の災害に関する情報、避難指示等や避難場所の開設状況等の避難に関する情報を住民等に伝達する。要配慮者や要配慮者利用施設等への伝達は通常より避難時間を要することを考慮し時間的余裕をもって行う。
- イ 市民等に情報を伝達する際には、分かりやすく平易な表現を用いるとともに、その情報が意味することが分かるように伝える。
- ウ 国及び県は、必要に応じ、市町村とのホットライン等を通じて雨量、水位、土砂移動状況等のリアルタイム情報とその解説について伝達する。
- エ 市は、土砂災害に関する情報の種類とその伝達経路、伝達方法、情報の活用方法について市民にあらかじめ周知しておく。特に土砂災害の警戒避難については、土砂災害警戒情報が発表されれば、土砂災害警戒区域等の住民は避難行動を取るべきであることを周知する。

(2) 情報の伝達手段の整備

- ア 市は、土砂災害に関する情報のより確実な伝達のため、市町村防災行政無線（同報系）、緊急速報メールを中心にその他 PUSH 型伝達手段を複数組み合わせるとともに、PULL 型手段を活用し PUSH 型手段を補完することで情報の伝達手段の多重化及び停電対策をとる。
- イ 市は、あらかじめ市町村内の各地域の特徴に即した情報の伝達手段等を決めるとともに、誰が誰に何の情報を伝達するかを決めておき、いざというときにより確実・迅速に対応できる体制を構築する。その際には着信確認を行うことで重要な情報の伝達漏れを防ぐ。
- ウ 市は、消防団や地域住民と連携した情報共有体制を構築する。

6 避難指示等の発令・解除

(1) 避難指示等の発令

- ア 市は、土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難指示等を発令することを基本とする。避難指示等の発令は夜間であっても、躊躇することなく行うことを基本とするが、できる限り、夕方の時点における夜間の降雨予測情報等を活用し、早めの高齢者等避難や避難指示を発令する。
- イ 市は、台風や集中豪雨等により、土砂災害発生の危険性が高まった場合、土砂災害警戒情報及び土砂災害のメッシュごとの切迫性や危険度の推移が分かる補足情報、前兆現象等をもとに、土砂災害発生の危険性が高まったエリアを特定し、当該エリアに係る避難指示等の発令単位に対して、的確に高齢者等避難、避難指示を発令する。
- ウ 避難指示等の発令時には、あらかじめ想定していた避難場所への避難が基本となる。しかし、時間的余裕がない場合は近隣の安全な場所にある親戚・知人の家や地域の集会所、マンション等の堅牢な建物（鉄筋コンクリート造等）の高層階への避難、さらに屋外に移動することが危険な状況下にあるなど、やむを得ない場合には屋内安全確保をとることが重要となる。これらのとるべき避難行動についてあらかじめ市民に周知する。
- エ 市は、土砂災害が発生するおそれのある箇所に在宅の要配慮者がいる場合、その避難行動の困難性を考慮し、特に避難が夜間になりそうな場合において、日没前に避難を完了できるよう高齢者等避難等を発令する。また、要配慮者利用施設等に対しては施設管理者に同様の情報を伝達する。
- オ 避難指示等を的確に発令できるよう、必要に応じ、国、都道府県、土砂災害に関する専門知識を有する専門家等の助言を活用する。

(2) 避難指示等の発令基準の設定

- ア 市は、あらかじめ土砂災害警戒情報を避難指示等の発令基準として設定することを基本とする。
また、地域の実情にあった防災情報や土砂災害警戒情報を補足する情報（土砂災害警戒判定メッシュ情報等）といったきめ細かな情報を活用して適切に避難指示等を発令する。
- イ 避難指示等の発令基準は、防災計画に掲載するとともに、市民に周知する。

＜土砂災害の避難情報発令基準＞

警戒レベル	避難情報	発 令 基 準
レベル1	気象情報悪化のおそれ	・気象庁が早期注意情報（警報級の可能性）を発表したとき
レベル2	気象状況悪化	（警戒レベル相当情報） ・土砂災害に関するメッシュ情報が黄色（注意）
レベル3	高齢者等避難	・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報が赤色（警戒）でさらに降雨が継続する場合
レベル4	避難指示	・県と山形地方気象台が共同で発表する「土砂災害警戒情報」が発表された場合。または、土砂災害に関するメッシュ情報が薄紫色（非常に危険）で更に降雨が継続する場合。あるいは、土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合。 ・その他、市民の生命又は身体を災害から保護するため、市長が必要と認めたとき。
レベル5	緊急安全確保	・土砂災害が発生した場合（市職員等が確認した場合） ・大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合 ・その他、市民の生命又は身体を災害から保護するため、市長が必要と認めたとき。

(3) 避難指示等の発令単位の設定

- ア 避難指示等の発令単位は、迅速・的確に避難指示等を発令できるようあらかじめ設定する必要がある。
- イ 避難指示等の発令は、避難を行う住民側の負担の軽減や避難を促す実効性の観点から、できる限りその対象区域を絞り込んで行うことを検討する。（例：〇〇地区の土砂災害警戒区域の市民に対し避難指示を発令）
- ウ また、土砂災害警戒区域を基本としつつ、隣接する土砂災害警戒区域の重複等も考慮し市民への効率的な情報伝達の観点から、町内会、自治会、自主防災組織等の単位も勘案するなど、地域の実情に合わせ設定する。
- エ 実際の豪雨時には、国及び都道府県から提供されるメッシュ情報等を踏まえつつ、危険度が高まっている区域に対し迅速・的確に避難指示等を発令する。

(4) 避難指示等の伝達

- ア 市は、避難指示等の市民への伝達には、電話、広報車、自主防災組織等による声かけなど、直接的な方法をとることが望ましい。
- イ より確実に避難指示等を伝達するため、市防災行政無線（同報系）、TV放送（ケーブルテレビを含む）、CATV、ラジオ放送（コミュニティFMを含む）ラジオ、テレビ、緊急速報メール、SNS（Facebook、LINE、Twitter）、Lアラート、広報車、電話、FAX、消防団・警察・自主防災組織による広報、近隣住民同士の直接的な声かけ等も活用し多重的な伝達体制を整備する。

＜緊急速報文例及び市民等に求める行動＞

避難情報	緊急速報文例	市民のとりべき行動
【レベル3】 高齢者等避難	《レベル3 高齢者等避難》【第1報】 「危険な場所から高齢者等は避難」 土砂災害の危険性が高まっているため、〇〇時〇〇分に〇〇地区に対して、「警戒レベル3 高齢者等避難」を発令しました。 崖の近くなど危険な場所に住んでいるお年寄りの方、体の不自由な方、小さな子供がいらっしゃる方など、避難に時間がかかる方と、その避難を支援する方は直ちに避難所や安全な親戚・知人宅等に避難してください。その他の方も避難の準備を始めてください。 避難所は、〇〇コミュニティセンター、〇〇小学校体育館です。 (米沢市)	・気象情報に注意を払い、立ち退き避難の必要について検討する。 ・立ち退き避難が必要と判断する場合は、その準備をする。 ・危険な場所から高齢者や避難に時間がかかる人、支援が必要な人は避難する。 ・それ以外の人も避難の準備をしたり、自主的に避難する。
【レベル4】 避難指示	《レベル4 避難指示》【第1報】 「危険な場所から全員避難」 土砂災害警戒情報が発表されたため、〇〇時〇〇分に〇〇地区に対して、「警戒レベル4 避難指示」を発令しました。 土砂災害が発生するおそれがあるため、崖の近くなど危険な場所に住んでいる方は、避難所や安全な親戚・知人宅等に直ちに避難してください。避難所は、〇〇コミュニティセンター、〇〇小学校体育館です。 (米沢市)	・危険な場所から全員避難する。 ・速やかに避難行動を開始する。
【レベル5】 緊急安全確保	《レベル5 緊急安全確保》【第1報】 「命の危険 直ちに安全確保！」 〇〇地区で土砂災害の発生（または、前兆現象）が確認されました。 さらなる土砂災害の危険性が極めて高まっているため、〇〇時〇〇分に〇〇地区に土砂災害に関する「警戒レベル5 緊急安全確保」を発令しました。 〇〇地域内の崖の近くなど危険な場所に住んでいる方は、命を守る行動をしてください。未だ避難していない方は、無理に避難所に行こうとせず、最寄りの頑強な建物や、建物の谷側の高いところに避難してください。 (米沢市)	・災害発生しているまたは災害発生が切迫している状況、今いる場所で命を守る最善の行動をとる。

(5) 避難指示等の解除

- ア 市は、大雨警報や土砂災害警戒情報の解除を目安として、気象状況及び現地状況を十分確認したうえで避難指示等を解除する。
- イ 現地状況については、市及び県が、消防団や自主防災組織等の協力のもと、巡視・点検を行い、土砂災害警戒区域等において土砂災害の前兆現象等がないことを確認するとともに、市民が避難場

所から帰宅するための避難経路についても安全性を確認する。

- ウ 土砂災害が発生した箇所については、現地で点検等を行い、二次災害のおそれなくなり、安全であることを確認する。
- エ 市は、避難指示等を的確に解除できるよう、必要に応じて、国、県の助言を求めたり、大規模な土砂災害の発生した後等には、専門家等の助言を活用する。

6 安全な避難場所・避難経路の確保

(1) 安全な避難場所・避難経路の確保

- ア 市は、安全な避難場所・避難経路を確保し住民へ周知する。
- イ 市、消防、警察、自主防災組織、住民等による避難場所・避難経路の合同点検を定期的に実施し、土砂災害に対する避難場所の安全性を確認する。
- ウ 立地条件等から土砂災害に対する安全性の確認が難しいと判断される場所を避難場所として指定する場合については、土砂災害に関して知見を有する砂防行政関係者等とともに現地確認を行う等の対応が必要である。
- エ 安全な避難場所の確保が難しい場合には、民間施設、最寄りのマンションやビル等を一時的な避難場所として協定等を結ぶほか、他の公共施設等の活用等を検討する。

(2) 避難場所の開設・運営

- ア 避難場所が確実に開設されるよう、あらかじめ手順等を決めておく。ただし、避難指示等は発令基準に従い、避難場所の開設の有無に関わらず躊躇なく発令する。
- イ 避難場所は一時的に住民が危険な箇所から避難することで身の安全を守るための場所であり、日頃からその安全性について確認する。
- ウ 市は、避難場所の開設・運営について、市民や自主防災組織等と連携した体制を確保する。
- エ 市は、在宅の要配慮者の早期避難に備えて、安全性が確認されている身近な公民館などの避難場所確保と早期開設・運営に係る体制づくりを行う。
- オ 市は、避難場所の開設状況について、市民に速やかに伝達する。

(3) 避難場所・避難経路を保全する土砂災害対策施設整備

- ア 県は、土砂災害に対して安全な避難場所・避難経路が確保できない地域に対して、避難場所・避難経路を保全する土砂災害対策施設を整備する。

7 要配慮者への支援

(1) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設等への避難支援

- ア 市は、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設等について、施設の名称及び所在地、土砂災害に関する情報、予報及び警報、避難指示等の情報の伝達方法を防災計画において定めるとともに、施設管理者はその情報を活用して施設利用者が安全な避難行動をとれるよう、あらかじめ避難確保計画を策定する。
- イ 避難確保計画の策定にあつては、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設等の管理者、施設の防災責任者等に対する説明会等を実施する。

＜土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設＞

防災 MAP No.	施設名称	所在地	電話番号	土砂災害 警戒区域種別		地区
				警戒	特別	
1	介護老人保健施設あづま	大字李山 8, 132-11	38-5535	○		南原
7	特別養護老人ホーム万世園	万世町梓山 5, 496-12	28-1455	○		万世
54	障がい者支援施設 松風園	万世町梓山 5494-1	28-7710	○		万世
55	障がい者支援施設 栄光園	万世町梓山 5493-1	28-9446	○		万世
79	戸塚山こども園	大字上新田 2, 008	37-2419	○		上郷

※特別養護老人ホーム万世園は、令和4年中に土砂災害警戒区域外に移転される予定。

(2) 在宅の要配慮者への避難支援

- ア 防災関係部局と福祉関係部局等が連携し、在宅の要配慮者に対する避難支援体制を確立する。また、自力での避難が困難な在宅の要配慮者が、避難時に支援を要する旨を自発的に前もって避難支援者や市町村に伝える意識を持つよう、土砂災害に対する意識の向上を図る。
- イ 市は、要配慮者に対する避難指示等について、消防団、自主防災組織、福祉関係者等を通じて、要配慮者や避難支援者に確実に伝達する。
- ウ 市長は、高齢者、障害者等の災害時の避難に特に配慮を要する者について名簿を作成し、本人からの同意を得て消防、民生委員等の関係者にあらかじめ情報提供する。
- エ 介護福祉士や民生委員・児童委員等を対象として、在宅の要配慮者の避難支援に関する説明会等を実施する。

(3) 要配慮者利用施設等を保全する土砂災害対策施設整備

県は、要配慮者利用施設等の土砂災害に対する安全性を確認した上で、土砂災害に対して危険な区域に立地する施設を保全する土砂災害対策施設を整備する。また、施設管理者が自ら対策施設を整備することによる施設の安全性確保も重要である。

8 二次災害防止

(1) 防災活動における留意事項

- ア 災害発生後の防災活動にあたっては、二次災害等のおそれがあることから、市及び県は、監視員の配置やセンサー等を設置し、安全確保を徹底する。
- イ また、国土交通省は県や市町村の要請にもとづき、緊急災害対策派遣隊（テックフォース）や国土技術政策総合研究所等の土砂災害に関する専門家を派遣する。
- ウ 現地状況の見廻り点検時等の防災活動時における被災も多いことから、土砂災害の特徴に留意することが必要である。

9 防災意識の向上

(1) 住民主体の防災体制づくり

- ア 土砂災害防止月間をはじめ、日頃から都道府県や関係機関と連携し、広報活動を進めるとともに、防災意識の向上を図る。
- イ 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定の際の説明会や防災訓練等の機会を通じ、市民との対話を積極的に行う。
- ウ 市民は、いざというときに的確に避難できるよう、日頃より、自治会や町内会等の活動において、土砂災害への対策を話し合うことなどを通じて、コミュニティとしてのつながりを深める。
- エ 市は、あらかじめ作成した警戒避難に関する行動の手順（タイムライン）や地区防災計画制度等を活用し、地域防災力を向上させる。

(2) 防災訓練・防災教育

- ア 土砂災害警戒区域ごとに防災訓練を毎年行うことが基本となる。市は、市民主体の防災訓練等を支援するなど、より多くの市民の参加を求めるとともに、訓練を通じて防災意識の向上や防災教育の推進を図る。
- イ 小中学生等を対象とした防災教育を推進する必要がある、国、県は市町村等の行う防災教育を積極的に支援する。
- ウ 防災担当者等は、自らの防災知識を高めるために、防災に係る研修、講習会等へ積極的に参加する。
- エ 防災意識の向上を図るため、市民の責務として、災害教訓を伝承する。

第3節 避難計画

市は、平常時から警戒避難に関する次のような事項について関係住民に対し周知徹底を図り、円滑な避難ができるよう指導する。

1 避難計画に関する事項

- (1) 警戒区域の位置
- (2) 対象の世帯数、人口
- (3) 避難指示等の発令時期
- (4) 避難指示等の伝達担当者及び伝達先
- (5) 伝達方法
- (6) 避難誘導責任者、避難経路、避難場所

2 避難路の設定及び周知

市は、設定した避難路をハザードマップに記載し、市民に周知するよう努める。
また、避難場所までの避難路を設定するに当たり、原則として次のような事項に留意する。

- (1) 他の土砂災害危険箇所等を通すること。
- (2) 洪水氾濫区域等の浸水が想定される区域を通すること。
- (3) 緊急避難の必要がある場合や避難路が絶たれる場合などのため、安全な知人宅に避難するなどの次善策も併せて検討する。
- (4) 市は、選定した避難路に誘導標識、誘導灯等を設けるよう努める。

3 避難場所の設定及び周知

市は、設定した避難場所を市民に周知するよう努めるものとする。

また、既存避難施設（小・中学校、コミュニティセンター等）が土砂災害に対する避難場所としての利用が可能かどうかについて、次のような事項の適否を調査し、可能と判断されれば現状の形態もしくは施設の改良を施して利用する。

- (1) 保全対象人家から近距離にあるか。
- (2) 土石流等の土砂災害を受ける恐れがない場所にあるか。
- (3) 洪水はん濫等の水害を受けるおそれがない場所にあるか。
- (4) 危険溪流等を横断しないで到達できるか。
- (5) 十分堅固な建物であるか。
- (6) 収容能力が十分にあるか。

緊急避難の必要がある場合や避難路が絶たれる場合などのため、安全な場所にある親戚・知人宅に避難するなどの次善策も併せて検討する。

4 避難誘導責任者

市が警戒避難体制において定める避難誘導責任者は、次のような事項に留意して避難誘導に当たる者（以下「誘導員」という。）を配置し、避難者を安全に避難させる。

- (1) 避難経路中に危険な箇所があるときは、明確な表示を行い避難に際しあらかじめ関係住民に伝達
- (2) 特に危険な箇所や避難路については、警察官、消防団員等の誘導員を配置し、避難中の不慮の事故の防止

- (3) 夜間においては、必要に応じ、懐中電灯携行の誘導員を配置
- (4) 必要に応じ、誘導ロープ等により避難路の安全の確保
- (5) 出発、到着の際には人員の点検を適宜行い、誘導中の事故防止
- (6) 避難場所が遠い場合等には、適宜車両にて避難者の移動
- (7) 移動中の安全については十分な配慮
- (8) 高齢者、障がい者、乳幼児などの要配慮者の安全の配慮

5 避難する場合の留意事項

市民は、市より避難指示等が出され、避難する場合には、次のような事項等に留意する。

- (1) 避難に際しては、必ず自宅の火気危険物等の始末を完全に行うこと。
- (2) 避難所には全ての物がそろっているわけではないため、避難者は、非常食、飲料水、防寒着、ラジオ、貴重品、モバイルバッテリーなどの一般的な生活必需品を携行すること。
- (3) 安全に避難を行うことを第一の目的とし、過重な携行品及び避難後調達できるものは除外すること。

6 避難した際の留意点

- (1) 避難誘導責任者は、市長等より避難指示等の解除が発表されるまで避難を避難場所に留めるよう努める。
- (2) 市は、避難開始とともに、避難地区への外部の者の立入りを防ぐ等、必要な措置を講じる。

7 避難が困難な場合の留意点

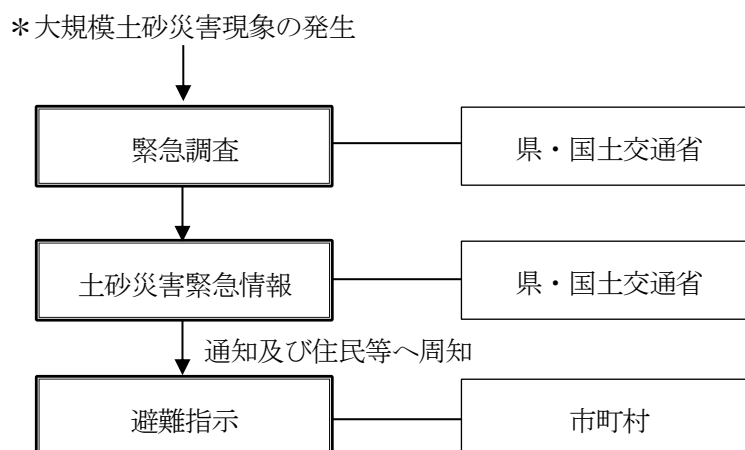
市民は、危険が差し迫った状況で、避難場所への避難が困難な場合には、次のような事項に注意する。

- (1) 周囲より比較的高い建物（鉄筋コンクリート等の堅固な構造物）の二階以上に避難する事を心掛ける。
- (2) 他の土砂災害危険箇所等へ避難することは避ける。
- (3) 溪流を渡り対岸に避難することは避ける。
- (4) 溪流に直角方向に、できるかぎり溪流から離れる。

第4節 大規模土砂災害対策計画

土砂災害防止法に基づく重大な土砂災害の急迫した危険がある場合において、土砂災害から市民等の生命及び身体を保護するために、市、県、国土交通省が実施する大規模土砂災害対策について定める。

1 大規模土砂災害対策フロー



2 緊急調査

県及び国土交通省は、大規模土砂災害現象の発生を覚知した場合は速やかに現地を確認し、下表に示す重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況があると認められるときは、緊急調査に着手するものとする。

緊急調査は、重大な土砂災害が想定される区域及び時期を明らかにするための調査を実施する。

また、国土交通省は、必要に応じて国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）や専門技術者等を派遣して、二次災害の危険性等について県及び市町村に助言を行う。

<重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況及び緊急調査実施機関>

重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況		緊急調査 実施機関
項 目	内 容	
河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流	河道閉塞の高さがおおむね 20m 以上ある場合 概ね 10 戸以上の人家に被害が想定される場合	国土交通省
河道閉塞による湛水	河道閉塞の高さがおおむね 20m 以上ある場合 概ね 10 戸以上の人家に被害が想定される場合	国土交通省
火山噴火に起因する土石流	河川勾配が 10 度以上である区域のおおむね 5 割以上に 1 cm 以上の降灰等が堆積した場合 概ね 10 戸以上の人家に被害が想定される場合	国土交通省
地すべり	地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合 概ね 10 戸以上の人家に被害が想定される場合	県

3 土砂災害緊急情報

県又は国土交通省は、法第 60 条第 1 項の規定による避難指示等の判断に資する情報として、緊急調査によって得られた情報（土砂災害緊急情報）を県にあっては市町村に、国土交通省にあっては県及び市町村に通知するとともに、報道機関及びそれぞれのホームページ等により一般に周知するものとする。

県及び国土交通省は、市町村が適切な避難判断を行うことができるよう、判断基準の設定について助言等を行う。

4 避難指示等

市は、県又は国土交通省からの土砂災害緊急情報を受け、法第 60 条第 1 項の規定による避難指示等を適切に実施し、住民等が速やかに避難できるようにするため、事前に避難判断基準の設定や避難所等を示したハザードマップの作成、市民等への伝達方法など、警戒避難体制の整備に努めるものとする。

第6章 火山災害対策計画

第1節 火山災害予防計画

火山災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合は、市、県及び防災関係機関が連携し、火山災害の拡大防止と被災者の救助救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。この章においては、市民、登山者、観光客等の生命、身体、及び財産を火山災害から保護するため、市、県及び防災関係機関等が必要な火山災害防止対策について定める。

1 予想される被害

(1) 本県の火山概況

本県には、鳥海山、蔵王山、吾妻山の3つの活火山がある。気象庁は、これらの火山について噴火の前兆を捉えて噴火警報等を的確に発表するために常時観測体制を整備し、火山活動を24時間体制で常時観測・監視している。本市に影響を及ぼす火山では、吾妻山について、仙台管区気象台地域火山監視・警報センター及び気象庁地震火山部火山監視・警報センターが常時観測・監視している。

(2) 想定対象火山

本計画における対象とする火山は、活火山である吾妻山とする。

ア 吾妻山の概要

吾妻山は、山形県と福島県の県境にある玄武岩～安山岩の多数の成層火山からなり、西大巔、西吾妻山、中吾妻山、東吾妻山、高山により構成される南列及び藤十郎、東大巔、昭元山、一切経山で構成される北列の2列に大別される。南列より北列が新しく、それぞれの列では西より東の方が新しく形成された。北列の多くの火山は山頂火口をもち、特に東部の一切経山付近には、五色沼・大穴・桶沼・吾妻小富士など多くの新しい火砕丘・火口がある。有史以降の噴火は北側火口列の一切経山の水蒸気噴火又はマグマ噴火で、その南～東斜面には噴気地帯が広く分布している。

2014(平成26)年12月～2016(平成28)年10月、2018(平成30)年9月～2019(平成31)年4月、2019(令和元)年5月～2019(令和元)年6月の期間で大穴火口周辺における火山活動が活発化し、噴火警戒レベル2(火口周辺規制)に引き上げられた。(出典：福島県地域防災計画より)

イ 吾妻山の火山活動

有史以降の噴火履歴は、西暦1331年、1711年、1893～1895年、1950年、1977年に噴火の記録が残されており、2008年以降は大穴火口及び同周辺からの噴気活動が継続中である。

2014(平成26)年12月～2016(平成28)年10月、2018(平成30)年9月～2019(平成31)年4月、2019(令和元)年5月～2019(令和元)年6月の期間で大穴火口周辺における火山活動が活発化し、噴火警戒レベル2(火口周辺規制)に引き上げられた。

また、2018年5月頃から、大穴火口付近の地殻変動が継続する状況に加え、火山性微動が発生したことに伴い、同年9月15日に噴火警戒レベルが2に引き上げられた。2019年4月22日に噴火警戒レベルが1に引き下げられたが、同年5月9日に大穴火口方向上りの明瞭な傾斜変動が観測されたこと等に伴い、再び噴火警戒レベルが2に引き上げられた。(同年6月17日に噴火警戒レベル1に引下げ)

(3) 火山活動に伴い予想される現象及び被害

1893年(明治26年)5月19日吾妻山の一切経山が噴火して、万世・山上両村に降灰したという記録(米沢市史編纂室「米沢市史」)や、1894年(明治27年)4月12日には南置賜郡や米沢市一帯にひどく降灰したという記録(山形県総合学術調査会「吾妻連峰」)等があり、今後、噴火した場合にも、万世・山上・南原地区に降灰の被害が想定される。

吾妻山における火山現象として、火山ガス、噴石、降灰、降灰後の土石流、火砕流・火砕サージ及び融雪型火山泥流等の発生が想定されている。

表1 吾妻山で想定される火山現象

想定される主な現象	火山現象等の特徴
大きな噴石	爆発的な噴火によって火口から吹き飛ばされる直径約 20～30cm 以上の大きな岩石等は、風の影響を受けずに火口から弾道を描いて飛散して短時間で落下し、建物の屋根を打ち破るほどの破壊力を持っている。被害は火口周辺の概ね 2～4km 以内に限られるが、過去、大きな噴石の飛散で登山者等が死傷したり建造物が破壊されたりする災害が発生しており、噴火警報等を活用した事前の入山規制や避難が必要。
小さな噴石 火山灰（降灰）	噴火により噴出した小さな固形物のうち直径数 cm 程度のものを小さな噴石（火山れき）、直径 2mm 未満のものを火山灰といい、粒径が小さいほど火口から遠くまで風に流されて降下する。 小さな噴石は、火口から 10km 以上遠方まで風に流されて降下する場合もあるが、噴出してから地面に降下するまでに数分～十数分かかることから、火山の風下側で爆発的な噴火に気付いたら屋内等に退避することで小さな噴石から身を守ることができる。 火山灰は、時には数十 km から数百 km 以上運ばれて広域に降下・堆積し、農作物の被害、交通麻痺、家屋倒壊、航空機のエンジントラブルなど広く社会生活に深刻な影響を及ぼす。
溶岩流	マグマが火口から噴出して高温の流体のまま地表を流れ下る。通過域の建物、道路、農耕地、森林、集落を焼失、埋没させて完全に不毛の地と化す。地形や溶岩の温度・組成にもよるが、流下速度は比較的遅く基本的に人の足による避難が可能。
火砕流	火砕流は岩片、火山灰、火山ガス及び空気が混ざった熱い流れで、高速で流れ下り、場合によってはその速度が100km/hを超えることもあり、発生を確認してから避難を開始しても間に合わない可能性が高い。数百℃と高温なため、巻き込まれた場合には、火砕流から身を守ることは不可能である。
火砕サージ	火砕サージは火砕流の一種であるが、岩片や火山灰の濃度が薄いものであり、高速で流れ下るという点では変わらない。水蒸気噴火で発生する火砕サージはマグマ噴火で発生する火砕流と比べて温度が低い、100℃近くになることもありうる。
融雪型火山泥流	積雪期の噴火の場合、雪が大量に溶けて土砂や流木を巻き込んで流れ下る現象。家や橋を破壊する力が大きく、広範囲に渡る大規模な災害を引き起こしやすい。火口周辺に積雪がある時期は、小規模な噴火でも融雪型火山泥流が発生し、下流の居住地域に流下する可能性があるため警戒が必要である。
降灰後の土石流	火山噴火により噴出された岩石や火山灰が堆積しているところに大雨が降ると土石流や泥流が発生しやすくなる。堆積しているところでは、数ミリ程度の少量の雨でも土石流は発生することがあり、これらの土石流や泥流は、高速で斜面を流れ下り、下流に大きな被害をもたらす。
火口噴出型泥流	噴火とほぼ同時に火口から泥水等が噴き出し、主に谷筋を流れ下る現象である。高温の場合には、「熱泥流」とも呼ばれる。
火山ガス	火山地域ではマグマに溶けている水蒸気や二酸化炭素、二酸化硫黄、硫化水素などの様々な成分が、気体となって放出される。ガスの成分によっては人体に悪影響を及ぼし、過去に死亡事故も発生している。（二酸化硫黄や硫化水素は、嗅覚を麻痺させる作用があるため、高濃度では臭気を感じられなくなることもある。）
空振 （その他の現象）	爆発的な噴火では、衝撃波が発生して空気中を伝わり、窓ガラスが割れたりすることがある。

2 防災体制の構築及び関係機関との連携

市は、県、山形地方気象台等の県内における関係機関のほか、市と隣接する福島県及び福島市並びに国土交通省との連携を図り、吾妻山の動向や噴火の危険性等に関する情報の交換とともに、登山者や観光客等の来訪者を噴火災害から守る体制づくりを推進する。

(1) 火山地域市町村

表のとおり4市町村が活火山に近接している。これらの市町村にあつては、国、県及び防災関係機関と平常時から情報を共有し、連携を取りながら火山防災対策を実施することとする。

表2 吾妻山の火山地域市町村

火山名	市 町 村
吾 妻 山	米沢市、福島市、猪苗代町、北塩原村

(2) 火山災害警戒地域

活動火山対策特別措置法（以下「活火山法」）に基づき、内閣総理大臣は火山の爆発による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域として火山災害警戒地域（以下「警戒地域」という。）を指定している。本市は表のとおり警戒地域に指定されている。

表3 吾妻山の火山災害警戒地域

火山名	県	市 町 村
吾 妻 山	山形県	米沢市
	福島県	福島市、猪苗代町

※警戒地域に指定された県・市町村は、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し、必要な協議を行うための火山防災協議会を火山ごとに共同で設置する。

(3) 噴火警戒レベルと防災対応の概要

福島県、山形県及び関係市町村の噴火警戒レベルに応じた防災対応の概要は、表4及び表5のとおりである。

なお、火山現象の影響を受ける危険性を勘案し、早期避難が必要な地域として選定する「特定地域」については、他の地域よりも早い（噴火警戒レベルが低い）段階で避難に係る防災対応を行うものとする。（「特定地域」の選定については、表6のとおり。

表4 吾妻山の噴火警戒レベル判定基準（出典：気象庁HP）

令和元年9月25日現在

噴火警戒レベル	当該レベルへの引上げの基準	当該レベルからの引下げの基準
2	【火口周辺（火口から概ね1.5km以内）に影響を及ぼす噴火が発生】 ○次の現象が観測された場合 ・大きな噴石が火口から概ね1.5km以内に飛散する噴火 【火口周辺（火口から概ね1.5km以内）に影響を及ぼす噴火の可能性】 ○次の現象が複数項目観測された場合（現象が顕著な場合は、単独の現象でも引き上げることがある） ・火山性地震が増加（100回以上／24時間）、または火口付近浅部を震源とする規模の大きい火山性地震が複数回発生 ・低周波地震が増加（前30日の総数40回以上）	左記のいずれの現象もみられなくなった、あるいは、地震活動が活発化前の状態に戻る傾向が明瞭になり、地殻変動、噴気活動、熱活動に活発化の傾向がみられない場合 なお、活発化前の状態に戻る傾向が明瞭であると判断してレベル1に下げた後に、再び火山活動が高まる傾向に転じたと判断した場合は、左記の基準に達していなくてもレベル2に戻す

噴火警戒 レベル	当該レベルへの引上げの基準	当該レベルからの引下げの基準
	・火山性微動（微小なものを除く）の発生 ・山体膨張を示す明瞭な地殻変動 ・活発な噴気活動（高さ 300m以上を連日観測）、地熱域の拡大、顕著な地温の上昇など熱活動の活発化	
3	【居住地域の近く（火口から概ね 1.5km を超え 4 km 以内）まで重大な影響を及ぼす噴火が発生】 ○次の現象が観測された場合 ・大きな噴石が火口から 1.5km を超え 4 km 以内に飛散する噴火 【居住地域の近く（火口から概ね 1.5km を超え 4 km 以内）まで重大な影響を及ぼす噴火の可能性】 ○レベル2の基準の現象が発生している中で、さらに次の現象のいずれかが観測された場合 ・火山性地震や火山性微動の更なる急増および規模（振幅）の増大 ・山体膨張を示す顕著な地殻変動（レベル2よりも規模大） ・火映現象など熱活動の更なる活発化 ・噴火後の噴出物の調査で、マグマ噴火の可能性を示唆する新鮮なマグマの関与を示す調査結果が得られた ・噴火活動（レベル2相当）の活発化 ・火砕流・火砕サージを観測	左記に該当する現象が観測されなくなり、火山活動の低下が認められた場合
4	【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性】 ○次の現象が観測された場合 ・噴火活動の活発化がみられるなかで、規模の大きな地震の増加や地殻変動など、マグマ上昇を示す現象 ・火砕流・火砕サージが火口から概ね 2 km を超える噴火	左記に該当する現象が観測されなくなり、火山活動の低下が認められた場合
5	【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫】 ○次の現象が観測された場合 ・火砕流・火砕サージが火口から概ね 4 km を超える噴火 ・融雪型火山泥流（積雪期）が居住地域に到達あるいは切迫	左記に該当する現象が観測されなくなり、火山活動の低下が認められた場合

- ・ここでいう「大きな噴石」とは、風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する噴石のこと。
- ・これまで観測されたことのないような観測データの変化があった場合や新たな観測データや知見が得られた場合はそれらを加味して評価した上でレベルを判断することもある。
- ・火山の状況によっては、異常が観測されずに噴火する場合もあり、レベルの発表が必ずしも段階を追って引き上がるとは限らない（引き下げるときも同様）。
- ・レベル5からレベルを下げる場合には、原則としてレベル4ではなくレベル3に下げるものとする。
- ・レベルの引上げ基準に達していないが、今後、レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。また、現状、レベルを引き上げる可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合、「火山の状況に関する解説情報」を発表する。
- ・以上の判定基準は、現時点での知見や監視体制を踏まえたものであり、今後随時見直しをしていくこととする。

表5 福島県・山形県の対応

噴火警戒レベル	福島県・山形県
1	必要に応じて想定火口への立入規制
2	火口周辺規制
3	入山規制
4	避難状況の把握
5	避難状況の把握、広域避難対策

表6 関係市町村の防災対応の概要

噴火警戒レベル	対応等
1	必要に応じて想定火口への立入規制
2	1 防災体制（災害警戒本部第1配備）の確立 2 浄土平観光施設への情報提供及び避難誘導（福島市） 3 気象台からの火山活動状況収集 4 吾妻山火山防災協議会参加での対応協議 5 市町観光協会及び観光施設への周知 6 地域住民及び登山者・観光客等への周知メール配信、市町ホームページ等 7 規制看板等設置
3	1 防災体制（災害警戒本部第2配備）の確立 2 気象台からの火山活動状況収集 3 吾妻山火山防災協議会参加での対応協議 4 市町観光協会、観光施設、地域住民、登山者・観光客等への周知 5 避難所開設運営
4	1 防災体制（災害対策本部）の確立 2 気象台からの火山活動状況収集 3 吾妻山火山防災協議会参加での対応協議 4 「高齢者等避難」発令、避難広報 5 避難所開設運営 6 市町観光協会、観光施設、地域住民、登山者・観光客等への周知 7 県知事への自衛隊派遣要請 8 各道路交通規制調整（特に避難経路）
5	1 防災体制（災害対策本部）の確立 2 気象台からの火山活動状況収集 3 吾妻山火山防災協議会参加での対応協議 4 「避難指示」発令、避難広報 5 避難所開設運営 6 市町観光協会、観光施設、地域住民、登山者・観光客等への周知 7 医療機関調整 8 広域避難対策調整

表7 特定地域

対象地域	噴火警戒レベル	避難対応	影響を受ける火山現象	早期避難を要する理由等
姥湯温泉周辺	3	高齢者等避難	火砕流 火災サージ	大規模噴火時における火砕流・火砕サージの到達範囲内に位置するため。 また、冬季は積雪のため車両による避難が不可能となり、避難に時間を要するため。
	4	避難指示		
滑川温泉周辺	3	高齢者等避難		
	4	避難指示		
五色温泉周辺	3	高齢者等避難		
	4	避難指示		

(4) 居住地域に被害が及ぶ場合の道路規制

大規模な噴火に伴う大きな噴石及び火砕流・火砕サージに対する道路規制は、立入規制区間に準ずるものとする。影響が予想される路線は表7及び表8のとおり。

また、融雪型火山泥流等その他の火山現象に対する道路規制は、実際の火山現象の状況を踏まえ、警察及び道路管理者が関係機関と連絡調整の上、迅速に対応する。

なお、当該道路規制は、噴火警戒レベルが5に引き上げられた時点での対応を原則とし、協議会における協議等により、噴火警戒レベル4の時点で道路通行の危険が高いと判断された場合、その時点で道路規制を実施するものとする。

表8 火口周辺地域における登山道・道路の規制等箇所

噴火警戒レベル	規制箇所 (立入規制看板設置箇所)	規制等周知・案内看板設置箇所
2	(該当なし)	滑川温泉、不忘閣跡、板谷地区、 白布温泉、天元台ロープウェイ湯元駅
3	姥湯温泉、滑川温泉、五色温泉、吾妻 山麓放牧場、人形岩、不忘閣跡	板谷地区、白布温泉、天元台ロープウ ェイ湯元駅

表9 大規模噴火に伴う大きな噴石及び火砕流・火砕サージの影響が予想される路線

道路管理者	路 線 名
山形県	県道154号線(桧原板谷線) 県道232号線(板谷米沢停車場線)

(5) 国との合同会議等

噴火警戒レベル4以上に相当する噴火警報が発表された場合、噴火等に関する各種情報その他火山活動に関する情報を交換し、それぞれが実施する応急対策について相互に協力するため、国は、必要に応じて、国、関係地方自治体、火山専門家等の関係者で構成される火山災害警戒合同会議又は火山災害対策合同会議を開催する。

協議会の構成機関は、国との合同会議等が開催された場合、それに参加し、国と火山の活動状況や被害情報等について、情報を共有し、防災対応について協議する。

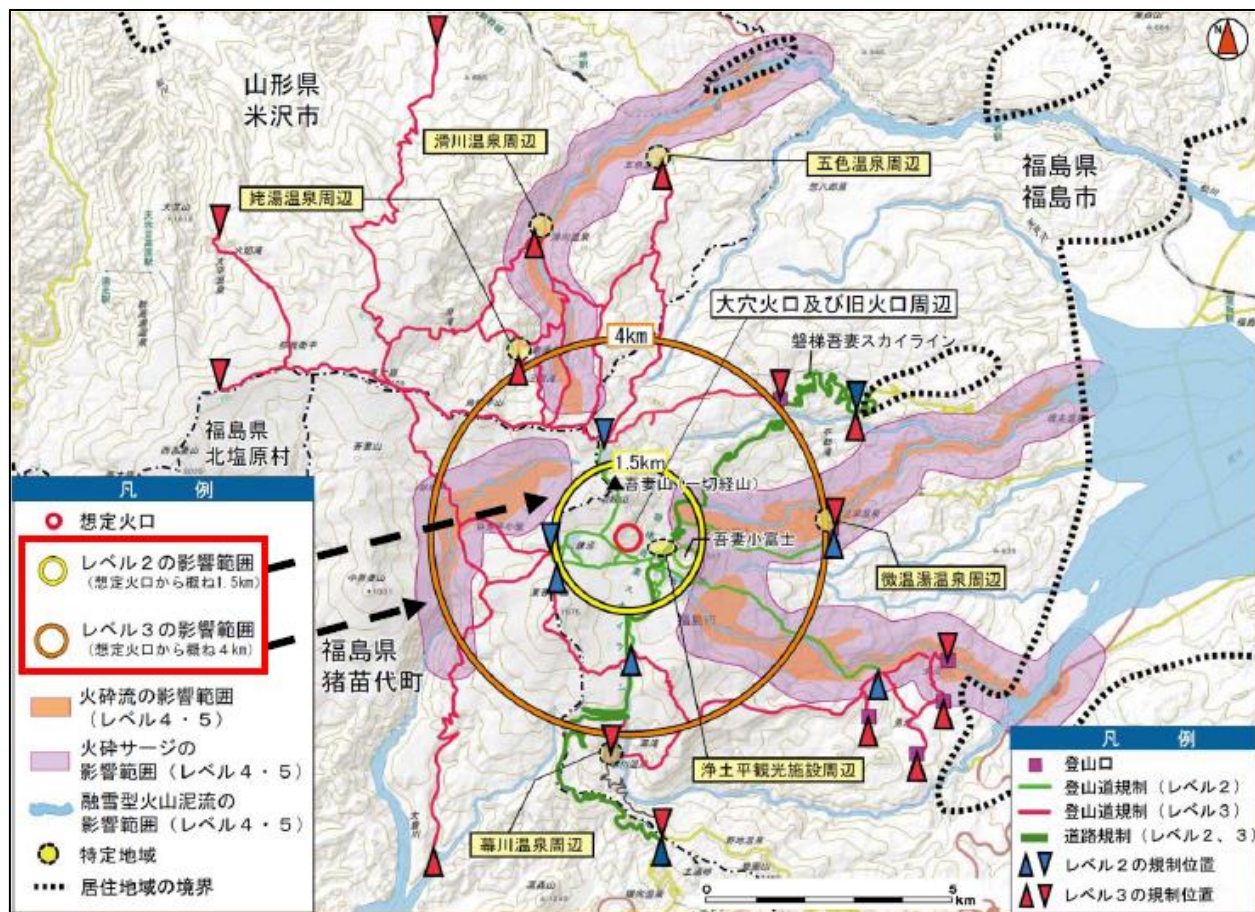
【開催場所(候補地)】

福島県危機管理センター(福島県福島市杉妻町2-16 県庁北庁舎2階)

3 火口周辺規制及び入山規制の範囲

本計画では吾妻山噴火警戒レベルに準じて、火口周辺規制は想定火口(大穴火口及び旧火口周辺)から1.5km、入山規制は想定火口から4kmとする。

図1 火口周辺規制及び入山規制の範囲



(1) 居住地域における避難対象地域

「吾妻山火山ハザードマップ」、「噴火警戒レベル」及び「吾妻山火山噴火緊急減災対策砂防計画」の火山災害想定に基づき、本計画で想定する居住地域における避難対象地域は以下のとおりとする。

表10 居住地域における避難対象地域（火砕流・火砕サージ）

市町村	避難対象地域（火砕流・火砕サージ）
米沢市	山上地区（板谷）

表11 居住地域における避難対象地域（融雪型火山泥流）

市町村	避難対象地域（融雪型火山泥流）
米沢市	山上地区（板谷）

4 危険区域の想定と周知

(1) 火山災害予想区域の想定

県は、過去の火山災害の記録や地形・気候等の自然的条件から、火山災害危険区域の把握に努める。計画対象火山については、いずれも、噴火前後の土砂移動に着目し、融雪型火山泥流及び降灰後の土石流による火山災害予想区域が検討されている。

なお、吾妻山については、山形県側で降灰後の土砂流出が若干増加する程度と考えられる。

(2) 市民への周知

市は、吾妻山の動向や噴火の危険性等に関する情報の交換とともに、登山者や観光客等の来訪者を噴火災害から守るため、市ホームページ、SNS（Facebook、LINE、Twitter）等に情報を掲載し市民に

周知を図る。

5 火山噴火に対応した土砂災害対策

(1) 砂防事業の推進

県は、発生が予想される融雪型火山泥流及び降灰後の土石流による土砂災害に備え、砂防堰堤等の整備促進に努める。

(2) 火山噴火緊急減災砂防計画の策定等

県及び国土交通省は、火山噴火時に発生が想定される火山泥流、土石流等の土砂災害による被害を軽減するため、ハード・ソフト対策からなる火山噴火時の緊急対応を定めた火山噴火緊急減災砂防計画を市や関係機関等と連携のうえ策定し、この計画に基づく緊急対応の実施に努める。

(3) 緊急調査及び土砂災害緊急情報の提供等

国土交通省は、火山噴火に起因する土石流発生時における土砂災害防止法に基づく緊急調査及び土砂災害緊急情報の通知並びに一般への周知が迅速かつ的確になされるよう、県、市及び関係機関等との連携を強化するなどして実施体制の整備を図る。

(4) 二次被害の防災活動

県は、火山噴火による泥流等の土砂災害をできる限り軽減するため、火山防災協議会と連携しながら、仮設堤防等の緊急工事、必要な資機材の調達等を行う。

国は、県に対して必要な支援を行う。

6 観測体制の整備

(1) 観測の対象

火山の噴火は、噴火の前兆となる現象を高性能の観測機器を用いて継続的に観測することにより、ある程度予測することが可能である。観測等の対象となる主な前兆現象は次のとおり。

- ア 火山性地震（微動）の多発
- イ 鳴動、音響
- ウ 火山周辺の地殻変動
- エ 噴気、地熱、温泉等の温度や噴出（湧出）量の変化
- オ 火口の火山ガス、昇華物（硫黄等）の変化

(2) 観測体制の整備状況

吾妻山については、気象庁及び大学等により、常時又は臨時の観測体制が敷かれ、観測が続けられている。

表12 火山の常時観測体制

火山名	観測機関名	観測機器
吾妻山	仙台管区気象台	地震計、空振計、衛星測位システム（GNSS）、傾斜計、監視カメラ、火山ガス観測装置、地磁気観測装置
	東北大学	地震計、傾斜計、温度計
	東北地方整備局	監視カメラ
	防災科学技術研究所	高感度地震計（微小地震観測）、広帯域地震計（長周期振動検出）
	国土地理院	衛星測位システム（GNSS）

(3) 観測体制の充実・強化等

国、大学等の火山監視観測・調査研究機関は、噴火や火山現象の発生機構等の調査や、マグマの蓄

積状況、水蒸気噴火の兆候、火山周辺における地殻変動等の観測に関する研究及び技術開発に努めるとともに、観測体制の充実を図る。また、大規模な降灰の発生、拡散を早期に予測する手法や降灰が経済社会活動に及ぼす影響についての調査研究及び技術開発にも努める。

県は、気象庁等関係機関に対し、観測体制の強化等を働きかけるとともに、これらの機関及び市と連携し、噴火の前兆現象の把握に努める。

7 噴火警報等の発表及び伝達

(1) 噴火警報・噴火予報等の内容と発表

仙台管区気象台は、必要に応じ噴火警報及び噴火予報を発表する。

ア 噴火警報

噴火警報は、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生や危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（この範囲に入っただけには生命に危険が及ぶ）を明示して発表するもの。

「警戒が必要な範囲」が火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」、「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」として発表する。

噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

イ 噴火予報

火山活動の状況が静穏である場合あるいは火山活動の状況が噴火警報に及ばない程度と予想される場合に発表するもの。

ウ 噴火警戒レベル

火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標である。噴火警戒レベルが運用されている県内の活火山（鳥海山、蔵王山、吾妻山）において、噴火警報又は噴火予報に付して発表する。

表 13 吾妻山の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別 警 報	噴火警報 (居住地域) 又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	●火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が居住地域に到達、あるいは切迫している。 <u>過去事例</u> ・有史以降の事例なし
			4 (高齢者等 避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される。 (可能性が高まっている。)	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者及び特定地域の避難、住民の避難の準備等が必要	●火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が居住地域に影響を及ぼす噴火の可能性。 <u>過去事例</u> ・有史以降の事例なし
警 報	噴火警報(火口周辺) 又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。登山禁止・入山規制など危険な地域への立入規制等。 状況に応じて特定地域の避難、要支援者の避難準備等が必要。	●火口から概ね 4km 以内に大きな噴石が飛散、火砕流・火砕サージが流下するような噴火の発生、またはその可能性。 火口から居住地域近くまで、融雪型火山泥流が到達、またはその可能性。 <u>過去事例</u> ・1893 年の噴火：噴石が火口から約 1.5km まで飛散
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。 特定地域の避難等が必要。	●火口から概ね 1.5km 以内に大きな噴石が飛散するような噴火の発生、またはその可能性。 <u>過去事例</u> ・2014～2016 年の活動：噴気、熱、地震活動の活発化 ・1977 年の噴火：火口周辺に降灰 ・1966 年の活動：身体に感じる地震を含む地震活動の活発化 ・1950 年の噴火：噴石が火口から約 1.2km まで飛散
予 報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる。 (この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)	状況に応じて火口周辺への立入規制、特定地域の避難準備等が必要。	●火山活動は静穏。 ●状況により火口周辺に影響する程度の火山灰や火山ガス等の噴出。

出典：気象庁「吾妻山の噴火警戒レベル」リーフレット

- ※ 特定地域とは、居住地域よりも吾妻山の想定火口に近い所に位置する集客施設が含まれる地域を指す。居住地域より早期に避難等の対応が必要になることがある。
- ※ 融雪型火山泥流は積雪期のみ想定される。
- ※ ここでいう火口とは、「大穴火口及び旧火口周辺」（大穴火口と燕沢火口列）をいう。
- ※ 吾妻小富士、五色沼など、想定火口以外で噴火が発生した場合は、直ちに新たな噴火警戒レベルを火山防災協議会で設定する。

(2) 噴火速報の発表

仙台管区気象台は、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取っていただくために噴火速報を発表する。

噴火速報は以下のような場合に発表する。

- ・ 噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- ・ 噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合※¹
- ・ このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

※1 噴火の規模が確認できない場合は発表する。なお、噴火の発生を確認するに当たっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

(3) 火山の状況に関する解説情報の発表と内容

仙台管区気象台は、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があると判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

(4) 降灰予報の内容と発表

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

ア 降灰予報

① 降灰予報（定時）

- ・ 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間毎）に発表する。
- ・ 18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供する。

② 降灰予報（速報）

- ・ 噴火が発生した火山※²に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表する。
- ・ 噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供する。

※2 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表する。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。

③ 降灰予報（詳細）

- ・ 噴火が発生した火山※³に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表する。
- ・ 噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供する。

※3 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量以上の降灰が予測された場合に発表する。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。

降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表する。（降灰量階級と降灰の厚さの表は修正なし

表14 降灰量階級と降灰の厚さ

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1mm 以上
やや多量	0.1mm 以上1mm 未満
少量	0.1mm 未満

(5) 火山ガス予報の内容と発表

火山ガス予報は、居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。

(6) その他の情報等の内容と発表

噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等を周知するための情報等で、仙台管区气象台が発表する。

ア 火山活動解説資料

地図や写真、図表等を用いて、火山の活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について開設するため、臨時及び定期的に発表する。

イ 月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめ、毎月上旬に発表する。

ウ 噴火に関する火山観測報

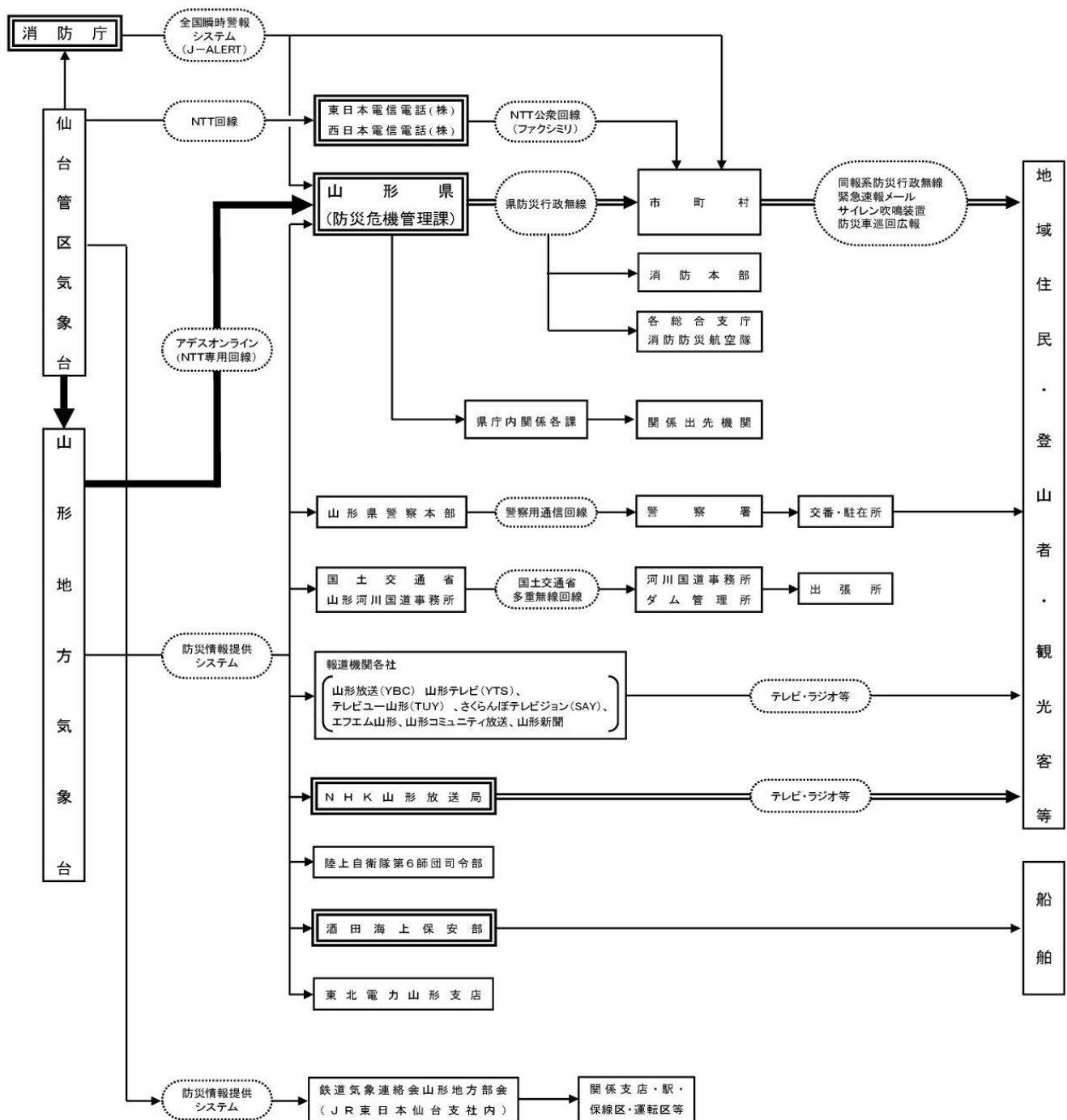
噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために発表する。

(7) 噴火警報等の伝達

市及び報道機関等は、伝達を受けた噴火警報等を市防災行政無線（同報系）、緊急速報メール、SNS等により、住民、登山者及び観光客等への伝達に努める。なお、市は、特別警報にあたる噴火警報（噴火警戒レベルでは4以上に相当）、噴火速報、火山の状況に関する解説情報（臨時）の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民、登山者及び観光客等に伝達する。

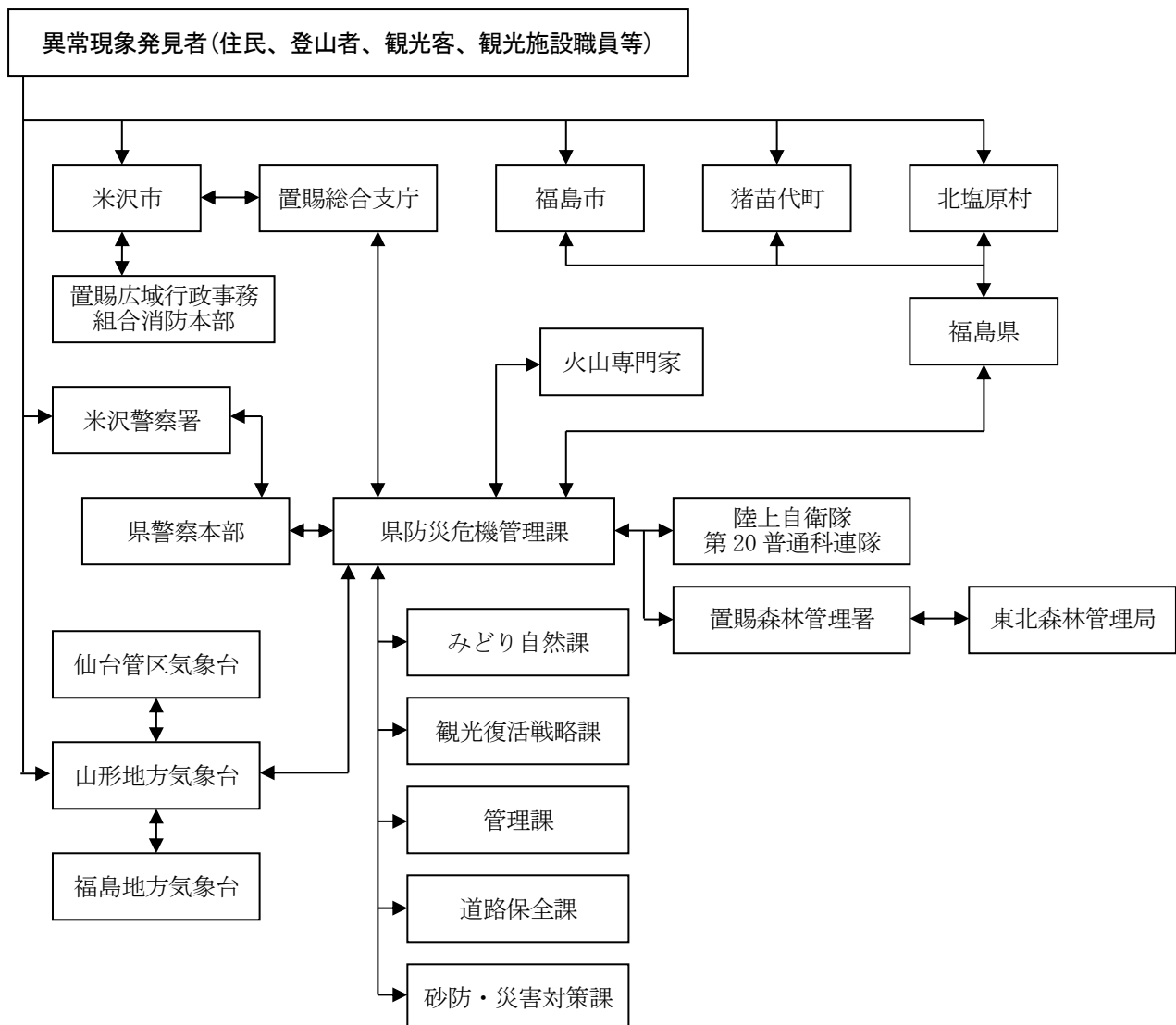
噴火警報・噴火予報（噴火警戒レベルを含む）、噴火速報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報・火山ガス予報等の伝達は、次の系統による。

噴火警報・予報等伝達経路図



注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。
 注) 二重線の経路は気象業務法第15条の2の規定に基づき火山現象特別警報の通知もしくは周知が義務づけられている伝達経路。
 注) 太線及び二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の樹生興に関する解説情報(臨時の発表であることを明記したものに限る。)及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務づけられている伝達経路。

吾妻山情報共有連絡系統図



※関係機関が双方向から情報伝達を行うことにより、関係機関内で情報共有し、災害対応等を行うものとする。
 ※県及び市町村は、関連する観光団体、観光施設等を情報共有を図るとともに、山岳会等の団体に対しても速やかに情報提供するものとする。
 ※災害時には、関係機関が連携して対応する。

8 火山防災協議会の設置等

(1) 火山防災協議会の設置

県、福島県及び関係市町村は、吾妻山において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備を行うため、活火山法第4条第1項の規定に基づき、吾妻山火山防災協議会を共同で設置する。

なお、協議会には、気象台、地方整備局、陸上自衛隊、警察、消防機関、火山専門家の他、観光関係団体等検討に必要な者を加える。

協議会は、主に次の事項について協議を行う。

- ア 火山観測、防災対策等に関する情報共有に関すること
- イ 噴火に伴う現象と及ぼす影響の推移を時系列で示した「噴火シナリオ」に関すること
- ウ 火山現象の影響範囲を地図上に示した「火山ハザードマップ」に関すること
- エ 噴火活動の段階に応じた入山規制や避難等の防災行動を定めた「噴火警戒レベル」に関すること
- オ 避難場所、避難経路、避難手段等を具体的に示した「避難計画」に関すること
- カ 住民、登山者及び観光客等に対する情報提供に関すること
- キ 県防災会議が活火山法第5条第2項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関すること
- ク 市町村防災会議が活火山法第6条第3項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関すること
- ケ 防災訓練に関すること
- コ 火山防災意識の啓発に関すること
- サ その他必要と認められること

(2) 県の体制

ア 吾妻山の異常を覚知したとき、又は吾妻山に係る噴火警報(火口 周辺)が発表されたときは、火山災害担当職員は登庁し、災害関連情報等の収集、伝達を行う。

イ 吾妻山に係る噴火警報(火口周辺又は居住地域)が発表されたときは、火山災害担当部局課は速やかに応急対策を実施する体制をとる。

(3) 隣接県との連携

県は、必要と認めるときは、活火山の隣接県である福島県と火山防災協議会を開催する等、火山災害対策の円滑な推進について連絡調整を図る。

表 15 協議会構成機関の役割

機 関 等	主 な 役 割
吾妻山火山防災協議会	・警戒区域、立入規制範囲の協議・検討 ・規制範囲の拡大、縮小に関する協議等 ・コアグループ会議開催 ・関係機関への現状説明等
火山専門家	・対応協議に関するアドバイス ・今後の火山活動の見解等
気象庁 (仙台管区気象台、福島地方気象台、山形地方気象台)	・噴火活動の監視、観測 ・関係機関に対する情報提供 ・噴火時の現地調査 ・噴火警報、噴火警戒レベル等の発表及び伝達
国土交通省	・国道の道路規制情報の提供 ・土砂法に基づく緊急調査(ヘリ調査等) ・災害対策機器・資材等の支援 ・融雪型火山泥流、土石流対策(直轄砂防流域)

機 関 等	主 な 役 割
林野庁	・入林者への規制情報の提供 ・林道への立ち入り規制の実施（標識等の設置） ・降灰量調査、森林（国有林）等への影響調査
環境省	・火山情報、防災情報の発信 ・浄土平ビジターセンターとの情報共有 ・登山道規制、看板設置
自衛隊	・災害派遣、避難者の救助搬送、行方不明者の搜索
福島県・山形県	・火山情報、被害状況の収集、発信 ・国との連絡調整 ・道路及び登山道規制（看板設置含む） ・融雪型火山泥流、土石流対策 ・林野火災の消火 ・農業、畜産業への支援 ・登山者・観光客等に対する情報提供 ・自衛隊災害派遣要請 ・風評被害対策 ・広域避難調整
福島県警察・山形県警察	・火山情報、被害状況の収集及び通報 ・吾妻山一帯登山者等への広報（へりによる。） ・道路規制、地域への避難広報 ・救助活動、避難誘導、行方不明者搜索
福島市・米沢市・猪苗代町・北塩原村	・火山情報、被害情報の収集、通報等 ※概要については、「表5 防災対応の概要」を参照
各市町消防本部	・火山情報、被害状況の収集及び通報 ・地域への避難広報 ・救助活動、避難誘導、行方不明者の搜索

9 警戒避難体制の整備

(1) 避難計画の策定等

市は、県と協力し、吾妻山火山防災協議会における検討を通じて、噴火シナリオや火山ハザードマップを用いて避難開始時期や避難対象地域をあらかじめ設定することにより噴火警戒レベル設定を共同で推進し、避難開始時期、避難対象地域、避難先、避難経路・手段を定める具体的で実践的な避難計画を策定する。さらに、当該避難計画に基づく避難訓練の実施及び日頃から避難計画の住民への周知徹底に努める。

避難計画の対象者には、危険区域内の住民はもとより、一時滞在者（登山者、観光客等）も含む。また、計画策定に際しては次の点に留意する。

- ア 危険区域内の人口、一時滞在者数及び避難の長期化を考慮した避難場所の設定
- イ 急峻な地形を考慮した迅速な避難行動
- ウ 避難行動要支援者への対処
- エ 被害が拡大しやすく、避難行動にも制約の多い積雪期における対処

(2) 避難体制の整備

ア 市は、住民、登山者及び観光客等への情報伝達及び要避難者の迅速な集合と集団避難のための体制の整備に努める。

イ 市は、住民、登山者及び観光客等を避難させる際の県、消防機関及び自衛隊等との協力体制について、あらかじめ協議して定めておく。

ウ 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、火山防災協議会の枠組みを活用するなどにより国や他の市町村との協力体制の構築に努めるとともに、他の市

町村との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

エ 市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

オ 県及び市は、登山者など火山に立ち入る者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、登山届の導入、携帯電話による災害情報に関するメール配信登録サービスの導入、火口周辺施設との連携等により、登山者等の情報の把握に努める。この際、火山防災協議会において、火山付近への来訪者の状況、火山へのアクセス等を勘案し、災害時の登山者の早期把握、安否確認等に資する登山届の必要性について検討し、登山届が必要と認められる場合には、ＩＴを用いた登山届の仕組み等も活用し、火山地域全体での一体的な運用を図るよう努める。

(3) 関係施設の整備

ア 情報伝達のための施設

市は、防災行政無線の整備等、住民等への情報伝達手段の整備に努める。また、県等と協力し、登山者及び観光客等への情報伝達をより確実にするため、防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、登録制メール、登山口等における掲示、山小屋の管理人等を介した情報伝達など、地域の状況を踏まえながら、情報伝達手段の多様化を図る。

イ 避難者受入れのための施設

市は、危険区域外に避難住民全員の受入れが可能な施設の確保に努める。

ウ 緊急退避のための施設

県及び市は、吾妻山火山防災協議会の場合を活用する等により、退避壕等の必要性について検討を行うとともに、必要に応じて退避壕等の整備を推進する。

(4) 火山防災マップの作成、配布

市は、県と協力して、火山災害予想区域図（火山ハザードマップ）に基づき、想定される火山災害の危険区域及び避難場所、避難経路等を記した火山防災マップを作成し、住民、登山者及び観光客等に周知する。

第2節 火山災害応急計画

吾妻山が火山噴火した場合、山形県側に居住地域が想定されていないため本市においては、避難の実施の必要はないものの、噴火警戒レベルに応じ入山規制等必要な対応を実施する。

1 避難の実施及び解除

(1) 避難の実施

市長は、火山噴火等により住民、登山者及び観光客の生命、身体等に危険が及ぶおそれがある場合には、噴火警報等（噴火警戒レベルを含む）に基づき、住民、登山者及び観光客等に対して避難指示等を発令し、避難計画に従って住民、登山者及び観光客等の事前避難を実施する。県は、当該市長から要請があった場合は、必要に応じ自衛隊又は近隣市町村等の協力も得て、住民、登山者及び観光客等の避難に協力する。

噴火に伴う火砕流等は発生から短時間で居住地域に到達するおそれがあり、噴火発生前から住民等へ避難指示等を発令しなければならない場合があり得ることに十分留意して災害応急対策を講じる。

市は、大規模な火砕流等の発生後に広範囲の住民等を混乱なく一斉に避難させることは困難であることに十分留意し、火山現象の高まりに応じて適切に避難対象地域を拡大しながら段階的な避難指示等を発令するよう努める。

国は、必要に応じて、火山防災エキスパートを現地に派遣し、地方公共団体の活動を支援する。

(2) 警戒区域等の設定

市長は、住民、登山者及び観光客等の安全を確保するため、噴火警報等（噴火警戒レベルを含む）に基づき、警戒区域を設定して立入りを制限又は禁止する。また、噴火が予想されるときは、火山防災協議会の関係機関と協議のうえ、必要に応じ当該火山及び近隣の山への入山（登山）禁止措置をとる。

(3) 市が発令する避難情報

① 高齢者等避難

市は、噴火警戒レベル2に相当する火口周辺警報が発表され、居住地域の近くまで災害が発生させる現象が及ぶと認めるときは、必要に応じて居住地域の高齢者、障がい者等の要支援者に対して避難の準備を呼びかけるものとする。また、噴火警戒レベル4に相当する噴火警報が発表され、居住地域において災害が発生するおそれがあると認めるときは、警戒が必要な居住地域の住民に対して避難を呼びかけるものとする。

② 避難指示

市は、噴火警戒レベル3に相当する噴火警報（火口周辺）が発表され、火口周辺まで災害が発生させる現象が及ぶと認めるときは、事前に警戒範囲内の登山者及び観光客に対して避難指示を発令し、避難者を誘導するものとする。

また、火山現象により、住民等の生命及び身体の保護が緊急を要すると認められるとき、又は噴火警戒レベル5に相当する噴火警報（居住地域）を受けたときは、避難指示を発令するものとする。これらの避難指示、誘導においては、高齢者、障がい者等の要支援者に対しては十分配慮するものとする。

なお、避難指示を発令するときは、避難先、避難場所を明示するものとし、市地域防災計画（第2章第3節避難計画）に定める方法により住民等に伝達するものとする。（本事項は、以下③の伝達についても準用するものとする。）

③ 特定地域への避難情報

火山現象の影響を受ける危険性を勘案し、早期避難が必要な地域として吾妻山火山防災協議会が策定した「火山活動が活発化した場合の避難計画」で選定した特定地域（姥湯温泉周辺、滑川温泉

周辺、五色温泉周辺)については、他の地域よりも早い(警戒レベルが低い)段階で高齢者等避難、避難指示の発令を行うものとする。

④ 二次避難等

市は、緊急避難の後危険性が一時的に消滅したと認めるときで、さらに遠方に避難する必要があると認められるときは、緊急避難者に対して最終的に安全な場所への避難指示を発令し、避難者を誘導又は搬送するものとする。その際は、高齢者、障がい者等の要支援者に十分配慮するものとする。

この場合、市は、県(防災危機管理課)、山形地方気象台、警察本部その他の関係機関と十分協議するものとする。

(4) 避難促進施設の指定

火山現象の影響範囲内に位置し、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設を、避難促進施設(活動火山対策特別措置法第8条第1項)として指定する。

本市においては、火山防災協議会の基準(火口から4km)に基づく該当施設はないが、以下の施設は災害時に配慮が必要な施設として扱うものとする。

<災害時要配慮施設一覧>

施設区分	施設名称	所在地	噴火口からの水平距離	備考
旅館	姥湯温泉榊形屋	米沢市大沢姥湯 1	5.4km	Tel 090-7797-5934 4月下旬～11月上旬まで
旅館	滑川温泉福島屋	米沢市大字大沢 15	7.2km	Tel 0238-34-2250 4月下旬～11月上旬まで
旅館	五色温泉宗川旅館 (閉業)	米沢市板谷 498	8.4km	Tel 0238-34-2511 令和2年11月30日閉業

(5) 避難誘導

市は、火山噴火等により住民、登山者、観光客等の生命、身体等に危険がある場合には、平常時からの各火山防災協議会における検討結果などに基づき、仙台管区気象台又は気象庁地震火山部が発表する噴火警報等に対応して、入山規制、避難指示、警戒区域の設定等を行うとともに適切な避難誘導を実施する等、迅速かつ円滑な警戒避難対策をとるものとする。

なお、避難時の周囲の状況などにより、屋内にとどまっていたほうが安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避などの安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

また、必要に応じ、指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

(6) 融雪型火山泥流浸水予想区域内(吾妻山)からの避難等

- ① 避難を指示するときは、人命の安全確保を第一とし、時間的余裕をもって避難の指示を行うものとする。
- ② 「火山防災マップ」に基づく、火山活動による融雪型火山泥流、降灰、噴石、その他予想される火山現象を踏まえ、実態に即した避難所・避難場所の選定を図るものとする。
- ③ 高齢者、障がい者など自力で避難することが困難な者の避難を考慮して、関係機関の協力を得ながら避難誘導體制の整備を図るものとする。
- ④ 避難の長期化に際しては、必要に応じて収容施設を開設し避難者を収容するなど生活環境の整備や、プライバシーの確保にも配慮するものとする。

(7) 避難の解除

市長は、噴火警報等(噴火警戒レベルを含む)により危険が去ったと判断したときは、避難指示等

又は警戒区域の設定を解除し、住民の帰宅及び生活再開を支援する。

避難指示等の解除に当たっては、国や火山専門家の助言を踏まえるなど、十分に安全性の確認に努める。

表 11 噴火警報レベルと防災対応一覧

対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	市町村	県	気象庁	住民等	避難促進	登山者等
居住地域 (及び それより火 口側)	レベル5 (避難)	➢ 避難指示の 発令	➢ 避難状況 の把握・ 整理	➢ 噴火警報・ 噴火警戒レ ベルの発表 ➢ (必要に応 じ) 火山の 監視・観測 強化 ➢ 解説情報の 発表	➢ 避難の実施	➢ 集客施設に おける避難 対象地域外 への避難誘 導	(帰宅)
	レベル4 (高齢者等避難)	➢ 高齢者等避 難の発令 ➢ 避難の準備 の呼びかけ ➢ 帰宅支援	➢ 対応状況 の整理		➢ 要配慮者の 避難の実施 ➢ 避難の準備	➢ 要支援者利 用施設にお ける避難対 象地域外へ の避難誘導	(帰宅)
火口から居 住地域近く まで	レベル3 (入山規制)	➢ 火口周辺規制、 入山規制の実施			➢ 情報収集 ➢ 避難手順の 確認	➢ 緊急退避の 呼びかけ ➢ 入山規制等 の範囲外へ の避難誘導	➢ 入山規制 等の範囲 外への避 難の実施 ➢ 入山規制 等の遵守
火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)						
火口内等	レベル1 (活火山であ ることに留 意)	➢ 協議 ➢ 訓練 ➢ 意識啓発		➢ 解説情報の 発表 ➢ 火山の監 視・観測	➢ 防災訓練へ の参加 ➢ 情報収集		➢ 情報収集

2 救助・救急・医療活動

(1) 避難の実施

火山災害の発生時における救助・救急活動については、「第2章第1節第4 自衛隊災害派遣計画」及び「第2章第6節 救助・救急計画」によるものとし、火山災害の現場において要救助者があるときは、市町村その他の防災関係機関又は現場にいる者はその者の救出にあたるものとする。

また、火山災害の現場に居合わせ、要救助者を発見した者は、自らの安全を確保したうえで可能な限り救出にあたるよう努めるものとする。

(2) 救急医療

傷病者に対する救急医療については、「第2章第8節 医療救護計画」によるものとする。

3 登山届等の提出の周知・啓発

県及び市は、火山災害発生時の救助活動を迅速、的確に実施するため、関係機関等と連携し、火山地域での登山を計画する者に対し、登山届(登山届、登山計画書、登山カード等をいう。以下同じ。)等の積極的な提出及び携帯電話による災害情報に関するメール配信登録サービス等について周知・啓発を図るものとする。登山者等は、自らの安全を確保するため、噴火のおそれに関する情報の収集、関係者との連絡手段の確保、登山届の積極的な提出等の手段を講じるよう努めるものとする。

4 防災訓練の実施

県及び市は、防災関係機関、住民、登山者及び観光客等に参加を求め、火山災害の防止又は軽減を図るため、火山防災マップ等を活用するなど、実践的な防災訓練(避難訓練)を実施するものとする。

また、各火山防災協議会は、防災関係機関等に参加を求め、火山災害の特殊性を考慮した火山防災情報の収集・伝達訓練、通信訓練を実施し、訓練により明らかとなった課題等について検討を行い、避難

計画等に反映させる等、訓練を通じて火山防災対策の充実を図るものとする。

5 情報の共有等

県は、火山防災協議会を構成する国、市町村、防災関係機関、火山専門家との連携を確立するため、火山毎の情報連絡網を作成するなど火山防災協議会の連絡体制を整備することにより、平常時から関係機関相互の意見交換や情報共有を促進するものとする。

6 降灰対策の実施

県及び市は、火山噴火に伴う降灰により火山周辺地域の住民の生活や農林水産業等に支障を生じた場合は、活動火山対策特別措置法に基づく降灰除去事業や各種資金の融通等の施策を実施し、その軽減に努める。

(1) 火山灰の除去

- ① 火山灰の除去は、原則として土地所有者又は管理者が行うものとする。
- ② 民有地内の降灰の除去は、各家庭又は各事業者による対応を原則とする。
- ③ 道路における降灰処理については、国、県の支援（降灰除去専用車両等）を受け、緊急輸送道路等を優先することとし、緊急性がある場合には、道路管理者間で調整を行い、速やかに除去を行う。

(2) 火山灰の回収

- ① 宅地など各家庭から排出された火山灰は各家庭が町内会（地域内）指定の集積場所に運び、集積場所からの回収は、市が実施する。
- ② 市は一般家庭が集めた火山灰を詰めて指定の集積場所に出すための「降灰袋（ポリ袋）」を降灰が観測された地域に支所を経由して各家庭に配布するとともに集積場所への出し方を周知する。
※降灰袋（ポリ袋）が不足する場合には、レジ袋（ポリ袋）等を二重にして集積場所に出すことも可とする。
- ③ 各事業者から排出された火山灰については、一時的仮置き場までの運搬は各事業者（各施設管理者）の責任において行うものとする。

(3) 一時仮置き場の設置等

市は一時仮置き場の設置を行うとともに管理と処分についても検討する。
なお、一時仮置き場については、関係各課と協議を行う。

7 防災知識の普及啓発

(1) 住民に対する防災知識の普及

市は、火山ハザードマップ、火山防災マップ等を分かりやすく作成・配布し、研修を実施するなど、防災知識の普及に努める。

(2) 登山者等に対する防災知識の普及

県及び市は、観光関係の事業者等を通じて、火山地域を訪れる登山者等に対して防災知識の普及を図る。また、パンフレットを通じて、火山災害履歴についての知識の普及を図る。

第7章 雪害対策計画

第1節 ライフライン等確保計画

本市は、特別豪雪地帯であり、雪により市民生活に甚大な影響を受けていることから、雪による被害を最小限にとどめるため、防災関係機関、事業所等及び市民の積極的な協力体制のもとに、市全体の雪害予防と雪害対策を図る。

<特別豪雪地帯の指定状況>

区 分	指定数	指定市町村
1次指定 (昭和46年10月2日)	19	米沢市、新庄市、尾花沢市、西川町、大江町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、大蔵村、真室川町、鮭川村、戸沢村、川西町、小国町、飯豊町、鶴岡市(旧羽黒町、旧櫛引町、旧朝日村の区域)、酒田市(旧八幡町の区域)、庄内町(旧立川町の区域)
2次指定 (昭和48年4月14日)	3	上山市、村山市、朝日町
3次指定 (昭和51年4月15日)	1	長井市
4次指定 (昭和54年4月3日)	3	南陽市、白鷹町、高畠町
計	26	

出典：山形県雪対策基本計画

※県内全域が、「豪雪地帯対策特別措置法」により「豪雪地帯」に指定され、そのうち特に積雪の多い26市町村が「特別豪雪地帯」に指定されている。

1 交通の確保

豪雪等に対し、緊急に道路交通及び鉄道交通を確保できるよう、市、県、国、高速道路事業者及び鉄道事業者は、迅速かつ的確な除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員の動員、施設並びに連絡手続き等について体制の整備を行うとともに、所管施設の緊急点検、除雪機械及び必要な資機材の計画的な備蓄を行うなど最大限の効率的・効果的な除雪に努める。

特に、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）に対しては、市、県及び高速道路事業者は人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両停滞を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。

熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、市及び県は、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努める。

(1) 道路施設の交通確保

市及び県は、集中的な大雪時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするため、地域の実情に応じて道路の拡幅や待避所等の整備を行うよう努める。

ア 高速道路

東日本高速道路株式会社は、「雪氷対策実施要領」に基づいて毎年除雪計画を策定し、次により除排雪を実施して雪害予防に努める。

(ア) 除雪体制

降積雪及び気象状況により、警戒・出動・非常の3体制をとる。

(イ) 除雪路線

東日本高速道路株式会社県内管理区間3路線（東北横断自動車道酒田線（山形自動車道）、東北中央自動車道、日本海沿岸東北自動車道（日本海東北自動車道））

(ウ) 除雪目標

完全除雪を目標に、新雪時の出動基準は概ね5cmを越えない降雪深を目標とするが、路面圧雪時並びに降雪量の多いことが予想される場合は随時出動する。

(エ) 交通規制

積雪、凍結があった場合には、警察機関と協議して速やかに速度規制、チェーン装着規制等の処置をとる。

イ 国管理道路

山形河川国道事務所及び酒田河川国道事務所は、「災害対策運営計画」に基づいて毎年道路除雪計画を策定し、次により除排雪を実施して雪害予防に努める。

(ア) 除雪体制

毎年11月1日から翌年3月31日までの間、降雪量などの気象状況等に応じ、平常、注意、警戒、緊急の4体制をとる。

(イ) 除雪路線

国直轄管理区間（一般国道（国管理）6路線（国道7号、13号、47号、48号、112号、113号）、高速道路等直轄管理区間（高速道路2路線（東北中央自動車道、日本海沿岸東北自動車道（日本海東北自動車道））、地域高規格道路2路線（新庄酒田道路、新潟山形南部連絡道路））

(ウ) 除雪目標

全路線の常時2車線以上の幅員を確保することを原則とし、緊急体制下の豪雪時においては、概ね5日以内に2車線以上の幅員確保を図る。

(エ) 除雪作業

- a 除雪作業が円滑に実施できるよう、現有機械の適切な運用を図る。また、集中降雪等の対応は、各工区間の相互応援を基本とし、民間機械の借り上げ体制も整えておく。
- b 降雪と道路状況を的確に把握し、迅速な出動、かつ効率のよい除雪作業に努める。
- c 他管理者と調整が必要な区間は、あらかじめ調整して相互協力体制を整える。
- d 円滑な交通処理のため、交通管理者と情報連絡を密にする。

(オ) 交通規制

除雪作業に伴う交通規制に関しては、事前に所轄警察署と十分打ち合わせのうえ実施する。

ウ 県管理道路

県は毎年「除雪事業計画」を策定し、次により除排雪を実施して雪害予防に努める。

(ア) 除雪体制

- a 毎年11月1日から翌年3月31日までの間、降積雪などの気象条件等に応じ、平常、注意、警戒、緊急の4体制をとる。
- b 豪雪時において、緊急に道路交通を確保できるよう、迅速かつ的確な除雪活動を実施するため、除雪機械、除雪要員、施設並びに連絡手続き等の所要の体制の確立を図るとともに、除雪機械及び必要な資機材の計画的な整備を行う。

(イ) 注意、警戒、緊急体制への移行

異常降雪となった場合は、次のように注意、警戒又は緊急体制に移行する。

a 注意体制

- (a) 注意体制は指定観測点のうち1箇所以上が警戒積雪深に達し、かつ降雪により警戒体制に入ることが予想される場合のほか、降雪等により道路交通に支障が生じる恐れがある場合等に移行を決定するものとする。

b 警戒体制

- (a) 県内指定雪量観測点の1／2以上が、概ね警戒積雪深に達した場合を目安として、降雪状況その他の状況を勘案し、東北地方整備局と協議して警戒体制への移行を決定する。
- (b) 警戒体制においては、その後に予想される緊急体制への移行準備として情報の収集及び連絡を強化し、除雪機械及びオペレーターの借上げ、応援等の事前手配をするとともに、除雪体制の強化に努める。

c 緊急体制

- (a) 県内指定雪量観測点のうち、その大部分が警戒積雪深を大幅に越え、かつ主要路線における除雪状況、降雪強度その他の状況を勘案し、東北地方整備局と協議して緊急体制への移行を決定する。
- (b) 緊急体制時においては、緊急時確保路線の交通確保のため、情報連絡をさらに強化するとともに、除雪機械、オペレーター及びその他必要機械の確保を図る。

<指定雪量観測点及び警戒積雪深>

指定雪量観測点名	米沢市	山形市	尾花沢市	新庄市	鶴岡市
警戒積雪深 (cm)	130	50	180	150	70

注) 交通確保する路線網の積雪を代表する地点で雪量観測を行っているが、このうち、上記5地点を雪量観測点に指定し、当該観測点における積雪の深さの最大値の累年平均をもって観測点の警戒積雪深とする。

(ウ) 除雪路線

- a 除雪を実施する路線は、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法に基づいて指定された道路のうち、幅員狭隘雪崩多発地帯等除雪不能区間を除く重要な路線及び指定外路線中、公共施設等に通じる重要な路線（一般国道（県管理）11 路線、主要地方道 61 路線、一般県道 187 路線）とする。
- b 冬期歩行者の安全を確保するため、通学路を中心とした歩道除雪を行う。

(エ) 除雪目標

a 平時における除雪目標

除雪路線は、当該路線の自動車の日交通量、道路の状況、その他交通確保の必要性に応じて、これを第1種、第2種、第3種の種別に区分し、除雪を実施する。

<県道の除雪路線区分及び除雪目標>

区分	日交通量のおおよその基準	除雪目標
第1種	1,000 台／日以上	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は常時交通を確保する。 異常降雪時には、降雪後約5日以内に2車線確保を図る。
第2種	500～1,000 台／日未満	2車線幅員確保を原則とするが、状況によっては1車線幅員で待避所を設ける。 異常降雪時には、約10日以内に2車線又は1車線の確保をはかる。
第3種	500 台／日未満	1車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。 異常降雪時には一時交通不能になってもやむを得ない。

なお、上記基準で除雪の状況及び機械の配置状況並びに場所により1車線となる場合は、300m

間隔に待避所（約30m）を設け、標識を設置する。

b 緊急時における除雪目標

異常降雪による平時確保路線が一度途絶した状態から、再度これを平時の状態に復するとともに、県内交通の大動脈を早急に活動させるため、緊急時において早急に交通を確保すべき路線を2車線路線、1車線路線に分け除雪を実施する。

<緊急時確保路線延長>

2車線確保	1車線確保	計
763.4 km	667.0 km	1,430.4 km

(イ) 除雪作業出動基準及び作業時間

a 出動基準

区 分	出 動 基 準
新雪除雪	車道上の積雪深が、おおむね10cmを超えた場合、または超えると予想される場合に出動する。 ただし、路線の除雪区分や地域性等により、おおむね15cmを超えた場合とすることができる。 路線によっては、地吹雪等により吹き溜まりが発生し通行に支障がある場合、または支障になると予想される場合に出動する。
運搬排雪	家屋密集地等で、路肩への堆雪で幅員減少や視距障害等の交通障害が発生した場合、または発生すると予想される場合に出動する。
路面整正	路面に残雪及びわだちがあり、放置すると通行に支障がある場合、または支障になると予想される場合に出動する。 連続降雪による圧雪の成長防止や、路面の平坦性を確保する必要がある場合に出動する。
拡幅除雪	連続した除雪作業等により、路肩の雪堤が大きくせり出し、通行に支障がある場合、または支障になると予想される場合に出動する。
凍結防止剤散布	路面凍結により通行に支障のある場合、または支障になると予想される場合に出動する。
歩道除雪	歩道上の積雪深が、おおむね20cmを超えた場合、または超えると予想される場合に出動する。 ただし、路線の除雪区分や地域性等により、おおむね15cmを超えた場合とすることができる。 また、残雪深は、5cm以下とする。

b 作業時間

(a) 24時間体制で実施する。

(b) 早期除雪としては、バス路線においては1番バス、もしくは午前7時まで除雪を完了する。ただし、散布車については通勤時間帯までとする。

(c) 歩道除雪については、各区間の除雪ランクに応じ除雪を行う（A：早期除雪、B：昼間除雪、C：連続降雪後除雪）。

(ロ) 交通規制

除雪作業に伴う交通規制に関しては、事前に所轄警察署と十分打ち合わせのうえ実施する。

エ 市管理道路

市は、毎年「米沢市除雪計画書」を定め、次により除排雪を実施して雪害予防に努める。

(ア) 除雪体制

市内の道路、公共施設及び住宅等の立地状況を勘案し、気象状況、積雪状況に応じた除雪体制を整える。

(イ) 除雪路線

路線の選定にあたっては、主な幹線道路、バス路線、地域的に主要な道路及び公共、公益施設への道路を主体として選定する。

採択基準は次のとおり。

採択基準	①市道認定路線であり、日交通量おおむね300台以上で交通の確保が特に必要であるもの又は日交通量300台未満であっても一般国道県道その他重要な幹線に通ずる路線 ②バス路線で市民生活の安定上特に必要なもの ③幅員4m以上を原則とし、機械除雪可能な路線
------	--

(ウ) 除雪目標

交通確保の重要度に応じ、除雪路線ごとの除雪目標を定め、迅速・効率的な除雪を実施する。

除雪路線は当該路線の自動車の日交通量、道路の状況、その他交通確保の必要性に応じて、これを第1種、第2種、第3種の種別に区分し、除雪を実施する。

<市道の除雪路線区分及び除雪目標>

区 分	除 雪 目 標
第1種 除雪指定路線 (排雪路線)	1 車線幅員確保を原則とし、異常な除雪時以外は常時交通を確保する。 2 異常降雪時においては、降雪後3日以内に2車線又は1車線の確保を図る。 3 午前3時から出動し、午前7時まで除雪を完了する。
第2種 除雪指定路線	1 2車線幅員確保を原則とするが、状況によっては1車線で待避所を設ける。 2 異常降雪時においては、降雪後5日以内に2車線又は1車線の確保を図る。 3 午前3時から出動し、午前7時まで除雪を完了する。
第3種 除雪指定路線	1 2車線幅員確保を目標とし、1車線で必要な待避所を設ける。 2 異常降雪時においては、一時交通不能になってもやむを得ないが、7日以内に1車線の確保を図る。 3 午前3時から出動し、午前7時まで除雪を完了する。
歩道除雪路線	1 歩道設置路線で、機会除雪可能な道路及び通学専用道路で幅員1.5mの確保を目標とする。 2 午前4時から出動し、午前7時まで除雪を完了する。

オ 消融雪施設等の整備

市、県、国及び防災関係機関は、道路交通の確保が必要と認められる道路及び家屋、家屋周辺における除排雪を可能とするため、次により消融雪施設等の整備を行う。

(ア) 消雪設備の整備

消雪対策として、地盤沈下対策を考慮した無散水消雪施設等の拡充に努める。

(イ) 流雪溝の整備

市街地において迅速かつ的確な除排雪活動を実施するため、機械除雪、消雪パイプ及び無散水消雪施設の整備と組み合わせて、流雪溝の面的整備の促進に努める。

カ 地吹雪対策の推進

市、県、国及び防災関係機関は、地吹雪による交通の途絶及び事故防止を図るため、地吹雪の発生箇所を把握して次により施設の整備を図るとともに、利用者への啓発を実施する。

(ア) 地吹雪施設の整備

道路管理者は、地吹雪発生箇所に防雪柵を設置して地吹雪による災害の防止を図るとともに、気象観測装置及び監視カメラ等を整備し、降雪期の道路状況の把握に努める。

(イ) 利用者への啓発

市、県、国、消防機関及び県警察等は、地吹雪対策連絡会において地吹雪の対策について検討するとともに、過去の事故・災害等を踏まえた地吹雪マップやチラシを作成し、相互に協力して利用者への啓発に努める。

キ 災害未然防止活動

(ア) 災害リスクの把握

道路管理者は集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、車両の立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握するよう努める。また、道路ネットワーク全体として立ち往生による通行止め及び道路渋滞の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。

(イ) 車両の運転者への啓発

集中的な大雪が予測される場合は、市民一人ひとりが非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要となることから、雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者は車内にスコップや除雪ブラシ、飲食料及び毛布等を備えておくなど防災知識の普及を図る。

また、県公安委員会や運送事業者等は、地域の実情に応じ、各種研修等を通じて、大雪時も含め冬期に運転する際の必要な準備について、車両の運転者への周知に努める。

(2) 鉄道施設の交通確保

鉄道事業者は、降積雪時における列車の安全走行を確保するため、除雪車両及び除雪機械を整備するとともに、適正要員を配置し除雪体制の確保に努める。

ア 除雪体制

(ア) 線鉄道施設の交通確保路除雪に当っては、除雪機械を適所に配備するとともに、除雪要員の配置及び外注除雪の体制を整える。

(イ) 線区の重要度に応じて除雪車両及び除雪機械を整備し、列車運転の混乱防止に努める。

(ウ) 機械により難しい箇所は、人力による除雪を計画的に実施するほか、消雪設備を計画的に整備するよう努める。

イ 踏切り箇所の除雪

踏切り箇所は、線路及び道路側からの排雪による堆雪により、見通しが阻害されることのないよう、道路管理者と協議し除雪を実施する。

ウ 融雪設備等の強化

輸送の確保を図るため、熱風、蒸気、電気及び水等を利用した融雪設備の充実を図る。

エ 運転規制

降積雪期における輸送能力の確保と輸送の混乱を防止するため、降積雪の状況に応じた体制を区分し、基準に基づいた運転規制を実施するとともに、状況に即応した排雪列車の運転と構内除雪を実施する。

オ 予防保全対策

(ア) 雪崩警備体制を強化し、雪崩の発生が予想される時は、列車の運転規制を実施する。

(イ) 雪崩発生重点警備箇所を毎年検討し、巡回警備を強化する。

カ 雪害時の対策

- (ア) 雪害時における緊急除雪等は、非現業職員を含めた社員の動員を第一とし、必要に応じて関連事業所の応援を得て実施するが、状況に応じて自衛隊の派遣要請を県に依頼する。
- (イ) 雪害時における緊急輸送は一般貨客を優先的に行うが、緊急輸送が輻輳したときは、県と協議のうえ輸送物資及びその順位を定める。

(3) 住民等への広報

各施設の管理者は、雪害による被害を防止し又は軽減するとともに、交通の混乱を防止するため、住民や乗客に対して積雪期における交通状況及び交通確保対策の実施状況について、適時適切な広報に努める。

2 電力の確保

東北電力株式会社及び東北電力ネットワーク株式会社は、積雪時における電力の供給を確保するため、次により送電線路及び配電線路等の雪害予防及び復旧体制の整備を図る。

なお、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、県との連携の拡大に努める。

(1) 施設の雪害予防措置

ア 送電線路

- (ア) 降雪期前に雪害予防の巡視を実施し、送電線路の補修、整備を行う。
- (イ) 樹木の接触や倒木による断線防止のため、基準離隔距離が保てるよう、樹木所有者と協議のうえ伐採などを行う。
- (ウ) 着雪による断線及び着雪、落雪時のはね上がりによる混触断線を防止するため、割り込み鉄塔による危険個所の解消、腕金改造による電線間隔の拡大、碍子の吊型変更及び相間スパーサーの取り付けを実施する。
- (エ) 冠雪、雪崩又は雪圧による停電を防止するため、適時パトロールを実施し、冠雪落としや支持物除雪等を行う。

イ 配電線路

- (ア) 降雪期前に雪害予防の巡視を実施し、配電線路の補修、整備を行う。
- (イ) 樹木の接触や倒木による停電防止のため、樹木所有者と協議のうえ樹木の枝おろし、伐採及び倒木ガードワイヤーの設置等効果的措置を実施する。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町村との協力に努める。
- (ウ) 着雪による断線などの停電を防止するため、難着雪電線を使用する。
- (エ) 冠雪、雪崩又は雪圧による停電を防止するため、電線の縦配列や、時期をとらえたパトロールを実施し、冠雪落とし等を行う。

(2) 復旧体制の整備

ア 豪雪時における電線路障害の早期復旧を図るため、主要な支社に雪上車を配置し、障害地点への人員、資材の輸送手段を確保する。

イ 送電設備の巡視については、ヘリコプター・ドローンによる空中査察を行う。

3 通信の確保

(1) 電気通信事業者の雪害予防措置

電気通信事業者は、雪害のおそれのある電気通信設備等についての融雪構造化及び通信網の整備を推進し、雪害の未然防止と重要通信の確保を図る。

なお、倒木等により通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、県との連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町村との協力に努める。

ア 設備の耐雪構造化

- (ア) 電柱引上げ部分などの被害防止のため、凍結防止用PEパイプを取り付ける。
- (イ) 積雪、寒冷地用屋外線への取り替えを計画的に実施する。

イ 通信網の整備

- (ア) 雪害が発生した場合、重要通信を確保し通信不能地域をなくすため、主要伝送路のループ化構成又は2ルート化構成を図る。
- (イ) 停電に備え、主要な電気通信設備の予備電源の整備、維持を図る。

ウ 迅速な復旧態勢の確保

被災した設備の迅速な復旧を図るため、災害対策用機器、無線車等を主要場所に配備する。

(2) 孤立地区における通信確保

市及び電気通信事業者は、豪雪により孤立が予想される地区の災害による有線通信の途絶に備え、次により通信手段の多ルート化に努める。

- ア 地域防災無線設備及び停電時における補助電源設備の整備
- イ 衛星携帯電話の整備
- ウ 簡易移動無線局の冬期間における臨時設置
- エ アマチュア無線の活用の整備

第2節 雪崩災害防止計画

山間多雪地帯において、生活や産業活動の安全な環境を確保するため、国、県、市、県警察、消防機関及び施設管理者等は雪崩災害防止対策を実施する。

1 雪崩危険箇所の調査・周知

(1) 雪崩危険箇所の調査・点検

市、県、国及び関係機関は、既存資料の収集・整理や地図・空中写真の計測・判読の他、定期的な現地の調査点検や聞き取り調査を組み合わせ、雪崩危険箇所を把握する。

＜県内雪崩危険箇所（令和3年4月1日現在）＞

所管区分		危険箇所数(県内)	危険箇所数(米沢市)
山形県県土整備部		935	32
山形県農林水産部	国有林	31	—
	民有林	251	—

(2) 雪崩危険箇所の周知

ア 県は、雪崩危険箇所を周知するため、市や関係防災機関に資料及び情報を提供する。

イ 市は、これらの危険箇所を、特に学校、福祉等の施設や多数の住民が集まる施設等について留意し、地域住民への周知徹底を図る。

2 雪崩防止施設等の整備

市、県、国は、雪崩施設の機能を十分に発揮できるよう、地形、土質、勾配及び雪崩の種類等の条件や防護対象物を考慮して適宜・適切な施設を選定し、雪崩防止施設等の整備を推進するとともに、警戒避難体制の整備を含めた総合的な雪崩災害予防対策に努める。

(1) 雪崩予防施設の整備

雪崩発生のおそれがあり、人的・物的被害が予想される箇所に対し、雪崩防止林、階段工、予防柵、予防壁及び導流工等の雪崩予防施設の設置に努める。

(2) 雪崩防護施設等の整備

道路及びその付属施設の保全並びに交通の安全を確保するため、防護柵、防護擁壁及びスノーシェッド等の防護施設の整備に努める。

(3) 砂防・治山の施設整備

雪崩、融雪等による河川、沢等のせき止めは、洪水、土石流災害を引き起こす原因となることから、砂防、治山等の施設整備に努める。

(4) 雪崩防止・設備の点検整備

雪崩防止施設の管理者は、雪崩防止施設の機能を有効に発揮させるために、積雪前に定期的な整備、点検に努める。

また、降雪時には積雪の状況を把握するとともに、積雪深計、雪崩監視装置の設置に努めるほか、パトロール及び巡視員等による整備、点検を行う。

3 危険箇所の警戒

(1) 道路・鉄道等の危険箇所の点検

道路・鉄道等の施設管理者は、積雪期間中、雪崩危険箇所の点検を適宜実施し、雪崩の早期発見と事故防止に努める。

(2) 市等による監視

市は、消防機関と協力して雪崩危険箇所の巡視を行うとともに、雪崩危険箇所に近接している民家、不特定多数の者が利用する公共施設、集会施設及び旅館等を対象に、雪崩監視装置を設置する等警戒体制の整備を図る。

また、危険箇所のある集落への連絡員の配置に努め、雪崩発生の際及び雪崩を発見したときの通報、警戒にあたらせる。

(3) 市民の心構え

地域住民は、居住地周辺の地形、積雪の状況及び気象状況等に注意し、雪崩の兆候等異常な事態を発見した場合は、直ちに近隣住民及び市役所に通報し、必要に応じて自主的に避難する。

4 事前回避措置の実施

(1) 市民への雪崩情報の周知

ア 市は、気象状況、積雪の状況及び危険箇所の巡視結果等を分析し、雪崩の発生の可能性について市民に適宜広報を行い、注意を喚起する。

イ 市は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

ウ 市は、雪崩の発生により人家に被害を及ぼす可能性が高いと認めたときは、市民に対し避難指示を行う。また、市民が自主的に避難した場合は、直ちに公共施設等への受け入れ体制をとるとともに、十分な救援措置を講じる。

(2) 鉄道・道路施設等の対策

鉄道・道路等の施設管理者は、雪崩の発生しそうな箇所を発見したときは、当該区間の列車の運行、車両の通行を一時停止し、雪庇落とし等の雪崩予防作業を行い、雪崩発生の事前回避に努める。

5 雪崩発生時の応急措置

(1) 雪崩発生状況の把握及び被災者の救助

ア 市は、自らの巡視又は他の関係機関及び市民等からの通報により雪崩の発生を覚知したときは、直ちに被害の有無を確認し、県へ状況を報告する。

イ 市は、住居等が被災した場合、直ちに消防機関及び県警察と連携し救助作業を行うとともに、必要に応じて県に自衛隊の派遣要請を行う。

ウ 市は、住居を失った市民を公共施設等に受け入れ、十分な救援措置を講じる。

(2) 鉄道・道路等施設の被災時の対策

ア 鉄道・道路等の施設管理者は、雪崩により施設が被災した場合、直ちに当該区間の列車の運行、車両の通行を一時停止するとともに、応急復旧措置を行い、交通の早期回復に努める。

また、避難者がいる場合は直ちに最寄りの消防機関及び県警察に通報して救援を求めるとともに、自らも救出作業に当たる。

イ 市は、雪崩による通行止めが長時間にわたり、列車や通行車両中に乗客・乗員等が閉じ込められる事態となったときは、施設管理者からの要請又は自らの判断により、炊き出し、毛布等の提供、避難施設への一時受け入れ等を行う。

ウ 県警察は、周辺道路の交通規制を行うとともに、報道機関を通じてドライバーへの情報提供を行う。

(3) 孤立集落住民の救助

市は、雪崩による交通途絶のため、集落の孤立が長期間に及ぶと認めたときは、県に対しヘリコプターの要請を行い、医師、保健師、看護師等の派遣及び医薬品、食料、生活必需品の輸送、救急患者の救助、もしくは集落住民全員の避難救助を実施する。

(4) 二次災害の防止

市は、雪崩が河川等他の施設に影響を与えている場合は、直ちに当該施設の管理者に通報し、二次災害等被害の拡大防止を要請する。

第3節 市民生活の安全確保計画

積雪期における住民生活の安全を確保するために、県及び市町村等が実施する雪害予防計画について定める。

1 一般建築物の雪害予防

(1) 住宅・建築物の安全性に対する指導

市及び県は、建築物の新築、改良工事等を行う所有者に対し、市街地の状況や敷地の状況等による周辺への影響を充分配慮した屋根雪処理とするよう指導に努める。

(2) 克雪住宅の普及推進

核家族化や高齢化の進行に伴い、自力で屋根雪処理を実施できない世帯が増加しており、雪下ろしの労働力確保も難しくなっていることから、市及び県は、屋根雪荷重による家屋倒壊の防止を兼ねた克雪住宅の普及指導に努める。

(3) 豪雪地帯の要支援世帯に対する除雪援助

市及び県は、高齢者世帯等の要支援世帯に対し民生委員・児童委員、福祉団体等による訪問等を行い、積雪状況等の把握に努めるとともに、これらの世帯の住宅及び生活道路等の除雪にあたっては、地域社会の連帯、相互扶助等による組織的な取組みに向けた啓発を行ったり、地域への支援を行う雪害ボランティアの組織化を図る。

また、必要によっては、除雪業者のあっせんを行う。この場合、関係団体と連携し、除排雪窓口の一本化等により効率的かつ迅速に対応できる体制づくりを進める。

(4) 屋根雪等に係る事故防止の啓発

県は、きめ細かで精度の高い降雪量予測情報を提供することで雪害の未然防止を図るとともに、屋根雪下ろしなど除雪作業の集中する時期に合わせて「雪害事故防止週間」を設定し、命綱の使用方法など安全な雪下ろし・除雪作業についての効果的な広報活動を実施する。また、県は、屋根雪が滑りやすい状態となったときは、下記により「屋根雪下ろし・落雪事故防止注意喚起情報」を発信し、雪下ろしや落雪による事故の防止を図る。

＜期間、対象地域＞

- ・期間：12月から翌年3月までの降雪期間
- ・対象地域：東南村山・西村山地域、最上・北村山地域、置賜地域、庄内地域

＜発信基準＞

以下の基準①～③を全て満たした場合に発信

地 域	基準① 積雪深	基準② 降雪量 (過去10日)	基準③ 最高気温
東南村山 西村山 (山形アメダス)	20cm 以上	20cm 以上	－2℃以上
最 上 北村山 (新庄アメダス)	75cm 以上	15cm 以上	－2℃以上
置 賜 (米沢アメダス)	45cm 以上	20cm 以上	－2℃以上
庄 内 (櫛引アメダス)	20cm 以上	20cm 以上	－2℃以上

市は、県の発表する「雪下ろし・落雪事故防止注意喚起情報」等を活用し、次のことについて、住民に対する啓発に努める。

- ア こまめな雪下ろしの励行
- イ 雪庇や屋根からの落雪埋没による事故防止
- ウ 雪下ろし中の転落による事故防止
- エ 家庭用除雪機のロータリーによる事故防止
- オ 非常時における出入り口の確保
- カ 換気口の確保
- キ ガス供給配管の点検

2 雪害処理マニュアルの活用

市は、市域に発生する雪害に速やかに対処するため、「雪害処理マニュアル」を必要に応じて修正を加え、雪害時に有効な活動ができるよう努める。

3 大雪警報及び雪害、断続的な降雪に対する体制

(1) 災害警戒第1配備

大雪警報が発令された場合、災害警戒第1配備とし防災危機管理課及び土木課のあらかじめ定められた職員が対応する。

(2) 豪雪対策連絡会議

積雪深が概ね100cmに達し、断続的な降雪により道路関係を中心に市民生活に影響が出るおそれがある場合、市民環境部長が関係課等を招集し、豪雪対策連絡会議を開催する。

<招集課等>

財政課、地域振興課、秘書広報課、環境生活課、防災危機管理課、社会福祉課、子育て支援課、子ども家庭課、健康課、高齢福祉課、商工課、観光課、農政課、森林農村整備課、土木課、都市計画課、建築住宅課、業務課、水道課、下水道課、市病総務課、教育総務課、社会教育課、文化課、スポーツ課、学校教育課、置賜広域行政事務組合米沢消防署

(3) 豪雪対策本部

大雪警報が発表された場合、又は積雪深が概ね150cmを超えるおそれがある場合のいずれかに該当し、積雪による交通機関の混乱、建物の倒壊、農林業への被害等、市民生活に大きな影響を及ぼすと判断した場合、市長を本部長とする豪雪対策本部を設置する。

本部長	市長
副本部長	副市長
本部員	教育長、総務部長、企画調整部長、市民環境部長、健康福祉部長、産業部長、建設部長、会計管理者、上下水道部長、病院事業管理者、市立病院事務局長、議会事務局長、教育管理部長、教育指導部長、置賜広域行政事務組合米沢消防署長
事務局	市民環境部防災危機管理課

4 安全な雪下ろし作業等

市は、市民の雪下ろしや除雪作業中の事故を未然に防止するため、安全な雪下ろし作業及び除雪作業の普及促進に努める。

(1) 安全な雪下ろし作業等の情報発信

- ア 市広報紙による情報提供（雪特集記事）
- イ 市ホームページによる情報提供
- ウ 屋根雪下ろし・落雪事故防止注意喚起情報の発信
- エ 山形県雪情報システムによる情報提供

- オ 県作成のミニブック「安全な雪下ろしガイド」の配布
カ 県作成の「安全な雪下ろし作業DVD」の活用

＜山形県雪情報システム＞

県は、平成13年度から運用を開始した山形県雪情報システムにより、降雪量予測情報等の提供を通じて、冬期間の降雪被害を未然に防止し、県民生活全般の利便性向上を図ることを目的に、県内を12の予報区域に分け、現在の積雪量と向こう32時間の降雪予測情報等を6時間毎にインターネット及び携帯電話サイトで提供している。

【運用期間】

毎年11月中旬から翌年3月末まで

【降雪量予測情報】

予報地点：山形、尾花沢、大江、新庄、最上、真室川、米沢、長井、小国、鶴岡、酒田、櫛引

予報時刻：4時、10時、16時、22時の4回／日

降雪量予測：3時間毎の降雪量（32時間先まで）

【気象庁発表情報】

特別警報・警報・注意報、県内気象情報、降雪分布等

※降雪分布予報は12月から

【掲載URL】

ホームページURL <https://www.pref.yamagata.jp/snow/>

携帯版ホームページURL <https://www.pref.yamagata.jp/m/snow/>

携帯端末用QRコード



(2) 安全な雪下ろし作業及び除雪作業の普及促進

ア NPOやボランティア団体、地域コミュニティによる歩道除雪や屋根の雪下ろし支援

イ 高齢者・障がい者世帯への除雪と雪下ろし支援

ウ 雪下ろしの『10の重要ポイント』

- ① 命綱・安全帯を装着する
- ② はしごは正しく安全に立てかける
- ③ アンカーロープは確実に固定し、適切な長さに調整する
- ④ 2人以上で作業をする
- ⑤ ヘルメットをかぶる
- ⑥ 上から下へ「へび型」などで安全に作業する
- ⑦ 休憩と水分は十分にとる
- ⑧ 家の周り・電線などに注意する
- ⑨ 道具を適切に使用する
- ⑩ 「雪下ろし・落雪事故防止注意喚起情報」を参考にする

5 建物の雪害防止

市は、建物雪害防止のため、公共建物の耐雪化及び多人数を収容する建築物の新築等について指導を行う。

また、積雪による建物の倒壊等を未然に防止するため、建物の積雪荷重に配慮しながら、早めに屋根の雪下ろしを行うとともに、その後の片付けが適切に行われるよう市民への啓蒙に努める。

6 豪雪地帯の要配慮世帯に対する除雪援助

市及び県は、要配慮世帯に対し民生委員、福祉団体等による訪問等を行い、積雪状況等の把握に努めるとともに、これらの世帯の自宅及び生活道路等の除雪にあたっては、地域社会の連帯、相互扶助等による組織的な取組が実施されるよう啓発する。

また、市は、高齢者・障がい者世帯への除雪と雪下ろし支援を行う。

7 堆積雪の運搬

- (1) 市は、機械除雪等により、道路両端に排除した堆積雪の搬出は、指定雪捨て場に搬出する。特に商店街等の人等の通行が多い道路においては、地元町内会等や地域住民と連携し実行する。
- (2) 除排雪協力会等で排雪を行う場合、市は、その経費の一部を支援する。

8 除雪に要する労務の充足

市は、除雪に要する労務については、積雪の状況により異なるが、概ね次により行う。

- (1) 市民等への協力要請
- (2) 消防機関、交通機関、商店会等への協力要請
- (3) 一般労務の確保
- (4) 要配慮世帯の除雪労務の確保

9 公共建築物等の積雪の除去

公共建築物等の積雪の除去は、概ね次により実施し、倒壊防止等を図る。

- (1) 建物の屋根の雪下ろしについては、施設毎に定められている危険積雪量に達したときに除去し、体育館、集会所等の内部間仕切りの少ないものを優先する。
- (2) 消火栓、貯水池、避難口等を十分配慮の上で除雪する。
- (3) 除雪要員については、あらかじめ建設業者等と話し合う等対策を実施する。

10 農作物、果樹等における雪害対策

市及び関係機関は、豪雪により融雪が遅れ、又は積雪多量のため果樹の枝折れ等が甚だしい場合、若しくはそのおそれがある場合は、雪害応急対策として次のことを行う。

(1) 水稻

苗代の部分に土又は農地専用融雪促進剤等の散布を行い、融雪の促進を図る。さらに、田畑に対しても同様の対応を行う。

(2) 畑作物

畑に土砂、木灰等を散布して融雪を促進し、融雪後は排水及び畑の乾燥を図る。また、早めに中耕追肥を実施し、生育の促進を図るとともに、病虫害防除を徹底する。

(3) 果樹

積雪による大枝の裂開、又は枝折れ等の傷口で、回復の見込みのあるものは、かすがい、細い縄等で接着する。回復の見込みのないものは、放置せずせん去する。

倒壊破損した果樹柵等は除雪を行い、できるだけ早くこれを起こし、支柱の補強、柵の引き上げ等の対策を講ずる。また、土砂、木灰等を散布して融雪を促進し、融雪後は排水及び畑の乾燥を図る。

11 消防水利の整備

市は、積雪期にも配慮した消防力と救急体制の充実強化を図るとともに、多雪地に適した多段式消火栓

や立上がり吸水管付防火水槽の整備に努める。

また、積雪期においては、随時パトロールを実施し、消火栓の使用に支障がでないよう、周辺の雪を除去するよう努める。

12 孤立集落対策

市及び県は、豪雪のため孤立が予想される集落について、生活道路の除雪並びに避難所の電気及び通信等のライフラインに関する雪害予防対策を講じるとともに、避難所で使用する暖房設備、燃料、携帯暖房品、食料、救助資機材等の整備及び備蓄並びに救急患者輸送対策等の推進に努める。

13 総合的雪対策

県は、雪対策の総合的かつ長期的推進を図るため、「山形県雪対策基本計画」及び「山形県雪対策アクションプラン」に基づき、市町村及び関係機関と相互に協力し、より実効性のある雪対策の確立と雪による障害の解消を行う。